

一般会計予算・決算審査常任委員会記録【速報版】

○招集日時 令和8年 3月12日(木) 午前9時 分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員	委員長	鈴木三男
	副委員長	海東一弘
	委員	長塚美雪
	〃	本田和成
	〃	岡口すみえ
	〃	佐野太一
	〃	小堤修
	〃	落合信太郎
	〃	染谷和博
	〃	入江洋一
	〃	加増充子

○欠席委員 なし

○出席説明員	市長	中村修
	教育長	石塚康英
	副市長	伊藤哲
	副市長	黒澤伸行
	総務部長	吉田文彦
	政策推進部長	齋藤嘉彦
	財政部長	田中英樹
	健康福祉部長	彦坂哲
	こども部長	助川直美
	まちづくり振興部長	森川和典
	建設部長	渡来真一
	都市整備部長	浅野和生
	教育部長	飯竹永昌
	消防長	岡田直紀
	総務部次長	立野啓司

まちづくり振興部次長
総務課長
政策推進課長
秘書課長
財政課長
管理課長
教育総合支援センター長
生涯学習課長
スポーツ振興課長
産業振興課副参事
スポーツ振興課副参事
安全安心対策課長補佐
財政課長補佐
管理課長補佐
教育総合支援センター
課長補佐
生涯学習課長補佐
スポーツ振興課長補佐
議 長
議会事務局長
議会事務局長補佐

海老原輝夫
土谷靖孝
高中誠
印藤智徳
谷池公治
山田哲也
仲田敦夫
秋山和也
稲村忠弘
岡田崇
野口勝彦
岡本純
河原崎拓人
今井正人
唐口薫
宮下克彦
岡田繭子
山野井隆
前野拓
小笠原一裕

○職務のため
出席した者

- 付託事件 議案第17号 令和8年度取手市一般会計予算について
○審査の経過

【ここから校正済み】

午前 9時 分開議

○鈴木委員長 ただいまの出席委員数 11名、定足数に達していますので会議は成立します。

それでは、ただいまから一般会計予算・決算審査常任委員会を開きます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。また、会派長を通じて委員が請求して提出いただいた資料を併せて登載してありますので御確認ください。

それでは、議案第 17 号、令和 8 年度取手市一般会計予算を議題といたします。

本日は、第 7 款、土木費、第 9 款、教育費以外の審査を行いたいと思います。本件につきましては、2 月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 17 号について、提出者の説明を省略することに、賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。したがって、議案第 17 号は提出者の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。一般会計予算に対する質疑については、事前通告することになっております。

委員各位に申し上げます。質疑は、議題に対して疑義をたずために行う発言です。質疑は簡単明瞭に行い、議題外にわたる発言、要望・お願いや、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただくよう、あらかじめ申し上げます。また、質疑に当たっては、予算書または予算説明書等の該当ページを述べてから、質疑をお願いいたします。さらに、この委員会における質疑時間は、一議題につき、質疑時間のみ 8 分以内となります。残り時間が 3 分となりましたら、ベルを 1 回鳴らします。また、残り時間が 1 分でベルを 2 回鳴らします。質疑時間がなくなりましたらベルを 3 回鳴らしますので、御承知おき願います。なお、質疑については、答弁を聞いて質疑への疑義が残った委員から、議論を深める質疑を認めております。

それでは、議案第 17 号のうち、歳入、地方債についてを議題といたします。執行部の皆様におかれましては、発言する際に、部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

質疑通告順に質疑を行います。3 人の委員から質疑がありました。

まず最初に、加増委員。

○加増委員 おはようございます。私のほうからは、ふるさと納税寄附金のところで、まず初めに説明書 15 ページの寄附金について伺います。その中でも、ふるさと納税、これは何回も何回も議会の中で、本会議でも出されてきましたけれども、これは金持ち優遇制度だということは、皆さん認識はあると思うんですが、改めて伺いますがふるさと納税の問題点、今後について、どのように考えているかお伺いします。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 財政課、谷池です。お答えさせていただきます。先日の総務文教委員会におきまして、遠山委員への答弁で申し上げたことと一部重複いたしますけれども、議員おっしゃるように、様々な論点でふるさと納税について御意見や課題があるということは、我々も認識はしております。ですが、令和 3 年度以降は、ふるさと納税による寄附金収入から募集経費を引いたものと、市税の控除額を比較するとプラスの状況にございます。そういったことから、市の財源確保の面からも、ふるさと納税の推進に力を入れていくことは、大きな効果のあることだというふうに捉えております。また、仮に取手市がふるさと納税の返礼品の提供を取りやめたとしても、市税の流出がなくなるわけではございません。

ので、市民の皆様提供する行政サービスのための財源が少なくなってしまうということになります。こういったことから、ふるさと納税には引き続き力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 資料ナンバー1にあるんですけども、ふるさと応援寄附金のランクごとの寄附金件数の5年間の推移を出していただきました。令和6年度は1万円から10万円未満、これが10万2,669件ということで、この10万円未満——相当なお金が寄附金として出されるんですが、ここから見ても金持ちの方が多いのかなって、普通のなかなか生活ぎりぎりの人は大変なのかなと思いますので、そういう意味では、やっぱり金持ち優遇ではないか——税控除もありますから、そういうふうに私は受け止めて質疑しました。これから問題点あるということなんですけど、改善点というのは考えられますか。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 制度自体の改善ということでよろしいでしょうか。

○加増委員 はい。

○谷池財政課長 ふるさと納税は、平成20年の地方税法改正によりスタートした制度でございます。この制度の趣旨としては、地域への寄附の選択を通して、その使われ方や地域の在り方などを考えるきっかけづくりとするという意義の下、生まれたものでございます。確かに、その後様々な問題が指摘されてるとは言いますが、国においても制度の改善を続け、国内に広く浸透して現在に至っている制度でもあり、また、制度があることにより市の財政にプラスになっているということも先ほどお答えしたとおりでございます。こういったことから、市として、ふるさと納税の制度自体の是非について何か申し上げるということはありません。引き続き、力を入れてふるさと納税の推進に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 次に、企業版ふるさと納税について伺います。この中でふるさと納税ではなく企業版ふるさと納税ということで、300万円を見ているという内容でございますが、この概要についてお願いします。

○鈴木委員長 篠原課長。

○篠原政策推進課長 政策推進課、篠原です。御質疑に答弁いたします。企業版ふるさと納税の制度の概要ということでございますけれども、制度——正式には地方創生応援税制と呼ばれる制度でございます。地方公共団体が作成し、国が認定した、地方再生計画に位置づけられるまち・ひと・しごと——失礼しました、地域再生計画に位置づけられる、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に企業が寄附を行うと、法人関係税から税額控除を受けられるというような仕組みでございます。寄附企業は通常の地方公共団体への寄附と同様に、寄附額の全額を損金算入することができ、課税所得の圧縮によって見込まれる税額効果約3割に加え、法人住民税、法人税から約4割、法人事業税から約2割の計6割の税額控除を受けることができ、合わせると、最大で寄附額の約9割が減税されるという制度になっております。この制度を通じて企業は、社会貢献活動や企業PR活動を行うこ

とができるほか、地方創生に関わる新規事業の開拓を図ることができるかとされております。また、私たち地方公共団体におきましても、御寄附いただいた財源を活用しながら、地方創生等を推進していけるというような制度でございます。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 このふるさと納税を寄附した約9割が、法人税関係——税が軽減されるという内容なんです。今、全国でいろんなところで、これが始まってスタートしているわけですが、その中で、原子力発電所の立地自治体へ企業が寄附して、施設再開発に寄附した事例などがある、またいろんな自治体で問題がある——救急車を買ってもらったとか、いろいろな問題があるんですが。そういうことは取手市には、これまで行ってきた中で、なかったでしょうか。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 お答えさせていただきます。資料の2番にも出させていただきましたけれども、取手市のほうでは令和5年から企業版ふるさと納税の実績がございます。一例を挙げますと、令和5年度には、取手駅西口ペDESTリアンデッキの時計の設置などが企業版ふるさと納税で実現しております。また、今回の補正予算にも計上させていただきましたけれども、防災備蓄品の購入などもこの企業版ふるさと納税で効果が上がっているものでございます。議員が御指摘のような、全国的には様々な課題があるということもあるのかもしれませんが、取手市においてはそういうことはございません。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 この企業版ふるさと納税で、取手市の財政に与える効果というのはありますか、伺います。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 先ほどもお答えしたとおり、企業版ふるさと納税によって企業から御寄附を頂いて、その結果、先ほど申し上げました、時計の設置ですとか防災備蓄品の購入をはじめ様々な効果は、市に生まれているというふうに認識しております。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 次に、法人市民税について伺います。資料は、これはナンバー12ですか。この2億3,061万4,000円の減収ということで、実態はどのような内容なのか。大手企業の減収が多かったのか、そこら辺を具体的にお示しいただければと思います。

○鈴木委員長 成島補佐。

○成島課税課長補佐 課税課の成島です。加増委員の御質疑に答弁させていただきます。令和8年度の法人市民税につきましては、法人税割、8億5,991万4,000円、令和7年度の当初予算と比較しますと、2億3,061万4,000円の減となっております。大手法人の——大手企業の減収ということなんですけれども、法人税割額の大部分を占めている大手法人につきましては、企業のホームページで公表されている決算短信を参考に見込みを算出しております。そのうち、一つの市内大手法人におきましては、令和7年第3四半期の決算短信におきまして、主力商品事業は好調であるものの、先行きの不透明感や追加関税の影響により、税引前純利益の年間予想が昨年度を下回ると予想されております。令和

8年度もその影響が続くと思われることや、原材料費や物流費・人件費等の高騰の影響を受けまして、営業利益は減収——減益となっているため、法人税割額が減となると想定をしております。また、その他の市内大手法人——大手企業につきましては、原材料費や物流費・人件費等の高騰の影響を受けまして、営業利益が減益となり、法人税割額が減となると想定をしております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 中小企業の税収見込みというのはどのように見えますか。

○鈴木委員長 成島補佐。

○成島課税課長補佐 市内の——市内に事業所を持つ大手法人以外の企業につきましては、特定の業種における業績の向上などは感じられず、同業者であっても、企業ごとにばらつきがある様子が申告状況から見受けられております。しかし、全体的には好調であると考えております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 資料請求のときもお伺いしたんですが、中小業者の中で税金払えない、非課税となる対象ってどのぐらいありますかという資料請求したんですが、分かりませんというんですが、実態そういう状況は把握されてますか。

○鈴木委員長 三浦次長。

○三浦財政部次長 課税課、三浦です。加増委員の御質疑に答弁させていただきます。そちらの——非課税につきましては、うちのほうでデータのほうをそろえておりませんので——この間お話ししたとおり、持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 非課税の業者がどのぐらいあるか分からないということなんですが、やはり圧倒的に多いのが中小企業の方々だと思うんですが、取手市の財政を豊かにするのも、皆さんの中小企業——業者の皆さんの発展、振興が一番大事かと思うんで、そこは大事に見て行って、好調だということなんですから、さらに支援していただきたいと思います。

次、固定資産税について伺います。固定資産税ですが、昨年——令和7年の予算と比較しますと、大幅に合計で見ても、昨年在7,256万5,000円だったのが、今回は2億9,300万円。そして、宅地も大幅に減って減額されていますが、この状況は、どういうところから来るんでしょうか。

○鈴木委員長 海老原副参事。

○海老原課税課副参事 課税課、海老原です。お答えさせていただきます。地価下落の要因につきましては、取手市ではバブル景気以降、人口減少や少子高齢化の影響も相まって、地価下落は継続的に続いており、税額の減少も同様に続いております。しかしながら、近年においては景気回復により、市全体の平均下落率は年々回復してきております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 この……

[小笠原議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす]

○加増委員 (続) 9ページを見ましても、固定資産税が大幅に減額になっている中で、何でこんなに地価が下落しているのか、取手市の地価の下落の原因というのは、どのように考えてますか。

○鈴木委員長 海老原副参事。

○海老原課税課副参事 先ほど申し上げましたとおり、取手市に限った話ではないようなんですけれども、一般的に人口減少、併せて少子高齢化が大きく影響しているものと分析しております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 この下落を抑えるために、人口減少を逆に人口を増やしていく、取手が魅力ある町にしていくというお考えの下で、今後そういうような施策も考えているんでしょうか。

○鈴木委員長 ちょっと質疑通告外の質疑になっておりますので、質疑通告内での質疑を心がけていただくようお願いいたします。

○加増委員 私は、地価の下落の要因はどこにあるんですかと、考えてますかと伺ったら、人口減少とかそういうところをお話しされたから、それ逆に人口を増やすこととか、魅力ある取手に……

○鈴木委員長 歳入の——今、歳入、地方債についての質疑なんで。

○加増委員 だから……

○鈴木委員長 また別の——それは政策とか……。

○加増委員 分かりました。検討していただければと思います。分かりました、いいです。逆をやればいいわけでしょうよ。

○鈴木委員長 続いて、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしく申し上げます。予算説明書9ページの固定資産税(家屋)について、固定資産税の増加要因について伺います。固定資産税の家屋については新築家屋の増により、前年度と比較して5,694万5,000円増との説明がございました。しかし費用を見ると、課税標準額の増加は、既存家屋がほとんどのように見えます。今回の固定資産税の増収は新築によるものなのか、既存家屋の評価額上昇によるものなのか、内訳を伺います。

○鈴木委員長 福地補佐。

○福地課税課長補佐 課税課の福地です。長塚委員の御質疑に答弁させていただきます。今、長塚委員からありましたように、多分言われてるところというのは9ページの新増分のところが、令和7年度、5万9,000平米、令和8年度が5万8,000平米となっているところで、令和7年度に比べて、令和8年度のほうが少ないのに、そこで増しているといった説明をしていたので、その詳細についての御質問だと思いますので、その辺について説明させていただきます。

まず、家屋の固定資産税につきましては、今回、令和8年度は3年に1度の評価替えの年ではございませんので、既存家屋は取壊し、滅失等を伴わない場合には、基本的には前年と同額で推移することとなります。令和7年度の下段の数字から、その取壊し分を加味

して除いた数字というのが、令和8年度の既存分のところに入ってきてまして、そこに、令和7年度中に、新增築された分が新たに課税対象として増加してきますので、例年である令和7年度の全体の課税標準額と比較しますと、主に令和7年度中に新增築された家屋分が増額になるといった説明をさせていただいたところです。以上になります。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 そういうわけで新築家屋が増という説明だということは理解しました。私からは以上です。

○鈴木委員長 最後に、私が委員として質疑いたしますので、副委員長と議事進行を交代いたします。

〔鈴木委員長から海東副委員長に議事進行を交代〕

○海東副委員長 鈴木委員長と交代いたしました海東でございます。

それでは、質疑を行います。

鈴木委員。

○鈴木委員 まず市税について、先ほど加増委員からも質疑がありましたが、法人市民税が、税割が2億3,000万円ほど、前年度から比べると21%の減ということなんですが、先ほども加増委員に対する答弁で、追加関税だとか物価高・人件費の上昇といったような要因で、かなりシビアに見てるような感じなんですが。私が、取手市に事業所とか工場がある大手企業数社を四季報で確認してるんですけども、業績自体は大手企業は軒並み増収・増益、ほとんどがなっています。そういう中で、これだけの減収の積算をしたというのは、ちょっと納得がいかないんですが、もう一度その辺の状況を説明していただきたいと思います。

○鈴木委員長 三浦次長。

○三浦財政部次長 課税課、三浦です。鈴木委員の御質疑に答弁させていただきます。先ほど、加増委員の御質疑に答弁させていただいたとおり、基本的な考え方はそうなんですけども、令和8年度に関しましては、主に市内の大手の企業の業績によるものでございまして、積算の方法としましては、大手企業においては先ほどお話したとおり、決算短信の内容を、そちらをもとに、そのほかにも企業へのアンケートも実施しておりまして、その結果を参考にしながら、予算の策定を行ったところです。

また、アメリカの追加関税とか円安や物価高と、そういったところも考慮しまして、予算のほうの積算を行ったところでございます。

○海東副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。それにしても、かなりシビアに見てるのかなという印象は拭えないと思いますが、これはこれで終わります。

次に財産収入について、お尋ねします。これ、この財産収入についても、予算書8ページなんですが、利子及び配当等が、近年の金利上昇によって、定期性預金等の利息が増えているというのが影響してるのかなと思うんですが、現在、本市で運用している基金総額については幾らあるか、お尋ねいたします。

○海東副委員長 齊藤次長。

○齊藤会計管理者 会計課、齊藤です。鈴木委員の御質疑に答弁します。令和8年の2月末現在でございますけども、特別会計の3つの基金——国保特会・介護特会・競輪特会、この3つの基金を含む17の基金の残高が、155億円でございます。そのうち、83億円を運用しているという状況でございます。以上です。

○海東副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。そうしますと、運用してる83億円の内訳——例えば定期性預金であったり、普通預金であったり、そういった構成割合というのは把握しているでしょうか。

○海東副委員長 齊藤会計管理者。

○齊藤会計管理者 お答えします。83億円の定期性預金運用の内訳としまして、市内金融機関に、10年のマルチコーラブル預金で20億円、これ、令和5年3月に行ってます。また、もう1口20億円同額で、令和5年7月に預け入れをしているという状況です。それ以外に、1年の定期預金で、10億円を令和7年3月、また、33億円を令和7年4月にそれぞれ預け入れをしているという状況です。普通預金の運用状況は、歳計現金と、いわゆる83億円の定期預金運用をしておりますところから差し引いた基金残額を、決済専用無利息型の会計管理者名義の同一口座で一括管理をしております。以上です。

○海東副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。では、このうち非常に有利な定期性預金の10年物ですか。金利的には、今幾らぐらいの金利で運用されてるんでしょうか。

○海東副委員長 齊藤会計管理者。

○齊藤会計管理者 お答えします。この20億円の金利ということによろしいんでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○齊藤会計管理者 マルチコーラブルの預金が——20億円が0.55%から0.60%という率でございます。1年の定期預金で、10億円のほうが0.45%、33億円が0.53%でございます。以上です。

○海東副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。この利息ですけども、もうちょっと財産収入を増やすためには、もっと有利な運用方法というのでも検討すべきじゃないかと思うんですが。例えば、債権での運用方法、債権ですと、途中、金利が上がったりすると額面割れするというリスクはあるんですけども、例えば10年償還ものであれば、償還時まで保有してれば満額で戻ってくるということもありますので、その辺の検討は、いかがでございましょうか。

○海東副委員長 齊藤会計管理者。

○齊藤会計管理者 お答えします。債券による運用についてという質疑でございますけども、様々な証券会社から御案内を受けて、検討しておるところでもございます。今現在、日銀が利上げに踏み切りまして、金利上昇中である現在は、債券の魅力度が落ちるため、債券価格が下落するというふうに言われております。10年の長期保有の際、このような

社会情勢が不安定な中、基金の性質上、不測の事態が発生した場合の、解約による元本割れというものも懸念されるところでもございます。また債券には多種多様な商品がある中で、安全な運用先ということも見極める必要があると考えています。今この金利上昇のタイミングでは、債券運用ということではなくて、定期預金を運用して安全性、確実性及び流動性の確保を重視してまいりたいというふうに考えてます。以上です。

○海東副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。本市では、財政調整基金として積立てている金額が25億円から28億円ぐらいあるかと思うんですけども、こういった基金というのは、大体固定的に、そう大きく変動するものではないので、こういう基金残高に見合うようなものは、長期の固定で、しかも有利な運用方法をもっと検討していただきたいということをお願い【「お願い」を「検討」に発言訂正】して、この質疑を終わります。

失礼しました。発言取消します。お願いはしません、検討してください。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員 訂正。

○海東副委員長 認めます。

それでは、鈴木委員長と議事進行を交代いたします。

○鈴木委員長 以上で歳入、地方債の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から疑義のある委員はおりますか。

長塚委員。

○長塚委員 私からは、まず2点ありまして、法人税の積算の件なんですけど、決算短信ではよくて、ヒアリングではネガティブな結果だった場合、どのように判断をするのか伺います。

○鈴木委員長 三浦次長。

○三浦財政部次長 課税課、三浦です。お答えさせていただきます。決算短信というよりも、どちらかというアンケートのほうが信頼性が高いかなと思ひまして、そちらのほうを重要視して判断をしております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。

次に、債券の運用についての質疑の件なんですけど、先ほど金利上昇のタイミングではという御答弁があったんですが、逆に金利上昇がある程度落ちついたときには、運用方法は検討されるという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 斉藤会計管理者。

○斉藤会計管理者 私の先ほどの答弁の中で、金利上昇が——市場金利が上昇をしているときには、債券の運用は適切でないというようなお話をさせていただきました。率が落ちついたときには、庁内で公金管理委員会というのがございまして、こちらの中で、そういった市場の金利であったり、情勢を見つつ、どのように預け入れたほうが得なのかというようなところも判断をしていただきながら、慎重に見極めて対応していきたいというふうに考えてます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員、よろしいですか。

ほかにありませんか。——なしと認めます。

これで、議案第17号のうち、歳入、地方債について、質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。

次に、議会費、総務費、消防費を議題といたします。執行部の皆様におかれましては、発言する際に部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

質疑通告順に質疑を行います。8人の委員から通告がありました。

まず最初に、入江委員。

○入江委員 入江です。よろしく願います。私のほうからは、庁舎の整備に要する経費についてです。予算説明書の、庁舎の整備に要する経費に関連し、新庁舎建設に向けた基本構想策定の経費が計上されました。本市の現庁舎は老朽化が著しく、防災拠点としての機能強化や市民サービスの利便性向上は待ったなしの課題だと思います。一方で、多額の建設費を要する大プロジェクトであるからこそ、市民に対し、いつ、どのような手順で新庁舎が完成するのかという、明確な道筋を示す責任があります。そこでお尋ねします。令和8年度に基本構想を策定した後、その後の基本設計、実施設計、建設工事、そして最終的な供用開始——オープンまで、現時点でどのようなタイムラインを描いているのか、具体的な年度目標を示してください。

○鈴木委員長 原部次長。

○原部財政部次長 公共施設整備課、原部です。よろしく願います。基本構想を策定した後のスケジュールですが、長寿命化か建て替えか、などによっても大きく変わってまいります。この先、基本構想・基本計画・基本設計・実施設計・建設工事といった手順で進めていくことになると考えております。現時点での整備方針が決まっておりませんので、具体的な供用開始がいつになるのかということは、現時点ではお答えすることができません。基本構想の中で、手法ごとのスケジュール感といったものを検討の材料にしていきたいと考えております。なお、建て替えを行っている他市の事例などを見ますと、検討の開始から供用開始まで、10年程度の期間を要している自治体が多くございます。当市におきましても、ある程度の期間が必要になってくると考えております。以上です。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。現時点では、手順は決まっていますが、まだ整備の方針が決まってないから、具体的なタイムスケジュールは無理とのことなんです。ここで一つ、ちょっとお尋ねしますが、建て替えとなった場合、この場所を——ほかの場所も視野に入れているのか。今の時点で分かることだけ。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 入江委員。ちょっと、それはもう、ちょっと質疑通告外の質疑になる可能

性あるので、その辺ちょっと。どうですか。執行部は……。

○入江委員 新庁舎整備に要する経費だから、新庁舎を整備するに当たって、違う場所も——建替えもここで視野に入れてるといことなので、建て替える場合、ほかの場所も考えているのか、それともこの場所だけしか考えてないのか。そのぐらいの考え方がいいんじゃないですか。

○鈴木委員長 原部次長。

○原部財政部次長 お答えします。今回の基本構想ですけれども、建て替えるのか、長寿命化するのかといったところの整備方針を今回の構想で決めるということですので、もし仮に建て替えとなった場合は、この後の検討の中で、そういったことも視野に入れてくるのかなというふうに考えております。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。

次に、新市新庁舎の基本構想策定に当たり、本市が進めるスマホ市役所との整合性について伺います。今後、行政手続のデジタル化により、市民が窓口で足を運ぶ必要は減っていくと考えられます。令和8年度の基本構想において、この変化をどう捉え、庁舎の役割を再定義されるのか、伺います。

私は、これからの市役所は、手続をする場所から、市民が日常的に集い、楽しむ多機能な公共空間へ転換すべきだと考えます。例えば、庁舎敷地内に、子どもから高齢者までが楽しめる高機能公園を併設したり、市民が表現活動や物販を行えるイベントスペース、あるいは本市の魅力を発信する観光交流拠点として、機能を組み込むべきではないでしょうか。スマホ市役所によって事務機能がスリム化される分、その余力を市民の生活の質の向上や、市外から誘客に資する観光名所としての設計に充てるべきと考えますが、当局の見解を伺います。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 財政課、谷池です。お答えさせていただきます。おっしゃるとおり、基本構想の策定においては、スマホ市役所の浸透などによる来庁者の減少などの可能性も踏まえた検討が必要と考えております。また、本構想の策定をした後の基本計画などの検討に当たりましては、市民の皆様にご活用いただくスペースなどをはじめとする、ほかの公共的な機能の複合化といった視点も重要になってまいります。いずれにしましても、基本構想の策定、またその後の基本計画や基本設計などの検討に当たりましては、市民や議会からの御意見も伺いながら、庁舎空間に求められる機能や将来を見据えた規模などについても検討していくこととなりますので、そういった様々な御意見を承りつつ、策定を進めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 御答弁ありがとうございました。スマホで済むからこそ、わざわざ行きたくなる場所にするという逆転の発想は、これからの市民の誇りの醸成に不可欠な視点です。新庁舎が取手の未来を象徴する、選ばれる町のシンボルとなるよう、創造的な基本構想策定を強く期待いたしまして、私の質疑を終わります。以上です。

○鈴木委員長 次に、小堤委員。

○小堤委員 おはようございます。小堤です。よろしくお願いたします。まず最初に、交通安全の施設整備に要する経費で、予算書 76 ページ、説明書 28 ページです。818 万 7,000 円が計上されていますが、その中で、道路反射鏡の設置工事が 421 万 7,000 円の計上ですが、今現在、市内に道路反射鏡はどのくらいあるのでしょうか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。お答えいたします。交通反射鏡は、交通安全のための補助施設といたしまして、見通しの悪い交差点等の危険箇所、現在、約 2,600 本設置してございます。以上でございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。それでは、来年度の設置工事の予算が計上されているわけですが、年間の設置本数と、あと壊れたときの修繕の本数というのは、どのくらいを見込んでるのでしょうか。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本です。令和 7 年度は新規を 24 基設置、修繕 37 基、対応いたしました。令和 8 年度においては、鏡面の大きさや柱の形状によっても単価は変わるところでございますが、新規設置を 25 基、修繕を 40 基、対応できる想定で予算を計上しております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。それでは次に、道路区画線の設置工事は、296 万 3,000 円計上されてるんですが、この道路区画線の種類というのは、どういうものがあるのでしょうか。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。道路区画線の種類についてですが、当課におきましては、車両の運転者に対する注意喚起のための路面表示をしております。主な種類にあつては、交差点注意、速度落とせ、歩行者注意などでありまして、通学路であれば、学童注意、通学路注意など設置しております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。いろいろあるのは分かりました。では、それらの中の年間設置箇所と、先ほどと同じように修繕箇所を教えてください。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。令和 7 年度は新規 21 か所、修繕を 15 か所対応いたしました。令和 8 年度におきましては、路面標示の種類や大きさに応じて費用が変わるところでございますが、新規設置が 20 か所、修繕が 20 か所対応できる想定で予算を計上しております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。

では、次行きます。災害対策に要する経費ですが、予算書 80 ページ説明書 30 ページで

す。これは6,076万3,000円が計上されていますが、その中で、新しい防災作成に――防災マップ作成に2,596万円が計上されています。令和8年度より変更となる防災気象情報とはどういうことでしょうか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心対策課、真田です。お答えいたします。令和8年度より変更となる防災気象情報は、これまでの防災気象情報において、どの災害情報がどの警戒レベルに相当する情報なのかが分かりづらく、具体的な行動がとりづらいついた課題がございました。これを解消するため、災害種別を4つに分類し、それぞれ5段階の警戒レベルに整理したものでございます。具体的には、災害種別が大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮の四つに分類され、警戒レベル5まで、段階ごとに早期注意情報、注意報、警報、危険警報、特別警報となり、発表される情報と警戒レベル、そして対応する防災行動の関係が明確になるものになります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。その説明の中で、易しい日本語とか音声コードということがありますが、これはどういったことでしょうか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。まず、易しい日本語とは、日常的に使用する日本語において、伝わりにくい言葉や言い回しを、相手に伝わりやすいものに変換し表現するものでございます。防災マップにおける易しい日本語の導入によって、外国人だけでなく、子どもたちにとっても、分かりやすく災害リスクや災害への備えを伝えることが可能となります。次に、音声コードにつきましては、防災マップの各情報を音声で聞くことができるよう、各ページに音声コードを掲載するものでございます。スマートフォン等のアプリでコードを読み取ることで音声流れる仕様となっております。目の不自由な方や高齢者にとっても、防災マップの内容を把握することができるような形になります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。まさにいい取組だと思います。では、この新しい取手総合防災マップの作成時期について、お尋ねします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。新しい防災マップの作成時期につきましては、気象庁において令和8年5月下旬より変更予定の防災気象情報などの反映を踏まえまして、8月中旬頃までに作成し、その後、全戸配布を行っていく予定で考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。

では、次に消防本部のほうです。いばらき消防指令センターに要する経費、予算書234ページ説明書113ページです。こちらは1億502万円が計上されています。その中で、この指令センターが3年かけて、大規模更新するということですが、これ具体的にどう

いうことでしょうか。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村でございます。小堤委員の御質疑に答弁させていただきます。いばらき消防指令センターは、令和8年度で運用開始から10年となりまして、システムの根幹を担うコンピューター関連の機器や無線機、基地局設備、これらの保守期限を迎えることから大規模な更新を行うもので、機器の保守期限を最大限に延長するなど、必要最低限の更新により経費を削減するとともに、3か年における事業費の平準化を図るものです。令和8年度は、無線指令機器のシステムの構築、令和9年度は、無線指令の更新機器の設置、令和10年度については、消防業務OAシステムの更新と、無線基地局機器の更新を行うものです。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。順次更新していくということが分かりました。では、負担金ですね。取手の負担金が、今回は1億486万2,000円が計上されてますけど、これは、毎年このような額なのでしょうか。

○鈴木委員長 飯田補佐。

○飯田消防総務課長補佐 消防総務課、飯田です。お答えします。予算説明書にあります、いばらき消防救急無線指令センター運営協議会負担金の内訳にありましては、いばらき消防指令センターの令和8年度の大規模更新事業費は7,793万1,000円で、指令センター指令員の増加に伴い、仮眠室・更衣室等の拡張工事の施設改修実施設計負担金が49万6,000円、そのほか、これまで負担金として支払いをしていた、いばらき消防指令センター運営協議会負担金が2,643万5,000円で、合わせて1億486万2,000円でございます。また、3か年事業でありますので、いばらき消防救急無線指令センター運営協議会で示されている取手市の3か年の負担金にありましては、令和8年度は先ほど申し上げましたとおり、7,793万1,000円、令和9年度は1億713万5,000円、令和10年度は7,197万円で、3か年の合計が2億5,703万6,000円となっております。今回、大規模更新にありましては、緊急防災・減災事業債が延長になり国の財政支援が受けられることと、茨城県からは——現在、茨城県議会において審議中ではありますが、5億円程度の補助金が受けられる予定でございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。莫大なお金が毎年導入されるということですが、それで、茨城県内には——この説明書に書いてあるように、22消防本部があるということですが、それを加えると、本当に膨大な負担金で賄えられるところもあるということだと思うんですが。では、そのお金をたくさんかけて出来上がった3年後に、どういう効果が、今までと違うものがあるのでしょうか。

○鈴木委員長 飯田補佐。

○飯田消防総務課長補佐 お答えします。119番通報の受信できる回線数を、33から41回線に増やし、処理能力が強化されます。また、サーバーのクラウド化により、セキュリティの強化が図られます。そのほか、119番の通報者が災害発生場所を明確に伝えられ

ないとき、周囲の目標物を2つ以上を伝えると災害発生場所の候補地を抽出できるシステムを導入いたしますので、災害発生場所の特定を強化することができます。また、大規模災害時にほかの消防本部に応援を要請するとき、必要な車両を近い場所から選別できるシステムを導入することで、指令体制の強化を図ることができます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。いろいろなところが更新されて、より安全を確保できるということがよく分かりました。

では次に、消防設備に要する経費ということで、予算書238ページ説明書115ページです。こちらは4,913万円計上されていますが、そのような中で、資機材搬送車、これ2,829万4,000円の計上ですが、これの搬送する物品等、今までの、この実績を教えてください。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村でございます。ただいまの質疑に答弁させていただきます。令和8年度に更新予定の資機材搬送車の大きなまず特徴としては、3トンの重機を積載するということができます。このほか、例えば平時において、水難救助等、そういったものが発生した際には、救助用の船舶、また水難救助隊の潜水資機材、これらを積み込むような状況になっております。また出水期においては、大雨が予想される場合など排水ポンプや土嚢、水防資機材などを搭載して、事前に即応体制をとり、人員を増強するなどに対応することとなっております。そのほか、出初め式やポンプ操法大会など、イベントなどでの大型の資機材や物品を搬送するなど、多岐にわたり活用している状況であります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。では、実績というのは、年間どのぐらいあるんですか。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 実績については、大雨等で実際に昨年なんかでも、ちょっと水害がなかったということで、例えば、集中豪雨など、そういった予想されたときに、対応しているということで。すみません、ちょっと件数まではちょっと申し上げられない状況なんですけども、そういった状況になっております。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。備えあれば憂いなしというところかと思うんですけども、では資機材搬送車、これ消防団のポンプ車、来年度の——計上されてますけど、それより480万2,000円、高額なんですってということ。この資機材搬送車は、諸元性能とか装備というのはどういったところがあるんでしょうか。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 ただいまの御質疑に答弁させていただきます。これまでの資機材搬送車は、2トンの平ボディのトラックがベースとなっておりまして、3段ブームの小型移動式クレーンが搭載された仕様でした。また、今回更新される更新後の車両については、まず、ベースが4トントラックとなりまして、一回り大きくなる、またエンジンパワーもあ

り、安定した走行が可能となります。また荷台を強固にし、搭載される仕様を変えることで、3トン型の重機を搭載できる——積載できる艀装を施すようになりますので、また、小型移動式クレーン、3段から5段にし、クレーンのジャッキ部分をハイジャッキタイプにすることで、キャビンのところ部分が高く持ち上がることによって、荷台部分が地面に接地するというので、重機がスムーズに積載できるような仕様になります。また、荷台には牽引するための油圧式のウィンチが搭載されますので、重量物の牽引、固定にも活用できます。非力な2トンベース車両の搬送車から、多機能な4トンベース搬送車に更新することによって、3.5トン未満のポンプ車より高額となったものです。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。いろいろな面でパワーアップするということが分かりました。この資機材搬送車、これはどういうふうに運用するのか、この切替えてやるのかその人間的なものとかそういうのはどうなのでしょう。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 答弁させていただきます。災害時に水害救助事案など、準備のいとまがない場合などは、乗換えや分散などにより、現在も吉田消防署の職員で対応しております。また、台風や水害等の大規模災害が予想される場合などについては、増員などをするなどで、出場体制の強化を図って、対応することとなっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 それでは、なぜこの資機材搬送車は吉田消防署にあるのでしょうか。この配置理由をお願いします。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 お答えいたします。令和25年度に、総務省消防庁から——ごめんなさい、失礼しました。平成25年度ですね。総務省消防庁から、現在、取手消防署に配置されています重機搬送車と、重機のほうが、無償貸与等、これを受けまして、水害救助などの対応においても、利根川等へのアクセスなども考慮しながら、取手署と同様に対応できるという理由から、吉田消防署へ配置を見直しております。また、このとき水難救助資機材なんかも併せて、吉田消防署へ配置換えをしております。こういったことから更新車両についても、重機などの運用の幅を広げ、吉田消防署に配置し運用するという事と考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。以上で終わります。

○鈴木委員長 次に、加増委員。

○加増委員 私は空家等の適正管理事業に要する経費について、まず初めに伺います。これは19ページでしょうか、報告書。まず、ここに通告してないんですが、前年度に比べて、経費が……。

○鈴木委員長 加増さん。通告してないというのはちょっと。通告した……

○加増委員 違う違う。初めに……

○鈴木委員長 (続) お願いします。

○加増委員 (続) この経費で361万3,000円が、今年は1,179万8,000円ということで、この違いをまず伺いたいなと思ひまして。

〔「それを通告しなきゃ駄目でしょ」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 それ、次行きますよ。

○鈴木委員長 いや、ですから、通告されていないのは取上げないように、質疑しないようにお願いします。

○加増委員 分かりました。空き家の実態についてまず伺います。

〔笑う者あり〕

○加増委員 分かりました。

答えられるでしょうよ、そのくらいは。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。お答えいたします。空き家等につきましては、近隣住民等からの草木繁茂、家屋の老朽化等により、情報提供がございました空き家等について、台帳管理をしており、今年度実施いたしました実態調査事業の結果を踏まえ、整理した結果、令和8年2月末時点におきまして676件となっております。以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 実態調査の資料も出ておりますけれども、第2次取手市空家対策計画(案)を見ましたら、令和5年で空き家が6,890戸とあるんですが、その実態はどういう状況でしょうか。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本です。こちらの空家等対策計画(案)のところに掲載しているところでございますが、こちら総務省の住宅土地統計調査、こちらの数字となっております。内訳についてですが、令和5年度において賃貸用の空き家が2,900戸、売却用の空き家が180戸、二次的住宅が190戸、その他、賃貸売却用及び二次的住宅を除く空き家が3,640戸となっております。こちら、3,640戸についてが使用目的のない空き家ということで多数存在している状態でございます。以上となります。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。資料の16にもその内容はあると思うんですが、管理不全状態の物件数が478件という先ほどおっしゃいましたけれど、なぜこういう状況になっていくのかということは、つかんでますよね。そういう中で行政指導を行われていると思うんですが、その効果はどのように表れてますか。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。行政指導の効果につきましては、空き家等の所有者に対して、適正管理の通知や助言等を行うことにより、敷地内の除草や建物の保修、解体など一定程度の改善が認められております。また、長期間にわたり指導を継続してきた結果、令和8年1月には、特定空家等の認定していた物件につきまして、所有者に

よる除却が行われ、更地となった事例もございます。このように、空き家等所有者への粘り強い働きかけにより、空き家等の適正管理や解消につながっているものと認識しております。以上となります。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 空き家の問題では相談もいっぱいあるんですけども、なかなかその所有者と連絡とれないとか、そういうこともありまして、また所有者と連絡とれてもなかなか踏み切ってくれないという、いろんなケースが出てくるんですけども、やはりここは、粘り強くと言いつつも、本来ならば空き家になる寸前の——朽ちる前の状況に——の段階でその空き家の活用も考えてはどうかと思うんですが、そういうところでは、粘り強く指導してるだけでは済まされないと思うんですがその点についてはどうでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。加増委員の御質疑のほうに答弁をいたします。ただいまの御指摘につきましては、空き家が発生するタイミングでの利活用——発生しないような形での施策が必要ではないかという御質問かと思っております。当市におきましては、空き家等の利活用の媒介制度を実施しておりまして、こちらにつきましては、その周知のタイミングといたしまして、現在市のホームページのほか、空き家の発生で多いタイミングが、所有者がお亡くなりになったときであると考えておりますので、おくやみデスクにおける、おくやみハンドブックなどで、制度の周知を図りながら、空き家が発生しないような取組を進めているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 第2次取手市空家等対策計画（案）の中で——27 ページでしょうか、空き家の利活用の促進ってあるんですね。これを読みますと、地域等の連携による活用を促進します、それから住宅需要の増加、定住促進、空き家数の減少、という流れの創出を目指しますという。具体的には何をやるかというのは、まだ決まってないということでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えいたします。空き家の利活用につきましては、あくまで住宅の取得者がどのような活用をしていくかというのを、まずは重要視するべきかと思っております。そのため、当市におきましては、中古住宅——空き家住宅も含めて、住宅のリノベーション補助金制度というのを行っております。これは中古住宅を購入して、住宅の性能を高め、長期的に使うためのリノベーションに対しての補助金を出す制度でございまして、こういったことが、空き家を減らして定住化を促進させるための取組の一つとして、今後も進めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 次に行きます。交通安全の施設整備に要する経費で、28 ページです。交通安全の施設整備に要する経費なんですけれども、令和8年の内容を見ますと、消耗品、それから道路反射鏡設置工事、道路区画線設置工事とありますが、具体的に場所と本数、お示しください。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全対策課の岡本です。お答えします。場所についてなんですけれども、交通の危険箇所、こちらに設置するというのがまず一つあります。こちら、市民からの要望に基づくものが主なものとなっております。こちら、各項目の設置に関する本数などにつきましては、先ほど小堤委員の御質疑にも御答弁させていただいたところでございますが、交通安全立て看板、こちら消耗品費で計上しているものです、こちらが25枚、道路反射鏡、こちら新設が25基、修繕が40基、路面表示、こちらが新設が20か所、修繕が20か所、こちらの想定で見込んでおります。以上となります。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 そういうところが予算化されたんですが、これは定期点検とか、まめに職員の方が見て回るとか、そういうことはされてるんですか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。定期点検につきましては、特にカーブミラーなんですけど、倒壊による危険性が生じる可能性があるものにつきましては、昨年度から本年度にかけて、設置から5年以上経過してございます反射鏡、約2,200本の点検を職員により実施し、その結果19基——19本のカーブミラーの修繕を行っております。また、区画線の劣化や視認性の低下につきましては、市民の方からの通報のほか、日常業務や通学路点検などを通じて、状況の把握に努めているところでございます。以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 あと、この道路区画線設置工事ということなんですけど、道路区画線というものは私は単純に見ると、道路のところに白線が書いてある、そういうことなのかなと理解してたんですが。市道・県道・国道、取手市内にはたくさんありますが、消えた区画線、そういうところの路面表示の所管が、どこに行けばいいのか分からないということがよく聞かれるんですが、分かりやすく市の責任で、関係機関に実施を要請すると同時に、市民にもきちんと知らせていくべきではないかと思うんですけど、その点についてどう考えてますか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 お答えいたします。区画線につきましては当課でございます、先ほど小堤議員にもお答えさせていただきましたように、通学路の危険の表示や、そういったものがあるんですけども。そのほかに、外側線、白のセンターライン、あとゼブラゾーンなど、そういった対応は市のほうの管理課のほうでも行っているところでございます。そのような中で、市民の方から要望があった際には、市道におきましては、管理課と当課でございます安全安心課のほうで協議をしながら、対応を図っているところでございますが、県道や国道につきましては、その都度、県や国のほうに要望をお伝えしているという対応をしているところでございます。以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 白線が消えてて危ない、そういう声がたくさん聞かれてるんですけども、

なかなか県のほうに電話しても、警察へ電話しても、あっちこっち消えてからやりますって、予算がありませんという答えが繰り返し返ってくるんですよね。そういう点についても、きちんと、こちらから……

[蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす]

○加増委員 (続) その都度伝えてるということでは、大丈夫ですね、やれますね……。じゃあ、いいです、これについては。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○加増委員 いいです。

○鈴木委員長 次、お願いします。

○加増委員 庁舎の整備に要する経費なんですけど、先ほども入江委員から出ましたけれど、この取手庁舎整備基本構想策定にあたって、庁舎の基本的な在り方、考えていると思うんですが、どういうふうを受け止めてますか、考えてますか。

○鈴木委員長 原部次長。

○原部財政部次長 公共施設整備課、原部です。

○原部財政部次長 今回の取手庁舎整備基本構想の策定ですが、今年度、築55年を経過しました本庁舎や議会棟、これの今後の在り方を検討した際に、現在の庁舎が抱える課題や求められるニーズも整理した上で、長寿命化だけでなく、建て替えも選択肢に入れて、慎重な検討が必要である、という結論になったことから、それらの検討を行うものです。そのため、取手庁舎に配置すべき機能、ほかの公共施設との役割分担などについては、その後の段階で検討を進めていくことになると考えております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 庁舎は、市民の方はもちろん、職員の方も働く場であるし、利用しやすく、開かれた庁舎になってほしいというのは、皆さんの願いかと思うんですが。そういう中で、ワンストップサービスとか、そういうことも含めて、今検討されているということなんでしょうか。

○鈴木委員長 原部次長。

○原部財政部次長 お答えします。今もお答えしたとおり、基本構想というところで、建て替えるのか、長寿命化していくのかというところで、まだ具体的にどういう機能を入れるかというところまでは至っておりませんので、その後の段階で検討を進めていくことになると思います。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 予算書の60ページなんですけれども、情報公開及び個人情報保護に要する経費についてなんですけれども、この報酬については分かりました。それで、私もこれ資料請求しましたら、ホームページにあるよと言われて、ホームページを見ましたら、その運用状況はよく分かりました。そういう中で、ここに審議会と審査会の開催内容があるんですが、審査会の開催状況について、不服審査会と私は認識してるんですが、どのような状況——回数状況はどうなんでしょいか伺います。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。御質疑に答弁いたします。審査会についての開催日数ということで承らせていただきました。不服審査会ではございませんでして、取手市情報公開及び個人情報保護審査会の開催日数として、御答弁をさせていただきます。令和7年度につきましては、4回開催をこれまでしているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。これ、なぜ質疑に入れたかという、審査会がどのぐらい行われてるのかなという疑問もあった——そういう中で、ある方から、不服審査請求を行ったが、審査手続の終結まで1年半または9か月と、そういう長い期間かかったということなんですが、なぜこのような……

[蛭原議会議務局次長ベルを2回鳴らす]

○加増委員 (続) 時間かかるのか、伺います。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 お答えいたします。これ結論が出るまでには、一日も早く結論を出していただきたいという請求人の方の思いは承知して、委員の皆様が審議しているところでございますが、会議の間は様々な資料を各委員の皆様が調査をして、そして会議を開催して、協議・審議をしているところでございますので、すぐにその結論を出すための組織ではございません。公平に、公正に、請求に対しての判断するものでございますので、事件によっては、多くの年数がかかる——月数がかかることもあるというところで御理解をいただければと思います。

○鈴木委員長 加増委員。あと56秒。

○加増委員 56秒……。じゃあいいです、もう。

○山野井議長 委員長、すみません。いいですか。

○鈴木委員長 はい、山野井議長。

○山野井議長 ごめんなさい。これ質疑していただいているんですけど、質疑の理由が書かれてないので、ちゃんと埋めていただいてから、審議臨んでいただいたほうが、時間の短縮になると思いますので、よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 加増委員。よろしいですか。

○加増委員 ——話しました。

○山野井議長 それを書いてください。皆さんルール守ってやっていますので、お願いします。

○鈴木委員長 よろしいですか。

次に、染谷委員。

○染谷委員 それでは、よろしくお願ひいたします。広報発行に要する経費の中で、こども版広報とりでについてお伺ひします。こどもまんなか社会の実現に向けた取組の一つと考えておりますけど、これを発行しての効果をごどのようにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課、数藤です。委員の質疑に答弁させていただきます。こども版広報とりでは、本市が掲げるこどもまんなか社会の実現に向けて、全庁的な取組が求められる中、魅力とりで発信課が管轄する広報発行業務において、子ども

目線に立った広報紙の発行ができるよう取組を進めた事業の一つです。事業効果についてですが、紙面の作成に当たり、小学生、中学生をこども特派員として募集し、小学生3名、中学生2名の児童生徒から手を挙げていただき、市内の魅力を取材していただきました。取材を終えたこども特派員からの感想は紙面でもお伝えしているところですが、取手をもっと知りたい、取手の魅力を家族や友達に伝えたいなど、まさに本事業の目的に沿った、郷土愛の醸成につながったものと感じております。今回、市内の小学校、中学校には、デジタル配信を通じて、広報紙読後のアンケート調査を任意で実施しており、現時点でおよそ800件以上もの回答を頂いております。詳細については集計分析中でございますが、「工場や芸術など、様々なものがあって、取手ってすごいと思った」「高校生になったら、ボランティア活動してみたい」「漫画が面白かった」などの様々な感想を頂いており、大きな郷土愛の醸成効果を生んだものと捉えております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。今、特派員の方が何名かということで、どのような形で募集したんでしょうか。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課、数藤です。広報誌を通じて、公募をさせていただきました。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 中々ね、応募して、そんなには来ないと思うんですけども、非常にいい内容で、あと、この間出したユーチューブのショートのやつ、3本を見させていただきましたけど、その中の1本が、小学生が取手市内を回るといふのがありまして、非常にいい動画だなというふうに思っております。また今回、これの配布についてなんですけども、配布方法はどのようにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課、数藤です。質疑に御答弁いたします。こども版広報とりでの配布方法についてですが、基本的に市内の小学校、中学校には、児童生徒が保有するタブレットにデジタル配信を行い、高校生を含めた一般市民向けには広報とりでと同じく、市内公共施設をはじめ、スーパー、コンビニ、郵便局などに紙媒体で配架し、広報とりでや市ホームページ、各種SNSなどでPR周知をしております。そのほか、追加措置といたしまして、学校タブレットの機種入替えが今年度3月にございまして、学校によっては、タブレットの改修時期に差異があることが分かったため、子どもたちにゆっくり広報を読んでもらうよう増刷を行い、卒業を控えた小学6年生と中学3年生を優先して、紙媒体でも配布し、その他在校生については、学年末までに配布を行う予定となっております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 デジタル媒体だけでなく、紙媒体もそんな枚数なくていいと思うんですけども、各学校に配っていただいたほうがいいのかなというふうに思いました。それでタブレットにそのまま送れるということなんですけども、それを見る——見たか見ないかとい

うのは分かるんでしょうか。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 お答えいたします。タブレット配信、今回初めての取組ということもありまして、いろいろな課題が見えてきましたけれども、先ほどお話ししましたアンケート調査結果をデジタル配信のときに実施したことによって、800件以上の回答いただけたということは、非常にデジタル配信の効果もあると思います。ただ、お子様によっては、タブレットの活用がどの程度のものか個人差はあると思いますので、その辺は学校などのお話などもお伺いしながら、また父兄の方にもお話聞ける機会があれば、そういったことを参考に、反映させてまいりたいと思っております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは次に移らせていただきます。防災施設等の整備に要する経費について、まず、防災ラジオの普及ということで、防災ラジオがもう何年ですかね、たちまして、その効果のほうはどのようにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。お答えいたします。防災ラジオは防災行政無線からの情報を御自宅で聞くことができる防災情報取得手段の一つであり、住宅の機密性や地形、気象情報などの影響で、防災無線放送が聞き取りづらい世帯や、スマートフォン等の操作が不慣れな世帯におきましても、御自宅で放送内容を確認することができるため、市民の迅速な避難行動や災害対応につながる効果があるものと考えてございます。

○鈴木委員長 染谷委員。はい私のうちもあるんですけど非常にですね聞きやすくっていいかなと思うんですが、普及目標とかございますか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 お答えいたします。普及目標につきましては、防災無線放送が聞き取りづらい世帯やスマートフォン等の操作が不慣れな世帯など、御自宅における防災情報の取得方法——手段が必要な方を中心に、普及を進めてまいりたいとそのように考えてございます。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 現在、市民の何割ぐらいの世帯に届いてるんでしょうか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心対策課、真田です。お答えいたします。令和元年度より御希望のある世帯からの申請に基づき貸与を行っております。現在までに2,370台の貸与を行っている状況でございます。以上です。

○鈴木委員長 渋谷委員。

○染谷委員 ちょっと少ないような気がするんですけど、その辺どのようにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 お答えいたします。防災ラジオにつきましては、避難訓練、防災訓練や様々なイベント、また期日——選挙中の期日前投票の出口においても、周知を図ってきているところなんですけども、なかなか今年度は特になかなか伸びないような状況もありますので、併せて出前講座、そういった場所においても周知は進めているところではあるんですが、これも令和元年からスタートした制度でございまして、ある一定の層までは届いている部分はあるのかなと思うところでは考えているところでございます。ただ、今後とも様々な機会を通じて御案内はさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 以前、よく市民の皆さんのお話を聞くと、防災無線が聞き取りづらいということをすごく言われました。防災ラジオを導入してからは、全く言われなくなりましたので、そういう気になさってる方は、導入していただいているのかなと思うんですけども、そうじゃない方、特に高齢者の方に、これしっかり配布していただきたいな——いろいろありますけども、そういうふうに思っております。

続きまして、災害井戸についてなんですけども、現在災害井戸を複数ございますけども、この設置を増やす方向というのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。お答えいたします。災害時協力井戸の増加につきましては、自主防災組織を通じて、地域の方へ井戸の登録について御案内を行い、令和7年度におきましても、新たに9か所の井戸を追加し、現在市内で28か所に増加している現状でございます。今後も市内全域でバランスよく井戸の確保ができるよう、取り組んでまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 災害井戸も結構年数たっておりまして、発電機等を貸与されてると思うんですが、その毎年、何らかのエンジンをかけたりとかそういうことをやられてるんでしょうか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。毎年、設置者のお宅にお伺いしまして、エンジンの指導と、ガソリンの交換等というものを行っているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 ガソリンもそのままお願いしてるということで、何Lぐらいを在庫にいただいているんでしょうか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 1か所につきましては、10Lというものを携行缶に入れてお渡ししているという状況でございます。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 10Lですと、何時間ぐらい稼働できるものでしょうか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 すみません。その稼働状況にもよるかなというところで、すみません、具体的に何時間というところは、すみません、申し上げ——持ち合わせておりません、すみません。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 災害起きたときにガソリンとか手に入りづらいんですけども、そうなったときには、その井戸を設置していただいている方に、ガソリンを取手市がお届けするような形がとられていると考えるとよろしいですか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 はい。そのように考えてございます。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 よろしく願います。

次に移らせていただきます。防犯に要する経費についてです。現在市内2か所で防犯ステーションございます。非常に好評ですが、新しい防犯ステーションの設置予定というのはあるのかどうか、お伺いします。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。お答えいたします。防犯ステーションにつきましては、令和8年度におきまして新たな設置の予定というのとはございません。ですが、現在、市では防犯対策の拠点として2か所の防犯ステーションを運営してございまして、地域防犯活動の拠点として、安全安心の確保に一定の成果を上げているものと認識してございます。そんな中で、令和7年9月に一般会計予算・決算審査特別委員会において、防犯ステーションの運営について、犯罪情勢や地域とのバランスを総合的に判断し、機能の充実を図ることと提言も頂いているところでございます。そのため、既存の防犯ステーションの体制において、学校の休業中における青色防犯パトロールの運用強化や、防犯活動推進員による防犯キャンペーンの参加など、機能充実を図っているところでございます。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 地域から要望があった場合は検討されると思うんですけども、現在、要望のある地域はないということですか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 現時点におきましては、要望はございません。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 要望する場合、何か大きなハードルみたいなものがあるんでしょうか。地域がちゃんと町会単位とか、そういうので要望すればいいんですかね。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 お答えいたします。やはり、防犯ステーションという性質もございまして、個人というよりも地域の中で要望していただくとか、そういったことを考えてございます。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○染谷委員 はい。

○鈴木委員長 次に、長塚委員。

○長塚委員 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費について、予算説明書 23 ページです。本会議で、30 億円のこちらの予算設定について、高い目標を持って、さらに強力で推進していこうという思いということでしたので、ここで具体的に詳細を伺ってまいります。まず、新たなポータルサイトは、どのような視点で選定をするのでしょうか。

○鈴木委員長 佐藤室長。

○佐藤ふるさと納税推進室長 財政課、ふるさと納税推進室の佐藤です。お答えさせていただきます。新規のサイトを選定する際には、まず導入費用がかからないことや、サイトの特徴、市場でのシェアなど、様々な点を考慮して選定を行っております。今後の新規サイトとしましては、まず、取手市の名前を御存じない方や、これまで取手市への寄附を行ったことがない新規の方も広くターゲットとでき、多くの方が利用されているオンラインワンストップ特例申請の申請等からの流入が期待できるサイトを候補として考えてございます。新規サイトの開設に当たりましては、ページ作成や情報精査も必要となるため、委託事業者とも調整の上で、早期受付が開始できるよう取り組みたいと考えております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 露出の拡大ではなく、多くの方が利用されているサイトを通じてサイト選定していくということでした。

では次に、返礼品ラインナップの拡充の取組について伺います。

○鈴木委員長 佐藤室長。

○佐藤ふるさと納税推進室長 お答えさせていただきます。まず、返礼品ジャンルや種類を増やすことで、寄附につながりやすいということが一般的にいわれるため、市では随時、登録事業者や返礼品の拡充に取り組んでいるところです。令和 7 年度中には、市内事業者の訪問だけでなく、J A 茨城みなみの協力で会報誌へのチラシの折り込みや、共通返礼品の開拓、ほかに体験型返礼品の開発にも力を入れ、事業者数・返礼品数の増加に努めてまいりました。令和 8 年度も引き続き、より魅力的な返礼品の開発に取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 令和 7 年度は、花火大会のテーブル席ですとか、先月——2 月には渡辺甚吉邸の見学のような、取手市オリジナルの体験型納税がすごく印象的だったんですけど、令和 8 年度もその予定があるのでしょうか。

○鈴木委員長 佐藤室長。

○佐藤ふるさと納税推進室長 お答えいたします。私どもでは現在、体験型返礼品の発掘に力を入れておりまして、今おっしゃっていただいたとおり、前田建設工業株式会社様と市内レストランとの御協力を得て、新たな返礼品提供を開始したばかりでございます。こうした体験型の返礼品というのは、話題になりやすいというだけではなく、市外の方が取

手市を訪れていただくきっかけとなるため、さらに好意的な御評価を頂ける機会も多いため、開発に取り組んでいるところでございます。詳細は今お伝えはできないんですが、現在も話題性が高いであろう新たな体験型返礼品を検討中でございますので、提供が決定いたしましたら、またお知らせできればと考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 では次に、広告の活用方針ということで、予算説明の際には、広告のさらなる有効活用ということだったんですが、詳しくお願いします。

○鈴木委員長 佐藤室長。

○佐藤ふるさと納税推進室長 今年度につきましては、ポータルサイト内での検索連動型広告や取手市バナーの掲出、特集ページ内での取手市紹介など、インターネット上での広告を主に取り扱ってまいりました。サイトごとに特性も異なるため一概に申し上げることはできないのですが、検索連動型及びバナー型広告において、通常よりも高い広告効果、クリック率を得ることができている状況でございます。令和8年度は今年度の経験を踏まえまして、検索連動型広告や、さらにネット上での取手市バナー掲出など、同様に電子上での広告を積極的に活用してまいりたいと考えております。今年度得られた知見から、ポータルサイトの種類や広告の種類、また広告にかける返礼品の種類、実施時期等により、広告効果を考えながら、さらに中間管理事業者にも相談しながら、時期や内容を精査して、効率的な運営をしたいと考えております。より多くの場所で取手市をPRし、さらに魅力的な返礼品の露出を増やして、寄附獲得に取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 より効果的な広告の活用をお願いします。

最後に、企業版ふるさと納税の取組についてです。予算書によると、66万円が計上されていて、仲介業者を活用することなんですが、業務内容について詳しくお願いします。

○鈴木委員長 佐藤室長。

○佐藤ふるさと納税推進室長 お答えいたします。企業版ふるさと納税というのは、先ほどもありましたが、税制上の優遇措置や、企業による社会貢献活動の一環としてのブランドイメージを高める効果などから、全国的にも寄附件数・寄附額が伸びておまして、取手市としましても新たな財源を獲得するために、令和8年度、専門事業者への委託を考えるに至っております。委託の内容としましては、チラシやポータルサイト等を通じた、直接・間接の営業活動のほか、取手市への寄附を希望する企業の御紹介を頂くこと、さらに各種企業とのマッチング業務などを想定しております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 これは、専門業者は1社でしょうか。

○鈴木委員長 佐藤室長。

○佐藤ふるさと納税推進室長 こちら、1社に限る必要はないというふうに考えておまして、まず事業者の選定につきましては、導入費用がかからないということや、自治体では困難な、幅広い企業様へのお声がけが可能な営業力があるかどうか、さらに、これまで

の実績や事業者ごとの強みなども踏まえて検討を進め、寄附紹介が期待できる複数事業者様への委託を考えております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。30億円に向けて、引き続きよろしく申し上げます。以上です。

○鈴木委員長 次、本田委員。

○本田委員 本田です。よろしく申し上げます。まず、広報発行に要する経費ということで、広報とりでについて、お伺いします。予算説明書が20ページになります。印刷部数が3万4,000部ということで、折り込みが2万3,610部。資料頂きまして、資料のほうで、コンビニとスーパーで約5,400部ということになります。そうすると、残りが約5,000部になるんですけども、この残りの5,000部というのは、公共施設とかあと病院・郵便局、こういったところで間違いないでしょうか。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課の数藤です。本田委員の御質疑に答弁いたします。お見込みのとおりです。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。新聞購読が少なくなっている中で、折り込みについてですけども、配布エリアというのが把握——本来できると思うんですけども、この把握というのはしてるのかどうか、お伺いします。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課、数藤です。本田委員の御質疑に答弁いたします。市内13か所の新聞販売店と契約して、ほぼ市内全域を網羅した形で折り込みをしているというような状況でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 恐らく、1部8.8円くらいになるのかなと思ってるんですけども、大体そのぐらいで間違いないでしょうか。

○鈴木委員長 星副参事。

○星魅力とりで発信課副参事 魅力とりで発信課、星です。質疑にお答えいたします。はい、お見込みのとおりです。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。それと、配置場所について、お伺いします。配置場所によっては、取られる部数というのは違うようですけども、取られやすい場所、こういったことを行政のほうから提案してるのか、それとも配置場所にお任せしてるのか、これちょっとお聞きします。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 本田委員の御質疑に答弁いたします。配置のスーパーとかコンビニなど、その配置場所は、できるだけ目につくところというところをお願いしておりますが、詳細については、もうあくまで各店舗ごとに、あと施設ごとに、それはお任

せしている状況です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 配置場所の回収率、スーパー・コンビニ、大体同じような回収率になってると思います。そういったことから、大体見込みが分かると思います。もっと厳密に部数調整ができるんじゃないかなと思うんですけども、これについてはどうでしょうか。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課、数藤です。御質疑に答弁いたします。部数については、随時、各施設の残部数などを見ながら、部数調整は行ってるような状況でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。それと、地域によって新聞購読に差があると思うんですね。先ほど折り込みエリアの把握ということをお聞きしたんですけども、新聞をとってない世帯が多い地域というのがあると思います。そういったところの対策ですけども、例えば、媒体をデジタルにするとか、その場合でも周知方法が必要だと思いますし、もしくは細かく折り込むということになると、新聞をとってなくても、地域新聞などの折り込みとかも検討されたことというのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課、数藤です。お答えいたします。いわゆる商業紙な部分の折り込みまでは、もちろん検討には入ってございましたけれども、そこまで実施には至ってないというところです。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 場合によっては一般紙の折り込みよりも、地域新聞のほうが安くできる可能性というのが——一部当たりで安くできる可能性があるのと、地域新聞ですと、本当に細かい地域、どこどこの何丁目とか、そこまで指定ができるようになってます。ちょっと、ぜひこれ調べていただきたいなと思います。事業とか様々な情報周知って、この広報が大きなメインになってると思うんですね、折り込みの配置の方法とか部数については、しっかり、これ検討する必要があると思います。今やっぱりデジタルとか、いろんな紙媒体とか、これ過渡期になってると思いますので、その辺よく十分検討した上で今後進めて頂きたいなと思っております。以上です。

続きまして、自転車駐車場の維持管理に要する経費についてなんですけども、サイクルステーションについてお伺いします。サイクルステーション、まず、契約率と利用率についてお伺いします。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。お答えいたします。サイクルステーションとりでにおきましての定期利用者の契約率は直近の数値である令和8年1月末時点におきまして、機械式が42.7%、自走式が94.5%、原動機付自転車が、81.2%となっております。また、一時利用、短時間利用者を含めた利用率といたしましては、58.4%となっております以上でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 これ利用率がちょっと下がってるんじゃないかなと思います。令和6年の決算で出され——出させていただいたのが、機械式の自転車の利用率が46%ぐらいだったと思うんですね。バイクのほうはちょっと上がってて、利用率のほうも恐らく半分ということで——約半分強ということで、ちょっと下がってるんじゃないかと思います。それで、管理委託料が、昨年とおとし、これ4,400万円くらいだったと思うんですけども、これ歳入の——歳入を抜くと大体3,000万円くらいのマイナスになってると認識しております。令和8年度予算は、委託料が5,000万円を超えているというような増額になっているんですけども、これ増額分は部品交換や人件費の内訳ということな説明であったと思うんですけども、この増額分の部品交換と人件費の内訳についてお伺いします。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本です。お答えします。増額分の内訳でございますが、部品交換こちら機械式の駐輪場の定期的な部品交換費が大きく占めております。そちらが増額としては、部品交換自体の増額が約450万円。人件費については約150万円程度の増額となっております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 2月に長期継続契約ということでこのサイクルステーションの契約結んでると思うんですね。今回この増額になっているんですけども、契約率それから利用率、これ伸びない状況の中で、今回のこの長期継続契約というのは、令和7年からこの長計継続契約されてるんですけども、令和7年度は、今年の——令和8年の3月までの契約だったと思うんですけども、今年、この2月に入札を行ったこの契約については、これはいつまでなんでしょうか。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。長期継続契約でございますが1年となっております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。ありがとうございます。やっぱり非常に経費がかかっている状況で、契約率が——利用率が伸びてないという状況の中で、やっぱり施設自体のこの在り方というのをもすごく検討する必要があるんじゃないかなと思っております。その辺、しっかり検討していただきたいなと……

[蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす]

○本田委員 (続) 思っております。それと、サイクルステーションをLED化の工事を——今回入ってます。この効果、どの程度になるかというのを、もし分かればお伺いします。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。照明器具のLED化による省エネルギー化というところなんですけれども、LED化することにより、電気料金、15%程度削減が想定しております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、災害対策に要する経費になります。消耗品費が大幅な増額になってるんですけども、これは品数を増やしたのか、それとも物価高騰によるものなのか、この増額の要因をお伺いします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心対策課、真田です。お答えいたします。増額となった主な要因としましては、製品単価の上昇や備品の——備蓄品の数量見直しに加え、備蓄品目の追加によるものでございます。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 それから資機材のパーティションなどの備品、これ必要数には達していないんじゃないかなと思っております。現在のペースで必要数に達するほどの期間がかかるのか、これもし分かればお伺いします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。現在、順次購入を進めているところなんですけども、まだまだ足りないというところで、ある程度大きい——長い時間は必要になってくるかなというふうに考えております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ぜひ計画立ててめていただきたいと思います。

それと、期限のある水とか非常食、これは毎年自主防とかに配置し——配布をしてると思うんですけども、いわゆるこのロス廃棄みたいなものというのはあるのかどうかお伺いします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 各自主防組織の訓練実施等にお配りをさせていただいて、防災意識の向上に役立てていただいているところでございます。廃棄についてはすみません、ローリング——賞味期限を迎えるアルファ米につきましては防災組織に配付しております。社会福祉協議会を通じてフードバンクに提供しており、廃棄することなく有効に活用しているところでございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 どうもありがとうございます。

続いて、防災施設等の整備に要する経費についてなんですけども、これ防災無線の保守点検委託料というのが非常に高額になっております。この内容も野外拡声機の子局の点検及びバッテリー交換と、これ隔年でやってるということなんですよ——なんですけども、令和6年も、大体1,500万円ぐらいだったと思うんですね。今回、1,000万円くらいさらに多いんですけども、この内訳をお願いします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 今回、バッテリー交換——バッテリーの交換時期を迎えるということで、業者さんのほうに見積りをしましたところこういった金額が出てきまして

計上させていただいたということでございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 かなり金額に差があると思うんですけど、隔年ということで令和6年と比べても。この辺ちょっともう少し詳細に教えていただければと思います。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 今回につきましては、バッテリーそのものの交換——物の交換というものが入っており、ございますこちらが約1,300万ぐらいかかっているのです、その分の令和6年度に比べてからは増額という形になってございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 もちろんこれ必要なものだと思いますので、その内容が、今分かりましたんで——分かりました。ありがとうございます。以上です。

○鈴木委員長 次に、佐野委員。

○佐野委員 佐野でございます。これから3日間よろしく願いいたします。

まず、空家等の適正管理事業に要する経費についてです。予算説明書19ページ、資料のほう、16番、御覧ください。まず、令和7年度に実施した空家実態調査の結果についての評価をお願いいたします。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。令和7年度実施しました空家等実態調査、こちら結果につきましては、1,823件実施いたしました。除却されていた物件、101件、人の居住の状態であったり、適切に管理されていた物件が244件、樹木繁茂、構造物の破損等、管理不全状態の物件が478件ございました。そのような物件、把握した中で、こちら、その状況に応じまして、管理不全の物件につきましては、順次、こちら調査結果を精査しまして、助言が必要であると判断した空き家等に対し、適正管理を求める通知を行い、全203件通知をすることができました。また、調査において、構造物の破損等が確認された空き家等については、特に危険性の高い改善が認められない物件に対しまして、再調査を実施した上で、特定空き家等、管理不全空き家等として認定して、所有者に対する助言指導を行っているところでありまして、効果が期待できたと——確認できたところでございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 今後、その調査結果をどのように活用していくのか、全体を通じて、ちょっと御検討いただいた結果など、お知らせください。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。先ほどもあったところですが、こちらのほうで把握した情報については、情報を精査して台帳管理、こちら整理をさせていただきました。さらにで、こちらの特定空き家等、管理不全空き家等として、候補として認められる物件に対しては順次、調査などを行いまして、こちらの指導等を行ってまいりたいと思います。また草木繁茂など、確認された空き家等もございますので、そちらに対してはより早期な対応について、こちらから必要に応じて所有者に対し、適正管理を促すなどの対策に

についても今後も考えていきたいなと思っております。以上となります。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 有効活用いいかなと思います。あと空家等対策計画にあります、オンラインサービスの詳細についてお知らせください。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。こちらオンラインサービスにつきましては、こちら令和6年度に空家等の除却促進に関する連携協定、こちらを締結したものでして、こちらクラッソーネという会社が提供しているAIを活用した、解体費用シミュレーター、また、土地売却価格の概算額も把握することができます、すまいの終活ナビ、これらのオンラインサービスを取手市のホームページに掲載しているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 これ、なんかちょっと、あまり周知がされてないというか、知らない人がすごく多いかと思うんですけども、今後のこの周知方法、アナウンス方法について、お伺いいたします。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。これらのサービスにつきましては、こちら窓口での配布はもちろんなんですけれども、死亡届の受理時にも配付しております。また実態調査などの結果に伴う適正管理通知、こちらにも同封するようにもちろんしております。これら解体とか空き家に困っている方、必要となる方に情報が届くよう努めているところでございます。今後も引き続き周知について、在り方についても検討しながら、より届くように検討してまいります。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。

続きまして、広報発行に要する経費についてお伺いいたします。予算説明書20ページ資料17番になります。新聞折り込み数の減少があります。令和3年度から8年度で約ですが1万部が減少しているというふうに捉えております。これにつきまして、今後配布の減少についての対策をお伺いいたします。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課の数藤です。佐野委員の御質疑に答弁いたします。まず、新聞折り込み数の減少、令和3年度から比較するとというところで、およそ7,300部の減少になると思いますが、これは本市に限ったものではなく、全国的に新聞購読者数が減少している社会的な傾向によるものと認識してございます。その対策というところなんですけれども、現在、広報とりでにつきましては、新聞折り込みによる配布に加え、市ホームページへの掲載、公共施設をはじめ、駅・郵便局・スーパー・コンビニ、126か所への配架、また各種SNSにおいても周知しているとともに、希望者に対しては郵送で対応しているというような状況でございます。新聞折り込みというだけではなくて、様々なそういうチャンネルを使って実施しております。また現在、スマホ市役所展開してございまして、その利便性が向上してまいれば、そういったLINEなどを通じた周知に

移行していくものというふうに想定してるところでございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 すみません。ちょっと「約」が多かったですかね、二千何百部——すみません。それで、今、デジタル化というのは私も推進していきたいという希望があります——推進派なんですけども。そういった時代の中で、他の市町村では全戸配布にかじを切っているようなところもございます。今回、全戸配布の検討はなかったのかを、お伺いいたします。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 お答えいたします。全戸配布の検討についてですが、これまでも議員の皆様から質問・御提言を受けたこともございます。市としても、当然それも含めて検討・答弁を重ねてまいりました。先ほど——繰り返しの部分にはなりますけれども、新聞折り込みに限らず様々な、市内公共施設などへの配架、またSNSの普及に伴って、そういう情報配信など充実してきてございます。また、そのような郵送への個別対応ということもやっておりますので、そういった現状を踏まえたと、改めて今後、全戸配布を行う必要性は必ずしも高くないものではないかと考えておりますが、一方で、高齢者など紙媒体をどうしても必要とする市民の皆様もいることもございますので、引き続き、その辺は丁寧に個別配送などの対応を行うなど、情報格差が生じないように、十分配慮してまいりたいと考えているところです。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 デジタル、大変便利で、これからどんどん広がっていくとは思いますが、デジタルだけでなく、やっぱりアナログという部分も、大変利便性のいいものもあります。私としては、やっぱり、今現在は過渡期ということもあって、デジタルとアナログのやっぱり融合、これを考えていくべきなんじゃないかなというふうに思っております。それでは、メルマガ・LINEを活用しての発行の情報を発信しているとのことですが、メルマガ登録者が減少している事象を捉え、メルマガ・LINEの登録者数から見る活用の評価について、お伺いいたします。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 佐野委員の質疑に答弁いたします。まず、メールマガジンの登録者数が減少しているということにつきましては、情報手段の多様化が影響しているものと認識してございます。近年では、LINEやSNSなど、日常的に利用される媒体による情報取得が主流となってきており、市の情報発信においてもLINE登録者数が増加しているという状況でございます。加えて、現在、市ではスマホ市役所の取組を推進し、市公式LINEの活用を通じて、市民の皆様がより身近に行政情報や手続きができる環境づくりを進めてる状況であり、そういった部分でLINEの登録者数の増加の部分もあると、そういったことで、さらなる普及拡大に努めてまいりたいと思っております。

○数藤魅力とりで発信課長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。

それでは、次に参ります。市民相談に要する経費についてです。予算説明書 21 ページ、

資料 18 番になります。人権啓発活動の状況についてです。資料を見ますと、人権教室を年 4 回、放課後子どもクラブで開催しています。放課後子どもクラブで開催する理由を、お伺いいたします。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅市民協働課長 市民協働課、大隅です。佐野議員の御質疑にお答えさせていただきます。現在、市内の小学校では、人権教室を——人権について学校で学んでいるということもあるんですけども、そういったところに加えまして、放課後児童教室におきましても人権教室を開いて、さらに小学生に人権について考えていただく機会を広げるために行っていることでございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 大人に対しての人権活動というものもあるかと思うんですが、これについての状況をお伺いいたします。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅市民協働課長 お答えさせていただきます。人権教室の開催につきましては、大人も現在、市民ニーズに応じた柔軟な対応を行うため、要望があった場合に対応する形を取ってございます。ただし、人権啓発は重要な取組でございますので、積極的に啓発活動を進める必要があると認識してるところでございます。そのため、市では広報とりでや市ホームページなどでの広報をはじめ、街頭キャンペーンや地域イベントを通じて啓発活動を実施するなど、様々な取組を通じて、より多くの市民に人権について考える機会を提供できるよう努めているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ニーズとか要望がないと積極的に開催しないという姿勢に捉えられてしまうんですけども、それについては、どう認識されておりますでしょうか。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅市民協働課長 お答えさせていただきます。この人権教室なんですけども、法務局等でもシンポジウムや講演会を開催しております。その中でも、一般の方の参加者がなかなか集まらないと伺っているところでございます。そうした状況で、一自治体では、なかなか集客といいますか、そういったところも難しいというところで、市としましては、先ほど申しましたように、法務局などが主催しますシンポジウムや講演会などを様々な媒体を通じて紹介し、参加を促してきているところでございます。大人のこういった事業に対しましては、人権擁護委員とともに、法務局とも連携をしながら、より効果な人権啓発活動について検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 よろしくお伺いいたします。

続きまして、庁舎整備に要する経費です。予算説明書 25 ページです。取手庁舎整備基本構想策定支援業務委託の詳細内容を——説明書にはあったんですが、さらにあれば、お伺いしたいと思います。

○鈴木委員長 原部次長。

○原部財政部次長 公共施設整備課、原部です。業務委託の内容についてですが、基本構想の策定に当たりまして、取手庁舎の現状や課題、庁舎に求められる機能や規模感、整備の手法などを検討——整備業務や、市民からの意見聴取をはじめとした合意形成の業務の支援などを予定しております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 それでは市民及び議員への意見聴取方法と、それを今後どのように反映させていくかについてお伺いいたします。

○鈴木委員長 原部次長。

○原部財政部次長 今回の委託業務につきましては、事業者から事業内容の提案を受ける公募型のプロポーザルにて、事業者を選定したいと考えております。具体的な意見聴取の手法についても、事業者からの提案を受けて、手法を決定していきたいと考えております。そのため、現時点では、どういった手法で行うか明確にお答えすることはできませんが、アンケート調査や何らかの形で、市民の皆様の御意見を伺いながら、策定作業を進めていきたいと考えております。

また、本構想の策定に当たりましては、現在、検討委員会のような組織の設置も視野に入れて、準備を進めているところでございます。こちらにつきましても、実際どのような形にするのかは、受託事業者との協議を経てからとなりますので、そういった場面——場でも、市民や議会からの御意見を吸い上げることができるようしていきたいと考えております。

さらに、構想案が出来上がった段階では、パブリックコメントを実施し、再度広く御意見を頂戴したいと考えております。こういった形で、様々な手法で、市民や議会からの御意見を伺い、その意見を構想に反映をしていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。まだ未定の部分も多いということですね。はい。分かりました。

続きまして、整備手法を慎重に比較検討し、とありますが、長寿命化、建替えや、その比較検討、これの必要性について、築もう 55 年たっている建物なんですけども、この必要性についてを、ちょっと詳しく説明してください。

○鈴木委員長 原部次長。

○原部財政部次長 今回の基本構想では、長寿命化や建て替え等の比較検討を行い、整備手法を整理することとしております。長寿命化の場合は、一般的には比較的小さな事業規模で、庁舎の抱える課題をある程度は解決できますが、構造的な制約から、機能強化に限界があり、いずれにしても、将来的には建替えが不可避となることも踏まえた検討が必要になります。建替えの場合には、事業規模は比較的高額になると想定されますけれども、現在の庁舎が抱える課題の解決、市民ニーズを踏まえた機能強化などの点では、より抜本的な対策を検討することが可能であると考えております。こういったことから、それぞれのメリット、デメリット、スケジュール、工事実施時の機能維持やスペースの確保、想定——総事業費など、様々な観点から比較検討し、市民や議会から御意見を頂戴しつつ、そ

の方向性を定めていく必要があると考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、常総地方広域市町村圏事務組合負担金についてお伺いいたします。予算説明書 33 ページです。資源化施設の火災後の復旧計画についての詳細を、改めてお伺いいたします。

○鈴木委員長 篠原課長。

○篠原政策推進課長 政策推進課、篠原です。それではお答えいたします。令和 6 年 12 月に発生いたしました資源化施設の火災につきましては、火災の原因といたしまして、リチウムイオン電池等の危険物が発火したものと推察されることから、市民の皆様には引き続き、分別の徹底をお願いしているところでございます。現在、施設を運営する常総地方広域市町村圏事務組合では、9 年度途中ですね。こちらまでを工期といたしまして、資源化施設の復旧が進められております。これに伴いまして、組合の予算として大きくかかる経費としては、資源化施設自体の復旧工事及び、現在の不燃ごみの処理ができないことによる外部搬出に必要な経費となります。この件に関連しまして、当市の 8 年度予算で申し上げますと、不燃ごみの外部搬出に必要な費用といたしましては、組合が約 5 億 3,000 万円を見込んでいることから、本市として組合が定めた応分を負担する形となります。一方、資源化施設の復旧工事自体につきましては、当組合が借入れをして行うことから、8 年度の市予算への反映はございません。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。以上ですありがとうございます。

○鈴木委員長 最後に海東委員。

○海東委員。 委員の海東でございます。よろしくお伺いいたします。予算書 82 ページ、説明書 31 ページ、防災施設等の整備に要する経費につきまして、私も質疑させていただきたいと思います。防災無線保守点検委託料についてでございますが、先ほど本田委員が御質疑されていらっしゃいました。保守点検委託料の増額の経緯などにつきましては理解いたしました。本市の設置されています 280MHz 帯無線につきましては、高性能でありながらも、比較的安価で設置できるという利点がある反面、先ほどの御答弁にもありましたけれども、バッテリーの交換——バッテリーの消耗が激しいという懸念材料もあるようでございます。このバッテリー交換は、毎回点検ごとに交換になるのか。また、耐用年数はどのくらいになるのか、この辺りにつきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心対策課、真田です。御質疑をお答えいたします。点検そのものは 2 年に一度実施をしております。バッテリー交換につきましては、バッテリーの交換推奨年度を迎えるものから順次して実施しております。約 5 年程度が推奨期間という形になってございます。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。5 年程度ということで、先ほどのお話では、1,300 万円ぐら

い、今回、令和8年度には、かかるというお話がありましたけれども、このバッテリー消耗の軽減の調査などは可能でしょうか。お尋ねします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 バッテリーの調査ということでしょうか。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 バッテリーの消耗をどのようにすれば、そのバッテリーの消耗が少しでも遅らせられるか、そういった調査等は、可能かどうか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 バッテリーそのものも今回、一斉に122か所——122局132個のバッテリーを交換するんですけども、それだと、この年にかかる分、金額が高くなりますので、業者とも点検の際にバッテリーの消耗を見ながら、それを平準化していくような形で、今後考えていくという形で考えているところでございます。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。令和8年度以降、ぜひ専門的な事業者さんであったりですか、御意見を聞きながら、これまでもされていらっしゃるんだと思うんですけども、非常に高額になると思いますので、少しでも、その対応年数が増えて、負担も減らせられればというところで、ぜひ調査等をお願いしたいと思います。

では、次の防災ラジオについてでございます。先ほど染谷委員の質疑応答の経過から、普及促進に努められているということで、理解することができました。というところで令和8年度の購入予定が50台についてでございます。令和7年度の実績は分かりませんが、予算ベースでは100台でありました。令和6年度の実績は、100台ということで、こちらから検討しましても、令和8年度の50台はこれまでになく半減します。直近の令和6年度の重点マネジメントシート、防災ラジオ導入事業では、令和6年度のラジオ新規対応数実績が192台でありまして、その中で、令和8年度の目標は192台とされていますけれども、そのような点からも、この50台の購入で、充足できるのかどうかという質疑内容でございます。在庫に余剰分が出ているのか、またはほかに方法などがあるのか、その点につきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。防災ラジオの購入台数につきましては、防災ラジオの在庫数及び過去の貸与台数などを踏まえて積算をしました。今年度の対応台数が例年に比べて少なく、現在の在庫数を踏まえ、来年度、新たに50台の防災ラジオを購入することで、対応希望者に対して支障なく対応できるものと考えてございます。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。50台で対応できるということで理解いたしました。また、ラジオも機械的なものでありますので、在庫の管理につきましては、難しいと考えるところでございます。これまでも、適切な在庫管理等がなされていることと考えますけれども、この令和8年度の購入予定台数、極力在庫を抱えない措置ということも、聞きとれるので

ありますけれども、その点につきましては、いかがでしょうか。お尋ねします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。具体的な数値目標——数値しましては、前年度の対応実績である 192 台を今年度の目標としております。これからも出前講座や防災訓練など様々な機会を通じまして、普及を図っていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。今後とも、令和 8 年度に向けましても、普及啓発のほう、お願いしたいと思います。いつもありがとうございます。よろしく申し上げます。

では次に移ります。予算書 234 ページ、説明書 113 ページ、いばらき消防指令センターに要する経費につきまして、私も質疑させていただきたいと思います。先ほど小堤委員の質疑応答の経過からも判明した点もございます。重なってしまいましたら、御容赦いただきたいと思います。

まず 1 つ目の質疑につきましては、地方債の活用、県のほうからの補助もあるということで理解いたしました。特に、県からの補助につきましては、運営委員——失礼しました。運営協議会から、県へ財政的支援の要望がなされていると思います。こちらこともあつてのことではないかと思えます。では、他の自治体——消防本部がある一部事務組合のほうでありますけれども、そちらのほうとの、本市との負担割合というのはどのように決められているのか。調べていきますと、消防指令の共同運用における経費負担割合につきましては、人口割であったりですとか、あと、通報件数などによりまして負担割合が決められているというふうにされていらっしゃるようですけれども……。

[蛭原議会事務局次長ベルを 1 回鳴らす]

○海東委員 (続) 茨城県のセンターのほうではどのように決められていますでしょうか。お尋ねします。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村でございます。ただいまの質疑に御答弁させていただきます。財源について、先ほど委員のほうからもお話あったとおり、緊防債のほうと県のほうからの補助金が見込まれているということになります。また、取手市の負担割合、これらについては、まず加盟している 20 消防本部・局が個別に整備する部分として、今回、取手市の事業としては、消防本部 2 階のほうに情報共有モニターの増設を行う、こちらが単独整備分となっております。また、あと新たに参入する日立市と稲敷広域消防本部のほう負担する単独整備分、そして保守期限を迎える更新機器類などの負担金として、3 つに分かれております。更新分については、事業費の 10% が均等割、90% が人口割となっております。全体更新事業費 70 億 8,112 万円のうち、取手市負担金としまして 2 億 5,703 万 6,000 円、こちらが示されております。令和 8 年度分の更新負担金としては、7,793 万 1,000 円の負担金額となっているものでございます。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。十分理解することができました。やはり人口割というところ

もありましたけれども、その辺りが取手は10万人を超えておりますので、茨城県内のほかの自治体に比べますと負担が大きいのかなということで理解いたしました。

では、2つ目の令和8年度より予定されていますシステムの大規模更新の内容につきまして、こちらのほうの更新の内容、また、なぜ更新が必要なのか、経緯なども理解することができました。では、更新されることによりまして、各自治体・各消防本部等のシステムの更新や改修などの必要性につきまして、本市の状況はいかがでしょうか、お尋ねします。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 指令センターのほうでは改修が進められると思うんですけども、その受け手側の――取手市側のほうのシステムの改修や更新などは必要があるのかどうか、その点につきましてお尋ねします。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 先ほども、配分負担のところでも御説明しましたが、やはり令和8年度を迎えまして約10年が経過するということで、機器の老朽化も見られますので、ただその中でも全ての機器を更新するところではなくて、延命も図りながら必要なものを更新するというので、こちらにも必要性を感じております。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では、取手市のほうのシステムも更新したり改修しなくてはならないということで、よろしいでしょうか。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 はい、そのようになります。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。システム更新することによりまして、より迅速な対応、そういった効果もあるのだと思います。このあたりの更新は――負担は、やはり進めなくてはならないのかなと、そのように理解をいたしました。

では、令和6年度から7年度、この2か年にかけても、指令センターのほうでは設備更新を実施されていると思いますけども、そちらのほうの部分と令和8年度からの更新される部分、どのような部分が違うのか、その点につきましてお尋ねします。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 令和6年度からの更新事業につきましては、車両動態システムということで――通称、我々、AVMというところの工事になります。こちらは、回線の切替えがありまして、FOMA回線から現在の通信に変わること、そこでモジュールの交換が必要になるということで、そういった新しい通信に対応できるような更新事業になります。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。

では3つ目の、課題等への対応ということで、お尋ねしたいと思います。この1つ目の、

地域の特性や地理的状况——知っている方であれば、すぐに自信を持って対応できると思うんですけども……

〔蛭原議会事務局次長ベルを2回鳴らす〕

○海東委員 (続) ほかの自治体の方では、なかなかその対応が難しいという課題、それから大規模が起きたときの回線の集中、このような課題というのは、茨城県のセンターのほうでは、課題として取り上げられているのかどうか、そちらの点につきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 お答えします。まず、地域的な特性としましては、このシステム自体の更新で、例えば交通情報とかそういったものを把握することは、ちょっと不可能なのかなと思っております。ただし、消防隊の出動時や消防団などの出動時に、この情報をもとに道路状況や交通情報などを含め、総務省消防庁が整備する映像等共有システム、こちらのほうで共有することとなっております。また、大規模災害時の——先ほどもお伝えしてま—but、今回の大規模更新事業によりまして、33回線から41回線、こちらを——当然、日立市と稲敷市が加盟してくるということで、回線も逼迫するのではないかとということで、8回線ほど増設されております。また、大規模災害が発生した場合には、今現在、派遣している各消防本部・局から派遣している指令員、こちらのほうを非番招集等を行いまして、対応していく計画となっております。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。十分理解することができました。システム改修などによりまして、その辺が解消されていくということで。

最後に、このセンターに加入するメリット、かなり負担も大きいと思うんですけども、加入するメリットというのは、どのようなところでしょうか、お尋ねします。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 お答えします。施設整備等の拡充は、令和10年度から日立市消防本部と稲敷広域消防本部が参入することもあり、拡充されております。現有している設備の更新となり、機器類の更新するための経費でもあります。こちらは、やむを得ない負担金の増額と考えております。加入のメリットとしましては、取手市単独で指令装置の整備や更新より、いばらき消防指令センターで共同運用となりますと、指令台等の数も違いますので、整備費用が安価になります。また、共同運用することで、指令要員についても、単独整備した場合に10名程度の指令要員が取手市としては必要となりますので、現在も派遣している消防指令要員3名ということで、指令要員の削減ができております。このほかにも、大規模災害時に他の消防本部に応援要請をする場合でも、いばらき消防指令センターで県内消防本部の出動状況、こちらを把握することができますので、協力体制の構築ができていくこともメリットであると考えております。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。あと27秒です。

○海東委員 分かりました。十分理解することができました。いつも昼夜を問わない御尽力、誠にありがとうございます。引き続きまして、よろしく願いいたします。以上でご

ざいます。

○鈴木委員長 以上で、議会費、総務費、消防費の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から、疑義のある委員はおりますか。
染谷委員。

○染谷委員 庁舎整備に要する経費についてでございます。先ほど答弁の中でありました基本構想が、継続費がありますので、令和8年、令和9年——令和9年度中には決まるのかなという気はいたしますけど、それから10年ぐらいかかるということでございます。それでよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 原部次長。

○原部財政部次長 お答えします。公共施設整備課、原部です。先ほども答弁させていただきましたが、どの程度の規模感というものが、今現在ない状況ですので、他の市町村におきましては10年程度かかっている自治体が多いというところがございます。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうしますと、取手市も55年過ぎてることになっておりますので、ほぼ他市を見ますと建て替えが多いのかなという雰囲気がございます。今、物価も高騰しております、建築費も高騰しております。ここで、恐らく最低でも12年ぐらいかかると思います。基金のほうは、どのようにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 財政課、谷池です。お答えさせていただきます。庁舎の整備に広く使える有利な財源というものがあまりございませんで、やはり基金の活用などが重要になってくると思っております。どのような整備規模——整備方針になるかによって事業規模も変わってくると思っておりますけれども、今後積立てなどを検討していきたいと考えております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 確実に基金ないとできないと思うんですね。しかも、年間1億円ぐらいの基金積み立ててもどうしようもないような金額になると思います。取手市が立替えて、幾ら——100億円かかるのかどのぐらいかかるか分かりませんが、今、課長から説明あったように、いい補助金もないような状況ですので、やはり数億円規模の積立てを来年度ぐらいからしていけないといけないと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 お答えさせていただきます。おっしゃるとおり、ある程度の規模の基金が必要になるんだろうとは思っております。先々のこともございますので、財政状況などを見ながら、着実に積立てを進めていきたいと考えております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 はい。ありがとうございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかに。

長塚委員。

○長塚委員 空き家の活用についてです。空き家が発生しやすいのは、相続時ということ

で、おくやみデスクにおいて、チラシやハンドブックをお渡ししているということなんですけど、これは1回のみということで、よろしいですか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。お答えいたします。おくやみデスクでの御案内については、1回限りでございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 相続直後は情報提供しても、余裕がないケースが多いと思うんですね。なので、1か月とか2か月後に再通知をすることで、より効果的かと思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 制度の周知の——効果的な周知の方法につきましては、ただいま御提案いただいた内容も含めて、検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 協定締結をされて、シミュレーションだったり診断といういろいろな環境が整ってますので、活用される周知を御検討お願いします。以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

岡口委員。

○岡口委員 先ほど、染谷委員と海東委員から防災ラジオについて、あったわけなんですけれども、周知方法というのがすごく大事になってくると思います。出前講座等で周知していくというふうなことだったんですけれども、市民の方、防災ラジオあんまり知らないよというふうに、私のほうにも声が聞こえてきます。それで、ホームページとか、あと広報とりでとか、もう何度となく周知していくほうがいいのかなと思ったりもするんで、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 お答えいたします。安全安心対策課、立野でございます。周知につきましては、ホームページや広報、また先ほどからもお話——お伝えさせていただいておりますように、様々な機会を通じて御案内はさせていただいているところでございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。何度も何度もお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。

これで議案第17号のうち、議会費、総務費、消防費について質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため、11時45分まで休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。

次に、民生費を議題といたします。執行部の皆様におかれましては、発言する際に部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

質疑通告順に質疑を行います。9名の委員から質疑通告がありました。

まず最初に、入江委員。

○入江委員 入江です。よろしく願いいたします。こども政策推進に要する経費について、お伺いさせていただきます。こども政策は本市において最重要課題の一つであり、少子化対策や子育て支援の観点からも、重点施策として位置づけられております。しかしながら、令和8年度予算に計上されている、こども政策推進に要する経費、147万7,000円の内容を確認すると、その多くがホームページに——ホームページ開設に係る業務委託料となっております。情報発信の充実は重要であると理解いたしますが、こども政策を推進するための予算としては、やや限定的な内容ではないかと感じております。そこで伺います。本市が掲げる、こども政策の推進に対して、本予算規模及び事業内容は十分であると認識しているのか、市の見解を伺います。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 こども政策課、高中でございます。お答えいたします。この、こども政策推進に要する経費ですが、令和6年度は、こどもまんなかアクションリレーシンポジウムに関連する費用、本年度につきましては、こどもまんなか応援サポーターステッカーの作成や、こども政策PR動画作成など、こども施策を広く周知するような企画的な事業を進めるための予算という位置づけをしております。令和8年度は、本予算で、こども・若者まんなか応援サイトの開設費を計上させていただきましたが、これまで進めてきた事業や、これからPRしていきたい、こども施策など、取手市のこどもまんなか取組を市の魅力として、若者や子育て世代にアピールしていきたいといった趣旨から計上させていただいたところです。こども政策につきましては、市としても力を入れている中で、例えばこのほかにも、今年度からスタートした無痛分娩費用助成や、来年度予算を計上させていただいている、見守りおむつ定期便など、こちら事業単位でそれぞれ予算づけをしております。このこども政策推進に要する経費をはじめ、限られた財源の中でも新たな取組を検討し、進めてきたところです。また、令和8年度の予算編成に当たっては、その方針の一つに、未来をつくる世代を育むまちづくりを掲げ、こども部以外の部署の各事業においても、こどもまんなかという視点を持って進められるよう、全庁的な意識統一がされております。引き続き、全庁一丸となって、こどもまんなか社会が実現されるよう、各部各課との連携を強化してまいります。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 まあ、全庁的な意識統一ということを目指して、また、されているようなので、本当にその辺はよかったですと思いますが。

次に、ホームページの情報発信にとどまらず、実際の子育て支援策や少子化対策につながる具体的事業の拡充について、こども政策課として、庁内でのプライオリティーを発揮できるのかを伺います。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 お答えいたします。こども部予算としても、先ほど答弁させていただきました、こども・若者まんなか応援サイトや見守りおむつ定期便事業など、新たな取組を率先して進めていく所存でございます。また、こうしたこどもまんなかという視点を庁内全体で広めていくため、これまでも様々な取組において、積極的に他部署と連携して進めてきたところでございます。子どもの居場所づくりや、新たな事業の導入スキームの構築に当たって、何度も協議を重ねてまいり、また、現在も、例えば来年のこども未来会議に関してであったり、子ども関連施策の各種手続の利便性向上など、各課との協働により進めているところです。こうした連携は、今後もこどもまんなか社会を実現するためには重要なポイントになるかと考えておりますので、来年度、令和8年度になりましたら、改めて私自身も各課を回らせていただきまして、コミュニケーションを密にとりながら、どのような取組ができるか、一緒に検討していきたいと考えております。

また、今年度からスタートしました、こども政策の指針となるこども計画につきましても、来年度からはいよいよ進捗管理がスタートしてまいります。これまでの各課での取組を振り返りつつ、どういった方向性の事業が有効であり、また、実現可能なのか、しっかりと見極めながら、各部各課に積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。御答弁のとおり、ホームページは情報発信の基盤として重要な役割を担うものと理解しました。一方でこども政策の推進は、情報発信だけで完結するものではなく、実際の支援策の充実と市民への確実な届き方が何より重要であります。今後は本事業を契機として、より実効性のある子育て支援施策の展開につながることを期待し、本件の質疑を終わります。以上です。

○鈴木委員長 次に、小堤委員。

○小堤委員 小堤です。どうぞよろしくお願ひいたします。私も今、入江委員と同じように、このこども政策推進に要する経費についてです。説明書56ページ、予算書134ページになりますが、この147万7,000円計上されている中で、説明書の中に書いてある、結婚・妊娠・出産・育児・保育・教育等のライフステージとありますけど、このそれぞれのライフステージに応じた必要な情報を提供するということですが、このそれぞれのライフステージの観点ですか、その提供する情報の観点はどういうことでしょうか。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 こども政策課、高中です。よろしくお願ひします。お答えいたします。子どもの――未来を担う子どもたちへの行政手続や支援制度は、従来から市ホームページにも掲載しているところではございますが、新たにさらに、こどもまんなか社会の実現をより進めるために、子どもから若者までに特化した情報を分かりやすく、加えてメッセージ性のある情報発信が重要と考えて、今回予算を計上させていただいております。

具体的には、先ほど議員からも御紹介いただきましたけれども、各ステージ、結婚・妊娠・出産・子育て等のライフステージごとに、体系化して情報を並べまして、見ている方が情報を得やすくするというのを考えておりまして、また、行政手続等の情報だけではなくて、こどもまんなか応援サポーター企業や団体の取組紹介、また、地域で生活するこ

とを意識した情報の集約を目指していきます。さらに、子育て当事者だけではなく、子どもや若者からも愛されるサイトになるよう、創意工夫を凝らしていきたいと考えております。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。行政からの考えた、一方的なそういう情報提供ではなく、いろいろなところの分野から意見とか、参考にしてそういうふうに組み立てていこうと。そういうこと分かりました。では、それらのせつかく良い——そういう施策をするに当たって、この特化した専用サイトを構築する——先ほど入江議員からも情報の発信ということでありましたけれども、この専用サイトを構築して、それを周知する方法ですか、それはどういうふうに——広くやるのはどうしたらいいでしょうか。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 こども政策課、中村です。御質疑にお答えいたします。周知方法につきましては、市ホームページ、広報のほか、保護者ダイレクトメール——各種保護者ダイレクトメールや、子育てガイドブックへの掲載、PRチラシの配布、窓口の御案内等を積極的に行ってまいりたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。ホームページとか広報とりでとかというのはもう定番ですね。それ以外のことをやっていくということが、この専用サイトの、何ていうんですかね、これからの責務というか、そういうことだと思いますので、よろしく願いいたします。

では次に、生活保護に要する経費についてです。予算書 154 ページ、説明書 68 ページです。こちらは、25 億 8,830 万円が計上されていますが、今年度と来年度の予算の差が 1 億円あるんですが、これはどういった理由からでしょうか。お願いします。

○鈴木委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 社会福祉課、根本です。小堤委員の御質疑にお答え申し上げます。令和 7 年度の当初予算額は 24 億 8,830 万円を計上していたところですが、小堤委員おっしゃるとおり、令和 8 年度は 25 億 8,830 万円の計上となり、1 億円の増額となりました。この生活保護における扶助費の当初予算額は年々増加しているところですが、一方で、生活保護受給者数も年々増加し続けており、扶助費の当初予算額の増加は、生活保護受給者数の増加に比例するものと考えております。1 億円の増加については、医療扶助の支出増を見込んでおります。支出増の要因としては、生活保護受給者数の増加のほかにも、生活保護受給者の高齢化や、それに伴う慢性疾患の増加、症状の重篤化に伴う入院治療の長期化などが要因としてあるものと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。今、そういう理由は理解できました。では、生活保護世帯と保護人数、こういう——この増えているんでしょうけど、数字的な動向というのは、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 根本課長。

○**根本社会福祉課長** お答えいたします。生活保護受給者数の変化について、過去3年間の被保護世帯数と被保護人員数の推移を申し上げます。令和5年の3月末時点では、被保護世帯数が1,063世帯、被保護人員数は1,292人でした。続きまして、令和6年3月末時点では、被保護世帯数が1,131世帯、被保護人員数は1,386人となり、前年に比べて、世帯数で68世帯、人員数で94人と、大きな増加が確認されました。次に、令和7年3月末時点では、被保護世帯数が1,158世帯、被保護人員数は1,401人となり、前年と比べて、世帯数が27世帯、人員数で15人の増加が見られました。なお、令和8年の1月末時点ではありますが、被保護世帯数は1,180世帯、被保護人員数は1,424人となり、年度途中ではありますが、前年3月末時点に比べ、世帯数で22世帯、人員数で23人の増加が確認されております。このように、被保護世帯数と被保護人員数については、増加幅が年によって異なっておりますが、毎年増加している状況にあります。以上です。

○**鈴木委員長** 小堤委員。

○**小堤委員** 詳細な答弁ありがとうございました。右肩上がりといいますか、年々増えているということがよく分かりました。では、それを踏まえまして、先ほど課長の答弁あったように、医療扶助費というの、どんどん増えているということですが、医療扶助費と高齢保護者数の比率というのは、いかがなものでしょうか。

○**鈴木委員長** 根本課長。

○**根本社会福祉課長** お答えいたします。令和8年度当初予算額25億8,830万円の扶助費の中で、51.2%を医療扶助の13億2,556万1,000円が占めている状況であります。一方、生活保護受給世帯全体から世帯類型別に見る高齢者世帯は、令和8年1月末時点で51.8%となっており、こちらも半数以上を占めているところです。しかし、医療を必要とする方が多い世帯としては、高齢者世帯のほか、障がい者世帯や傷病者世帯が考えられ、これらの世帯を合計すると、生活保護受給世帯全体の72.9%を占めている状況であり、医療扶助が扶助費全体の5割以上を占める要因となっているものと捉えております。以上です。

○**鈴木委員長** 小堤委員。

○**小堤委員** ありがとうございます。やはり、医療扶助費、高齢者の保護者の人が多いと、51.8%——半分以上になっているということで、やはり高齢化ということが大きく占めてきてるんだということが分かりました。では、そういう、行政として扶助して、いろいろ手当てをしてあげているわけですが、説明書にも書いてあるように、生活を保障するとともに、その自立を助長する、というふうに書いてあって、やっぱり守ってあげるだけじゃなくて、自立を助長するという、この助長方策というのは、どのようなことがあるのでしょうか。

○**鈴木委員長** 根本課長。

○**根本社会福祉課長** お答えいたします。生活保護法第1条では、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすると定められております。生活保護における自立の概念として、経済的自立・日常生活自立・社会生活自立があります。生活保護を受給している方は様々な事情を抱えてい

る方も多く、日々のケースワークを通し、受給者の状況の把握に努め、その受給者に合った自立を支援しております。

具体的な例を申し上げますと、高齢者世帯や障がい者世帯の方々に対しては、年金などの受給のための助言を行うほか、生活状況に合わせ、必要に応じ関係機関と連携し、医療機関への受診の支援や福祉サービスなどの利用につなげております。また、稼働年齢層の方に対しては、まず就労の可否の確認を行い、就労阻害要因の把握に努め、就労可能な場合には、ハローワークとの連携によって、求職活動の手助けなど就労支援を行っている状況であります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。いろいろ自立させる方策もあるということです。そしてまた、生活保護者の方に就労する意欲を持たせるということは、非常に大事なことだと思いますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上です。

○鈴木委員長 民生費質疑の途中ですが、13時10分まで休憩します。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。

次に、加増委員。

○加増委員 よろしくお願ひします。私のほうからは、ウェルネスプラザ管理運営に要する経費、これは説明書39ページなんですけれども。指定管理者制度導入で、管理費の削減、住民サービスの向上にふさわしく運営されているか伺いたいと思います。理由のほうに、駐車場の土地借上げは取手市、保健センターの駐車料金は保健センターからの予算で指定管理者に行く。そのほか、40ページには、キッズプレイルームに要するところで遊具を補填するということなんです。こういう観点で、本当に管理経費の削減になっているのか伺います。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原健康づくり推進課長 健康づくり推進課、海老原と申します。お答えさせていただきます。指定管理制度においては、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的としております。したがって、指定管理制度を導入することにより、管理経費の削減、住民サービスの向上が図られ、ふさわしく運営されていることを確認しております。以上となります。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 資料3のほうに出てるんですけども、指定管理料が令和2年から令和6年度は1億1,670万円、そして今度、令和7年・令和8年は1億3,518万3,000円のようになっていますが、これで指定管理料が上がったということは、経費削減に本当になっているのかということが疑問なんです。指定管理料が上がった理由というのは、具体的にはどういうことを想定して上げたのか伺います。

○鈴木委員長 櫻井副参事。

○櫻井健康づくり推進課副参事 健康づくり推進課の櫻井です。加増委員の御質疑にお答えいたします。取手ウェルネスプラザの指定管理料の令和7年・令和8年度が増額されてるというお話でしたが、公募時に定めております指定管理料の上限額、こちらは下回った数字となっております。あわせて、増額された理由としましては主に、物価高騰による光熱費の増額であるとか、あとは人件費——最低賃金の上昇ですね。それとあと、前期ですと令和2年から6年度が指定管理期間だったんですが、その頃はコロナ禍にありましたので、そういった場合の補填金とかもあって、その差額で増えてるというところがございます。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 令和7年から指定管理者が替わりまして、今年2年目に入っていると思うんですが。それまでの管理者との違い、基本協定が——まだ私も取ってないんですけども、違いはありますか。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原健康づくり推進課長 お答えさせていただきます。今、加増委員のほうから、指定管理者が替わってというお話ございましたが、現在の指定管理者は今年度の4月から変わっておりまして、実際にまだ今年1年間終わってないので、具体的に1年やってみないと、前の指定管理者との違いとかが細かく精査できていない状況でございます。以上になります。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 指定管理制度の問題は、これまで私も何回も何回も伺ってきましたけども、やはり公的施設は、市民の福祉に寄与する施設であり、指定管理者制度導入で利潤優先になってはいけない。私は、そういう考え方をしっかり肝に銘じて、取手市は進めていただきたいんですが、指定管理者導入で利点はよく言われますが、その利点ではなく、こういうところが問題だということころは、どういうところを認識されてるのでしょうか。

○鈴木委員長 櫻井副参事。

○櫻井健康づくり推進課副参事 お答えいたします。現在の指定管理制度を導入したことに、デメリットというお話かと思うんですが、今現状運営してる中でそれがデメリットと言われる分について周辺からの声は上がっておりませんので、我々としてもウェルネスプラザを指定管理で運営されてることに對して、マイナス要素があるというふうには認識しておりません。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 これはまた引き続き、追いかけていきたいと思えます。

次に伺います。特別障害者援護に要する経費なんですけど、説明書44ページなんですけど、ここの理由が書いてないと先ほど山野井さんから指摘されましたけれど、これ私も書かなかった理由は、ある方が障害者手帳を窓口で申請しに行ったときに、職員の方から、どこで知ったんですか、とそうやって聞かれた。あまりにもそういう言葉が出てきたので、びっくりしたと、そういうことを伺っていますので、やはりこれ大事な大事な特別障害者手帳ですのでそういう言葉は発するべきではないなと思ひまして、伺います。それで、特

別障がい者の現状はどのようになっていますか。現状なんですが。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木障害福祉課長 はい。障害福祉課、鈴木です。お答えいたします。令和8年3月1日現在の手帳——失礼しました。手当受給者数は、特別障害者手当49名、障害児福祉手当33名、経過的福祉手当1名、計83名となっております。支給月額が国が定められた額となっております。過去3年の合計人数の増減といたしましては、各年度の4月1日を基準とした比較となりますが、令和5年で86名、令和6年、7年ともに80名でございます。80名から85名程度で推移しているのが状況でございます。8年度におきましても、大きな増減はなく、受給者数は例年と同様に推移すると見込んでおるところです。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 この特別障害者手当、本当に皆さん、なかなか分からないというのが現実だと思うんですが、常時特別な介護が必要な人——重度な方ということなんですけれども、そうしたことが本当に市民にとって周知徹底がされているのか、そのようなことをどのような努力がされているのか伺います。

○鈴木委員長 加増委員。2番目、特別障がい者の申請のための相談数。

○加増委員 周知徹底が必要という……。

○鈴木委員長 2番はいいんですか、相談数。

○加増委員 ——ごめんなさい。次行っちゃった。

[笑う者あり]

○加増委員 すみませんね、ごめんなさい、私焦ったもんですから。障がい者申請のための特別障がい者申請のための相談数って実際どうでしょうか。ごめんなさいね。

○鈴木委員長 井上補佐。

○井上障害福祉課長補佐 障害福祉課、井上です。委員の質疑にお答えいたします。窓口で相談を受けた際には、制度の説明をした上で、申請書類をお渡ししております。相談件数、今年度は25件程度受けております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 相談があったときは制度の説明をするということなんですけど、相談者が25名というのは本当少ないなと思います。そして、そこで次の周知徹底なんですけれども、知らない方が多いということと、やはりそういう周知徹底のためにどのような努力がされているのか、そこについて伺います。

○鈴木委員長 井上補佐。

○井上障害福祉課長補佐 お答えいたします。周知につきましては、障害者手帳を交付する際に障害福祉のしおりをお渡しし、手帳の交付を受けた方が対象となりそうな障害福祉サービスや手当について御説明をさせていただいております。また、市ホームページにて特別障害者手当について周知を図っております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 しおりを頂いたときとかホームページだけでは、困っている人たちが、なか

なかそこまで行き着かないという現状なんですね。私の知り合いが、やっとお父さんがこういう状況になったから、制度を活用しようと待ってたら、その返事がなかなか来なくて、亡くなっちゃった……

〔蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす〕

○加増委員（続）と、そういうこともありますので、しっかりと周知徹底は進めていただきたいと思います。

それから、次の基幹相談支援センター事業に要する経費ということで伺いますが、これは令和6年度からスタートした事業なんですけれども、資料21にも出ておりますが、私もよく見ましたら、本当に皆さん、相談されて、その支援内容も詳しく書いてあって、本当に一生懸命やっていたら、やっという声とか、困った声とか、そういう声というのは、どのように受け止めていますか。お願いします。

○鈴木委員長 加増委員、1番の「現在の利用者数」は……。

○加増委員 ここに載ってるから、私聞かなかった。

○鈴木委員長 村田補佐。

○村田障害福祉課長補佐 障害福祉課の村田です。ただいまの御質疑にお答えいたします。令和6年度からスタートをしまして、設置して2年になります。地域の相談支援事業者への相談や助言であったり困難事例の対応など、地域全体の相談支援体制の強化につながっているものと思っております。基幹相談支援センター設置後に、相談支援事業所からの相談件数、市に対する相談件数も減っており、地域の相談支援事業者からの評価も高くなっております。また、家族やご本人様からの御相談につきましても、障害福祉サービスなどへの適切なつなぎであったり、情報提供などを通じて適切な相談機関へつながっておるということで、お話を聞いているところです。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 本当に、令和6年度からスタートした事業なんですけど、待ちに待った事業かなと私も思っておりますので。本当に実際の御本人の方とか御家族の方とか、いろんな苦勞しながら毎日過ごしていると思うんですが、それにきちんと応えて進めていただきたい、この事業は大事だなと思いました——私の感想です。

次、乳児等通園支援事業に要する経費、これは、こども誰でも通園制度が今度——今年から始まりますが——新規事業なんですけれども。本当に、私が以前、一般質問で、子どもたちを大事に育てたい、だから、保育所に来なくても、子どもたちをしっかりと育てたいという、すごいすばらしい答弁されたんです。だからこそ、そういうふうに望んでいる担当課としては、相談状況とかそういうのも把握しているかと思うんですが、その状況をお願いします。

○鈴木委員長 山田課長。

○山田保育課長 保育課、山田です。お答えいたします。相談状況なんですけれども、現時点では問合せに関しては、この件1件、問合せが来ております。取手市外に住んでいら

っしゃる方で、取手市内の施設を利用できますかということの問合せが1件入っております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 今度始まるということで分かりましたが、やはりこの事業をしっかりと……
〔蛭原議会事務局次長ベルを2回鳴らす〕

○加増委員 (続) 進めていくということでは、もっともってお母さんたちに周知徹底もしていかなきゃならない、子どもたちをどうやって大事に育てていくのかという相談にも乗らなきゃならない、そういう大変な仕事だと思うんですが、今後、事業の周知徹底をどのように進めていくのか伺います。

○鈴木委員長 山田課長。

○山田保育課長 お答えいたします。周知徹底ですけれども、まず広報とりで4月1日号に掲載を予定しております。それ以外に、ホームページ、子育てアプリのT o r i C o (トリコ)、こういったものを活用しまして周知していきたいと思っております。また、子育て支援センターとか、うちのスタッフの保育コンシェルジュ、こういったところも利用しまして周知に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

〔加増委員頷く〕

○鈴木委員長 はい。

次に、染谷委員。

○染谷委員 よろしくお願いたします。犯罪被害者支援に要する経費についてでございます。ここでの犯罪被害者の方への支援の状況について、お伺いたします。

○鈴木委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 社会福祉課、根本でございます。染谷委員の御質疑にお答えいたします。取手市では、犯罪被害に遭った方などが一日も早く安心して暮らすことができるよう、取手市犯罪被害者等支援条例を令和7年4月1日に制定したところでございます。令和7年度の現在のところ、相談件数は3件、うち2件は問合せのみとなっております、うち1件は申請に至ったものであります。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 その相談というのは、どういう経路で来たんでしょうか。

○鈴木委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 相談の3件のうち2件は、県外の警察から連絡がありました。もう1件は、御本人からの相談というところですよ。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 関係機関との連携状況というのは、どのようになっているんでしょうか。

○鈴木委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 お答えいたします。茨城県としては、犯罪被害者等に関する連携支援を構築しております。茨城県・茨城県警察・いばらき被害者支援センターの3者連携のほか、市町村や関係機関が役割分担を行って、支援に当たることができるような体制を構

築しております。1つ目は、茨城県・茨城県警察・いばらき被害者支援センターが連携して効果的な支援を行うための連携支援調整会議、そして2つ目としては、個別事案に対応するための事案調整会議で、茨城県・茨城県警察・いばらき被害者支援センターのほかに、市町村の実務担当者が加わります。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。被害に遭われた方、大変な思いしておりますので、ぜひとも寄り添って、相談に乗っていただきたいなと思っております。

次に移ります。緊急通報システム事業に要する経費についてです。現在の導入状況をお伺いいたします。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。令和8年2月末現在、現時点で新規設置数が78台、設置台数延べ523台となっております。また、利用者実績は、緊急通報101件のうち、搬送が9件となっております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 それでは、お伺いいたします。現在、有線電話でないと使えないというふうになってるんですが、それでよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。現在、市から利用者へ貸与される緊急通報装置の機器は、委員おっしゃるように固定電話回線につなげて取り付けて、通信するものになります。市でも固定電話回線を要しない無線タイプの機器の導入については、契約している警備会社でも商品としてリリースしておりますが、借上げ料金が現行よりも高額になることを確認しております。当然ながら市としてしましても、サービス提供の要件は時代に即したものとアップデートすることが必要であると考えているため、事業更新時期に合わせて、要件や仕様の検討を行うことで、事業効果を高めていきたいと考えております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 たしか、固定電話もNTT回線だけだったような気がするんですけど、よろしいでしょうか。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 今のところ、ネット回線でも——NTT以外でも回線があれば大丈夫です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 分かりました。ぜひとも、進めていっていただきたいと思っております。次なんですけども、単身以外ですと、なかなか設置というのは難しいんですけども、御高齢の方お2人とか、そういう世帯に対しては、設置は今のところ無理なんですか。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。65歳以上の虚弱な高齢者世帯の方でも対象となっております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 虚弱な、という意味合いはどのような意味でしょうか。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。身体的に病気をお持ちであったりとか、何か特にお医者様とかいろいろな形で、トータル的に身体的に不安のある方という形をさせていただきます。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 あともう一つ、よく相談で言われるのは、息子さんと一緒に住んでるけど、昼間は仕事でいない。しかも、そういう人に限って帰ってくる時間が夜中だとかいう人がいるんですけども、こういう世帯に対してはどうなんでしょう。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。現在のところ、やはり同居というような形で、夜中でも御家族の方がいらっしゃるといような形になりますので、対象外となっております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 分かりました。

それじゃあ、次お伺いします。高齢者等移動支援事業に要する経費についてです。現在の利用状況はどのようになっているのでしょうか。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。令和の6年度の利用実績として、4団体合計で3,531人。延べ送迎回数が1万2,485人と報告を受けております。また、移送団体利用助成実績が令和6年度実績8,826回となっております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 非常に手厚くやられてるのはよく知ってるんですけども、これ利用したいという方に対して、どの程度提供できているのでしょうか。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。利用者の増加に伴い、新規受付を行っていない移送団体があることや、運転者や高齢化や後継者不足により、運転者の確保が難しくなっていると、各団体の現状状況を鑑みますと、必ずしも全ての利用者が希望どおり移送サービスの利用がかなえられているわけではないと認識しております。そうした中、希望者に沿った利用ができるよう、令和6年度から利用助成券を移送団体とタクシーの両方で利用できる共通券としたことで、令和5年、5,907回だったものが、令和6年度は8,522回と、タクシー利用が増加しています。このように、制度の改善や移動手段の選択の幅を広げるといった様々な手法も今後は検討し、また、移送団体とも密に連絡を取って、連携を図りながら、引き続き利用者へのサービス提供の質の向上をしていきたいと考えております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 タクシーも使えて便利なんですけども、やはり市内ちょっと移動しようとし

ますとタクシー使うと安くて2,500円、3,000円、4,000円となってしまうんですが、1回に1枚しか現状使えない。結構余らせる方もいらっしゃるんで、その辺を2枚使えるとか、そういうお考えはいかがでしょう。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 今後、検討を重ねてまいりたいと思います。

○染谷委員 染谷委員。

○染谷委員 よろしく申し上げます。以上です。

○鈴木委員長 次に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしく申し上げます。見守りおむつ定期便事業に要する経費について、予算説明書58ページです。まず、見守り支援員による家庭状況の把握方法について、お伺いします。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 こども政策課、高中です。お答えいたします。見守り支援員による家庭状況の把握につきましては、御自宅への訪問時、玄関先等での対面により、保護者と会話をしながら、赤ちゃんの様子や子育ての不安、悩みなどを聞き取り、養育状況や保護者の精神状況などを確認いたします。具体的には、見守りチェックシートを作成し、これを活用しながら、状況を把握することで、一定の基準に基づいた見守りができる体制を構築してまいります。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 チェックシートを用いることで、支援による経験や判断の差を埋められるということだったかと思います。では次に、支援が必要と判断された場合の関係部署との連携体制をお願いします。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 こども政策課の中村です。御質疑に答弁いたします。見守り支援員による状況確認を行ったチェックシートにつきましては、定期的に市へ報告をすることとしております。また、定期報告時とは別に、緊急性の高いものや質問や相談に回答を要するものなど、委託事業者から速やかに、こども政策課へ報告を行うこととし、内容に応じて関係部署と連携しながら、適切な対応を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 関係部署とは、こういったところを想定されてるんでしょうか。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 回答させていただきます。まず、虐待等の疑われる場合におきましては、こども相談課のほうにつなぎたいと思っております。その他、育児に対する悩み、発育に関することは保健センター等、あとは日常生活でお困り事——ごみの問題であったりとか行政全般に関わるものに関しては、それぞれの所管部署のほうに連携をしていきたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 では次に、支援が必要な家庭ほど接触が難しいという課題も他市ではあるようなんですが、そういった不在だったり訪問拒否など、接触できない家庭の対応について、お伺いします。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 お答えいたします。本事業は、対象となる方からの申請に基づき提供されるサービスとなります。原則、見守りを行った後に、おむつ等の子育て用品をお渡しする仕組みとなっていることから、訪問そのものを拒否されるケースは、基本的には想定していないところでございます。また、不在の場合につきましては、再訪問等により、可能な限り対面での見守りを行うことを基本とし、やむを得ない場合には、電話等の適切な方法により、状況確認を行わせていただきたいと思いますと考えております。なお、複数回不在が続く場合など、家庭の状況把握が難しい場合には、改めて事業の趣旨について御理解をいただけるよう説明するとともに、必要に応じて関係部署との情報共有を図りながら、対応してまいりたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 最後に、この支援員の方は、同じ方が同じ御家庭に訪問するのでしょうか。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 お答えさせていただきます。これから、委託事業者ということで、入札を実施して選定をするところではあるんですが、極力、同じ方で回っていただけるような形で、配慮していただくように考えていきたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。ありがとうございました。以上です。

○鈴木委員長 次に、本田委員。

○本田委員 本田です。よろしくお祈いします。結婚新生活支援事業について、お伺いします。まず、利用状況について、直近の利用世帯数、それから件数、この辺をお伺いします。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 こども政策課の高中です。お答えいたします。3月11日時点での申請件数は、31件となります。なお、本年度より所得の枠を拡大しております。この拡大対象となったものは、3件となっております。また、申請は9割以上が夫婦ともに、もしくは夫婦のどちらかが市外から転居してきた御家庭であることから、移住者を増やすことにも貢献しているということがうかがえております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 世帯数が31世帯ですか、件……。

〔「夫婦なので、世帯」と呼ぶ者あり〕

○本田委員 世帯、31世帯ですね、分かりました。先ほど御説明あったように、7年度から要件拡大ということなんですけども、令和5年が32世帯、令和6年が21世帯、令和7年が31世帯という結果なんですけど——実績なんですけども。やっぱり、そもそも拡大したのが、近隣自治体との差別化を図るために拡大したということが、説明書のほう

書かれているんですけども。そういったことから、やっぱりもっと周知をしっかりとやっていく事が必要なんじゃないかなと思っております。それについて、ちょっとお考えをお伺いします。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 こども政策課の中村です。御回答させていただきます。本事業の周知方法ですが、現在、市民課や藤代総合窓口課等におきまして、婚姻届を提出された方にチラシの配布を行っていただいております。あわせまして、宅建業協会・全日本不動産協会の取手市内会員にもチラシを配布しまして、御案内いただいております。令和7年度からは本事業がこども部に移管されましたことから、新たに、こどもまんなか応援サポーターに賛同いただいている企業の皆様にもお知らせし、従業員の方が積極的に市内で結婚新生活をスタートできるよう、周知啓発に取り組んでいただいております。また、ホームページではトップのバナー画像にも表示していただき、様々な方に広く目に留まるよう案内しているところです。令和8年度は、本議会でも御承認いただけましたら、新たに、こども・若者まんなか応援サイトにおいても、本事業の周知に努めてまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 婚姻届を出された方に周知をするということだったんですけど。もちろん、この制度——結婚新生活ということなんですけど。一つは、先ほど市外から3件——3世帯ということがあったということなんで、やっぱり移住に関わるようなことも目的として含まれてるんじゃないかなと思うんですけども。もっと外部に発信ができるような方法というのも、周知として必要なんじゃないかなと思うんですけども。この辺のことは、しっかり検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 お答えいたします。今、本田議員、3件というのは、所得の拡大の分が3件でして、9割方が市外からというところでございまして。実際、受けて窓口で見えますと、いろんな不動産業者の方から聞いたという方ですとか、こちらでいろいろ配布しているところの媒体を通じて聞いているということをお話いただいておりますし、そういったものが効果を出しているのかなと思っておりますので、今後もそういったところを増やしていければと思います。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 すみません。3件違いました。すみません。失礼しました。拡大が3件ですね。承知しました。どちらにしても、しっかり周知のほう、広く周知をしていただいて、より効果を出せるような、本当に差別化をしてるところ、ここをやっぱり重要なところだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、無痛分娩費用助成についてお伺いします。説明書は61ページになります。まず、無痛分娩助成の対象が143名ということなんですけれども、この人数の積算根拠をお願ひします。

○鈴木委員長 高中課長。

○**高中こども政策課長** **こども相談課【「こども相談課」を「こども政策課」に発言訂正】**、高中です。お答えいたします。積算根拠ですけれども、まず、市内を含む近隣の産院に対するアンケート調査を行っておりまして、そこから無痛分娩の実施割合を算出しております。市内・市外、それぞれのトータルでの分娩数の実績と、無痛分娩実施率を合わせて算出しております、そちらが143名程度というところで見込んでおります。

○**鈴木委員長** 本田委員。

○**本田委員** 本年度の利用実績というんですかね。これは分かりますか。

○**鈴木委員長** 高中課長。

○**高中こども政策課長** お答えいたします。3月11日の時点で、申請ベースで129件ということになっております。

○**鈴木委員長** 本田委員。

○**本田委員** ありがとうございます。これ、議会でいろいろとあったと思うんですけども、この妊婦の自己決定の方法というのが、附帯決議の中であったと思うんですけども、ここについて、どのような取組とか、されたのかお伺いします。

○**鈴木委員長** 中村補佐。

○**中村こども政策課長補佐** お答えいたします。本事業の助成に関しまして、医療機関から無痛分娩の方法や、そのリスクについて説明を受け、十分に理解、合意をした上で、医療における自己決定権のもと、無痛分娩を選択したかどうかについては、本事業の申請段階で御本人が申請書にチェックいただくことで確認しております。また、本事業を案内するチラシにおきましても、表面に注意事項として同様の文言を明記しているほか、裏面においても、無痛分娩とはどういった出産方法かを明記するようにしております。さらに、妊娠届出時の妊婦面談の際や、妊娠16週から19週を迎える方に対しましては、子育てアプリのT o r i C o（トリコ）を通じて、制度の周知を図っております。これにより、一般的に無痛分娩を選択される前のタイミングで、このような注意事項を含めた制度案内が届くような運用をしているところでございます。以上です。

○**鈴木委員長** 本田委員。

○**本田委員** 詳細にありがとうございます。この無痛分娩助成については福祉厚生常任委員会で、相当に慎重な審議がされました。そういった形から、ほかの——無痛分娩が少子化対策に大きな効果があるわけではないというような意見も出されたんですね。そういったことから、ほかの妊婦に対する助成とか、自己決定プロセス、結婚から子育てまでの支援の充実という附帯決議が——これが出されたということになったという経緯になっております。この説明書の目的の中に、環境整備を整えて少子化対策につなげるというふうに書いてあるんですね。この助成の目的というのは、やっぱりこの少子化対策は、この一つだけでつながるものではなくて、私は、この出産環境整備が最大の目的じゃないかなと思ってるんですね。これは福祉厚生常任委員会の中で、そういったことが議論されて慎重に審議された中で、やっぱりこういったところの附帯決議が出されたと私は認識しております。ですので、やっぱり効果検証というところについて、どういうふうにしていくのかというところはこれ、やっぱり目的があって、それに対しての効果を図るということになり

ますので、これ少子化対策につなげるとあるんですけども、これどのように図っていくのか、ちょっとこれお伺いしたいなと思ってます。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 御回答させていただきます。少子化は様々な理由が複雑に絡んで進行しているものであり、他の事業も含めまして、総合的に対策すべきものと考えております。また直接的には少子化対策としての効果は、出生数の増減や合計特殊出生率等の数字も追って——注視していきたいと思っております。本事業を子育て世帯がどのように捉え、ポジティブな感情を持って出産に迎えるかどうかも重要な鍵と感じております。本制度を利用した方々へのアンケートも実施し、回答の中で、とても助かったというお声を頂いております。さらに2子目、3子目と多子への出産についても前向きになったという御回答をいただいております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、少子化対策はやっぱり、一つだけじゃなくていろんなことやっていかなきゃいけないと思います。そういったところで、無痛分娩助成について、その目的をしっかりと見失わないように、しっかり進めていただきたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 こども政策課の高中です。しっかりと進めてまいりたいと思います。それと、先ほど私、こども相談課の高中と、1つ前の答弁でさせていただきましたが、こども政策課と訂正させていただきます。今後しっかりと進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 委員長は訂正を認めます。

次に佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくをお願いします。まず、社会福祉事務に要する経費についてです。こちらは予算書の107ページです。福祉まつりの委託費なんですけど、福祉まつりなんですけど毎年、盛況で注目度も上がってきているのではないかとというふうにも思っております。ただ運営している方々もいろいろな御苦勞があると聞いておりますが、委託費は、昨年と変わらずです。増額の検討などはなかったのでしょうか。

○鈴木委員長 根本補佐。

○根本社会福祉課長補佐 社会福祉課の根本です。佐野議員の質疑にお答えさせていただきます。福祉まつりは実行委員会を組織し、実行委員会への委託費として、取手市は委託料15万円の予算を確保し、現在に至ります。福祉まつりは実行委員会へ、取手市から15万円の委託料、取手市社会福祉協議会から3万円の補助金、とりで障害者協同支援ネットワークから2万円の補助により、総額20万円の予算で運営しております。昨年度は、残念ながら選挙の関係で中止となってしまいましたが、今年度は、10月25日に第9回取手市福祉まつり～笑顔のひろば～を開催させていただきました。雨天にもかかわらず、多くの方に御参加いただき終えることができました。会計においては、歳出が総額の20万を超えてしまったため、とりで障害者協同支援ネットワークより、2万円の補助のところ、

3万3,075円の補助を出していただいております。増額についてですが、検討はさせていただいたのですが、課内の予算の中で、増額分について、減額できる部分を確保することが難しく、昨年同様の予算の計上となりました。委託経費に関しましては、今後の物価の上昇や開催内容の状況に応じて、実行委員会を組織する取手市、取手市社会福祉協議会、とりで障害者協働支援ネットワークとも話し合いながら、予算の確保に努めてまいります。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ちょっと足りてなかったということですので、やはり予算の適正化、よろしくお願いいたします。

続きまして、ウェルネスプラザ管理運営に要する経費について、予算説明書39ページ、資料が19番です。自主事業の状況についてです。ここは、先ほど加増さんのところの質疑の答弁で、1年間まだ終わってないので、ちょっと評価のしようがないというようなことの御答弁があったので、本来はこの1年間どう評価し課題についてどう捉えているかをお聞きしたかったんですが、ちょっと変えまして、様々な自主事業を展開するというところで、今回指定管理者が変わったというふうに私は記憶しています。自主事業についてのみ、ちょっと前回の管理者と変わった点、また増えた事業などがありましたら、具体的にちょっと教えてください。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原健康づくり推進課長 自主事業についてということですが、自主事業については、多くの市民が参加する事業を指定管理者が計画し、いろいろ行っているところでございますが、指定管理者とは毎月打合せ会議を行い、その中で来月はこういった自主事業を行うとか、今月はこういった自主事業を行って参加者がどのくらいであったというような報告を毎月受けております。そういった報告を基に、またこういったものがないかとか、こういったのを計画してるとかという御相談も受けながら、新たな自主事業もいろいろ計画しているということが、今の指定管理者から伺えるという状況です。

○鈴木委員長 櫻井副参事。

○櫻井健康づくり推進課副参事 健康づくり推進課の櫻井です。佐野委員の御質疑にお答えいたします。前回の指定管理者と今回の違いということなんですが、今現在、把握している中では、お子様連れのお母様なんかがお見えになっているのは、お子さんを連れてベビーマッサージの事業であるとか、あと学習の見守り塾——ウェルネスプラザの1階、セミナールームA・Bがあるのですが、昨年までも、そこは空き室利用ということで、小中学生の勉強の場として提供してたんなんですが、今そこに高校生・大学生のボランティアの方を呼んだ学習塾的なものを実施しております。それ以外については、似たようなマルシェであるとか、あとは昨日——3月9日に健康まつりのほうを実施しました。そういったところは、前年のものをブラッシュアップしながら進めているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。ぜひ1年間を通してでの評価、課題なども含めて、この先、検討していただきたいと思っております。この先、私も機会を設けまして聞きたいと思っております。

ます。

続きまして、生活困窮者自立支援事業に要する経費についてです。予算説明書 40 ページ、資料 20 番です。くらしのサポートセンターの相談状況についてです。資料から、家計改善支援事業の利用件数が増加していることについて、その評価について等をお伺いいたします。

○鈴木委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 社会福祉課、根本です。佐野委員の御質疑にお答えいたします。くらしサポートセンターでは、生活困窮者自立支援制度の各事業を実施しておりますが、中でも、家計改善支援事業については、利用件数が増加している状況でございます。この家計改善支援事業は令和 2 年度に開始したもので、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活を再生させることを目的としているものです。ここ最近では、包括支援センターや基幹相談支援センターなどの相談窓口から、当事業につながってくるが見受けられることから、こういったことから利用者が増加した一因であると考えております。

また、利用者の事例としては、家計の管理として自身の収入でやりくりできた上、貯金ができるようになったことで事業を終了した事例や、自己破産手続が終了したことから、これからは穏やかな生活が送れますと感謝の言葉を頂いたこともあると、社会福祉協議会から報告を受けております。このように、利用件数の増加のほか、利用者の目標達成状況などを鑑みると、利用者からは一定の評価を得たものと思っており、我々としても同様の評価を得たものと捉えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。生活保護につながる直前の救済事業として、やっぱりとても大切だと思っております。より一層、この辺を進めていただきたいと思います。続きまして、相談内容が多岐にわたっていると思います。今後、相談業務全体の分析も含めて進めて、予算の適正化などの検討の方針はあるかななどを、お聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 お答えいたします。委託料として 3,626 万 1,000 円を計上しておりますが、そのほとんどは相談支援員などの人件費であります。当該事業は補助率 4 分の 3 にて国庫補助の対象となっており、1,687 万 5,000 円を見込んでおります。相談支援員の人数につきましては、令和 4 年度までは 3 名で実施しておりましたが、令和 5 年度からは 1 名増員をいたしております。増員の理由としては、生活困窮者自立支援法における任意事業である就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業の 3 事業の実施による相談業務や面接業務、支援業務の増加によるものです。くらしサポートセンターの相談件数は、ほぼ横ばいと捉えておりますが、相談の結果、実際に事業を利用することとなった方の人数は増加している状況です。事業の利用により、よりきめ細やかな面談や支援を継続して行う必要があり、業務負担は増している状況でございます。相談業務につきましても、相談内容は多岐にわたり、相談内容に合わせ、活用可能な制度・相談先を選定し、支援をつなげております。今後も複雑化・多様化する相談に対応するため、相談支援員が充

足しているか常に業務を見守りながら、適正な予算の執行を続けていくべく、これまで以上に事業を注視しながら実施してまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 私も相談に関わる仕事をしてましたので分かりますけれども、本当これだけ多岐にわたっていると、やっぱり受ける側の相談員の方というのも大変だと思いますし、やっぱり相談のボリュームというのも、いろいろ違ってくると思います。今後も、ぜひ漏れることなく、相談しっかりやっていただいて、強化していただきたいという希望がありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、基幹相談支援センター事業に要する経費です。基幹相談支援センター業務の委託料について、令和7年度の実績・成果について、評価と課題をお伺いいたします。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木委員長 障害福祉課、鈴木です。お答えいたします。資料21のとおり、6年と7年と比べまして、100件以上伸びているというところがございます。7年度末には、恐らく150件以上は伸びてくるんじゃないかなというふうに思っております。その中で、この状況につきましては、基幹相談支援センターが開設から2年を迎えまして、広報やホームページ等の掲載、チラシの配布等によりまして、市民や関係機関への周知が進みまして、相談窓口としての認知が向上したことによる効果であると認識しているところでございます。また近年は、障がい・生活困窮・家族問題など、複合的な課題によりまして、1つの相談機関では対応が難しい相談も増えておりまして、総合相談窓口としての基幹相談支援センターへの相談が増えていることも、相談者が増えている要因であると考えております。

昨年の課題でありました、周知でございます。7年度、実際の具体的な周知の方法でございます。障害福祉サービスの事業所51事業所を中心に、医療機関26機関や居宅介護支援事業所28事業所など、122の機関に基幹相談支援センターの説明とパンフレットを置かせていただきまして、周知を進めたところでございます。まだ、利用者の伸び代はあると考えておりまして、引き続き周知に注力してまいります。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。基幹相談支援センター、先ほどの、くらしのサポートセンターと同様に、市の相談業務を担う大変重要な事業で——場所だと思ってます。先ほども伸び代がまだあるということでしたので、実績等が伸びていて大変強化して下さっていると私も思いますけれども、またその伸び代の部分、またこれからも強化していただきまして、よろしく願いいたします。

続きまして、高齢者等移動支援事業に要する経費についてです。こちら予算説明書50ページ、先ほど、染谷委員から質疑がありましたので、ちょっと質問数を減らしてお聞きしたいんですけども。現在、ドライバー不足の影響については、あるのでしょうか。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。ドライバー不足については、移送サービスが直面している課題としまして、各団体からは、運転者の高齢化や後継者不足により、サービス提供を担う運転者の確保が難しくなってきたというお

話を聞いております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ドライバー不足については、やっぱり前々からの問題かと思うんですけども。今後、その課題解決に向けて、また新たに組み組んでることとかあれば、教えてください。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 移送サービスを運転する場合に、移送サービス運転認定講習会というものを受講していただく形になります。それは社会福祉協議会が実施してるんですが、4,000円受講料がかかるところを、その助成を行っていいかなという形で、今回の予算のほうに計上させていただいております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。補助金増額の検討などは、あったんでしょうか。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。移送サービスの補助金についてですが、現時点では令和7年度と同様な規模と考えております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。また、御苦勞もあるかと思いますが、引き続きよろしくお願いたします。

続きまして、要保護児童対策事業に要する経費です。

〔蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす〕

○佐野委員 (続) 予算説明書59ページ、資料23番です。要保護児童対策地域協議会について、開催状況について、お伺いたします。

○鈴木委員長 菅野補佐。

○菅野こども相談課長補佐 こども相談課の菅野です。佐野委員の御質疑にお答えいたします。要保護児童対策地域協議会ですけれども、昨年度実績で申し上げますと、こちら代表者会議というものがまず1回、それから実務者会議に分類されております進行管理会議、こちらが12回、学校等連携会議2回、主任児童委員連携会議14回、また一つ一つのケースの検討の場となります個別支援会議、こちらが88回となっております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。開催回数はずごく、開催していただいているということで、これ資料見ますと、再登録を減らすことが重要なのかなと思いますが、そのために必要な対策というか、取組みたいなものがあれば教えてください。

○鈴木委員長 菅野補佐。

○菅野こども相談課長補佐 お答えいたします。再登録を減らすためにということですが、取手市要保護児童対策地域協議会では要保護児童等について、最低でも3か月間台帳に登載をしまして、学校や保育所などの関係機関と連携をして、虐待者への虐待防止指導や見守り、ニーズに応じた社会資源へのつなぎなどの支援を通し、虐待の再発防止に努めているところです。再登録につきましては、前回の登録時と同様の主訴から

再登録となることもあれば、新たな課題が生じて登録となる場合もございます。いずれのケースについても、再発防止の視点は欠かせないものですが、虐待がなぜ起こってしまったのか、そしてお子さん自身にも何らかの特性があるのか。御身内の中に支援者の方はいらぬのかなど、虐待が発生した要因を多角的に分析し、その要因の軽減、解消を図ることで、虐待の再発防止につながれると考えております。

しかし、それでも再発つまり再登録となるケースがあるのも、この資料のとおり、事実でございます。本当の意味で、再登録ゼロということになれば最も理想的なんですけれども、やはり少なからず虐待の再発がある中で、この再発を見逃さないことが重要であると考えております。このため当市の要保護児童対策地域協議会では、終結したケースについては終結3か月後の対象児童の状況を確認し、再登録の必要があるか否かを検討するようにしております。お子さんの成長やあるいは家族構成、こういったもので、お子さん自身や御家庭の形も様々変化をする中で、新たな課題やニーズが生じて、再登録に至ったとしても、お子さんはもとより、保護者や御家族にもしっかりと寄り添った、支援に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 まだある……。

○鈴木委員長 2分25秒あります。

○佐野委員 分かりました。ありがとうございます。もう本当こちら、本当に重要な安全に関わる大切な事業だと思っています。再登録ゼロというのは本当に理想かとも思いますけれども、本当これ取りこぼさないこと、見逃さないことということが、本当大変重要なことだと思っていますので、今も御尽力いただいている点、多々あるかとも思いますけれども、引き続き、これは本当に重要ということをお認識を高めながら、取り組んでいただきたいと思っています。以上です。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、岡口委員。

○岡口委員 岡口です。よろしくお願ひいたします。私からは緊急通報システム事業に要する経費について、お伺ひします。予算書121ページ、説明書50ページになります。1つ目ですが、利用対象者及び現在の利用状況につきましては、先ほどの染谷委員から質疑がありましたので、そちらで理解いたしました。その件について、私のほうでは近年の利用状況の推移について、お伺ひしたいと思ひます。お願ひします。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。令和7年度8月—令和8年度2月現在で新規が78台、設置台数が523台です。令和6年度が484台、令和5年が481台と年々増えている状況であります。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。続きまして、対象となる方への周知とか利用促進について、市としてどのように取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。周知方法については、ホームページや

介護保険パンフレット、あと高齢福祉サービス一覧というのを高齢福祉課のほうで作成しております。窓口相談に来た場合、あと民生委員さんの訪問、あと包括支援センターなど、何か相談がある前に、こういうサービスがありますよというような形で周知のほうは、いろいろな場面を通じて、させていただいております。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。2つ目です。見守り体制としての事業効果について、お伺いいたします。どのような内容の通報があるのか、また対応はどのようにされるのか。具体的にお願いします。そして、高齢者の見守りという観点から、どのような効果があると認識しているのか、お聞かせください。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。緊急通報システムの事業ですが、システムが本体——機械に相談ボタン、緊急ボタンというようなボタンがあります。そのほかにペンダントという形で、寝るときとか枕元における状態。そのほかに火災報知機、あと空間センサーとしてトイレとか冷蔵庫、あとは、そういうトイレとかの場所に、24時間動きがない場合に自動的に警備会社に通報が入ります。実際に緊急通報があったケースが101件、そのうち救急搬送をしたケースが9件、安否センサー、空間センサーが24時間反応がないというような通報で、171件のうち、現地に出向いた——確認したところ、搬送したケースはゼロでした。これらのことから、緊急通報装置及び安否センサーを設置することで、利用者の在宅生活の不安を解消し、関係機関の救急活動をより一層迅速に行うことにつながっていると考えております。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。命に関わることとかというのは、あったんでしょうか。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 そのほうは救急搬送が9件という形になっておりますので、病院に搬送され、適切な治療を受けていると思います。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。最後の質問になります。今後の事業の方向性について、お伺いします。近年では、通信機器やICTの進展により、見守りサービスの形態も多様化してきております。例えば、センサーを活用した見守り、スマートフォンを利用した通報システムなど、新たな技術を活用したサービスも広がってきていると承知しております。こうした社会環境の変化を踏まえ、緊急通報システムについても、より多くの方が利用しやすい仕組みや見守り機能の充実などを検討していくことが重要ではないかと考えます。そこで市として、今後この事業をどのような方向で進めていくお考えでしょうか。利用拡大、機能の充実なども含めた考え方について、お聞かせください。

○鈴木委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。先ほど染谷委員の御答弁の中でも御説明をさせていただきましたが、今後の事業の方向性としたしましては、時代に即した運用

方法として、固定電話回線を要しない無線タイプの機器の導入も含め、近隣市町村の無線タイプの機械の導入状況や仕様、金額等を確認しながら、引き続き検討してまいりたいと思います。また、高齢者支援という枠組みの中で複合的に事業を組み合わせることで、事業効果の最大化を図り、適正かつ効果的な福祉サービスの提供・検討に努めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。高齢者の安心は、本人だけでなく家族や地域の安心にもつながります。本事業が、その支えとして今後も大切に生かされていくことを期待し、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木委員長 最後に、海東委員。

○海東委員 委員の海東と申します。よろしく申し上げます。予算書 135 ページ、説明書 57 ページ、こども発達センター管理運営に要する経費につきまして質疑いたします。まず、指定管理料につきまして、令和 7 年度の予算ベースですが、7,494 万 4,000 円から令和 8 年度は 5,729 万 2,000 円に減額を見込まれています。この減額になります要因などにつきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口こども相談課長 こども相談課、樋口です。ご答弁申し上げます。令和 8 年度より取手市立こども発達センターは、これまでの児童発達支援事業所という位置づけから、児童発達支援センターに変わります。児童発達支援センターは、児童福祉法第 43 条に定められており、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関であること。子どもたちに対する専門性の高い支援を提供するだけでなく、家族への支援、他の障がい児通所支援事業者及びその他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設です。高度な専門性を持つ人員の配置や、幅広い相談に対応するための人員配置等、手厚い支援体制の整備が求められることから、給付費の単価が増額しております。そして、その分の指定管理料が減額となっているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。ただいまのお話で、児童発達センターになるということで、その機能——中核的役割を果たすというお話がありました。これ令和 8 年度から、予算説明書にも示されていまして、ただいまのお話からも——頂きまして、これまでこども発達センターというところであったと思うんですけども、ただいまのお話のほうでは、これまでと同じような支援体制であったりですか運営体制のように聞こえたんですけども、今度新しくなる、その中核的機能の部分というのは、これまでと比較しまして、いま一度詳しい内容などにつきまして、お尋ねしたいと思います。お願いします。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口こども相談課長 お答えいたします。主な児童発達支援センターに求められる中核機能が 4 つとなっております。まず第 1 には、幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家

族支援機能。2番目としましては、地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズコンサルテーション機能。そして3番目としましては、地域のインクルージョン推進の中核機能。4番目としまして、地域の発達支援に関する入り口としての相談機能となっております。委員のおっしゃいましたように、これまでもこども発達センターでは、専門性の高い職員を配置することで子どもや家族への支援を行ってまいりましたが、加えて今後、さらに中核的機能の強化となる支援内容を充実させていく方向となっております。例えばですが、市内の障がい児通所支援事業所との連携会議、連絡会の開催による相互理解と連携を促進します。また、事業所の職員向けの研修会の開催、保育所等訪問事業による専門的助言や指導による人材育成を図ります。市内各事業所や保育所等における発達支援の質の向上を、そういうことを通して目指していくもの——目指してまいります。また、保健センターなどに訪れた保護者に向けた発達支援に関する情報の紹介や、地域の保育所などの保育交流や園庭開放などの機会を設け、地域におけるインクルージョンの醸成を推進——これまで以上に推進してまいります。また、これまでは、こども発達センターの利用児・保護者向けの実施でやってまいりました発達相談窓口についてを、こちらはもっと開かれたということで、市民の皆様からの相談に対応するようにいたしまして、地域の相談の入り口としての役割を担ってまいります。こういったところが違ってまいります。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。十分理解することができました。では、令和8年度から新しい体制にしていくということであるんですけども、利用している児童であったりですか、その保護者——養育者などには、これからどのような形で変わっていきますということで、利用されていらっしゃる方のほうに向けて、その辺りのお知らせであったりとかですとか、周知というのはどのようになされていきますでしょうか。お尋ねします。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口こども相談課長 令和8年度からのセンター化に伴う周知ということで、今現在、利用されている保護者様・利用児の5世帯への周知がまずは重要と考えております。こちらのほうにつきましては、12月末にそれぞれの保護者宛てに周知——通知文を行いまして、その後説明会を行っております。2回行ってございまして、その中で、このセンター化によって何が変わるのか、こども発達センターがどう変わるのか、今までの提供してきたサービスは変わらずに提供できるのか、というところが一番不安を持たれると思いますので、もちろんその部分は、十分にこれまでどおりに——これまで以上にやってまいりますので、十分説明した上で——丁寧に説明させていただいたところです。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。十分理解することができました。では、中核的機能を強化していくことによりまして、市のほうで得られる効果などはあるのでしょうか。この点につきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口子ども相談課長 お答えいたします。取手市としましては、地域における発達に支援を要する子どもと家族への支援体制を整備していくことで、国が示す基本的な考え方に基づき体制整備を行ってまいります。障がいの有無にかかわらず、身近な地域で育ち、暮らすことができる体制を整備する。2点目として、子どもと家族をまんやかに据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、切れ目なく、漏れなく必要な支援が行われる地域づくりを進める。次に、個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備していく。また加えて、子ども施策全体の中で支援を進め、インクルージョン——社会的包摂を推進すること、これらを実現していくことで、取手市の子どもたちが安心して育ち、つながりを深められる社会を目指していくことが、取手市にとっての、保護者様にとっての、皆様にとっての、良い効果だと思っております。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。十分理解することができました。いつもありがとうございます。引き続きまして、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、次の質疑に移ります。予算書136ページ、説明書58ページ、見守りおむつ定期便事業に要する経費につきまして、私のほうからも質疑をさせていただきたいと思えます。まず、支給されます用品・品物等の1か月当たりの相当額につきまして、本市では3,000円と設定されるということで、以前の質問——ほかの議員の方からの御質問や質疑応答の経過から、3,000円になるということ把握しているところであるんですけども。その金額に設定されました根拠等の質疑でありまして、ほかの実施されている自治体を見ていきますと、1,500円、1,600円など、千円台のところもあります。そちらに比べますと、やや高めの設定と考えられますけれども、本市の3,000円相当にされますその根拠などにつきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中子ども政策課長 こども政策課の高中です。お答えいたします。今、海東委員おっしゃいましたとおり、ほかの自治体でも様々な事業を展開しておりまして、価格設定もそれぞれというところもございます。本市としましては、3,000円ということとさせていただいたんですけども、今、おむつを1パック——それを考えたときに、それプラス、それだけではちょっと寂しいというところもありまして、お尻拭きですとかミルクですとか、メインのおむつと、それからサブ的なものを加えて、そうすると大体3,000円相当になってくるということで、3,000円というふうに定めさせていただいたところです。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。手厚いというところで、受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

では、対象になります皆様、生後5か月目から満1歳までの乳児ということで期間設定をされていますけれども、本市ではこのような設定にされました御検討の経緯などについてなんですけれども、こちらほかの実施自治体を見ていきますと、生後翌月であったりですとか、そういったところもあります。本市の場合には、生後5か月目からということ

で期間設定されるということで予定——見込まれていると思うんですけども、この期間設定にされました経緯などにつきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 こども政策課の中村です。御質疑にお答えいたします。本事業は、生後5か月から満1歳を迎える月までの8か月間、乳児とその養育する家庭を対象として、毎月見守り支援と子育てグッズの配送を行う事業です。市では、おおむね生後4か月まで、赤ちゃんがいる全ての御家庭を対象に、保健師・訪問相談員が家庭訪問を行う、こんにちは赤ちゃん訪問を実施しております。また、4か月児を対象とした健康診査も行われていることから、この期間は赤ちゃんの発育状況の確認や育児に関する相談等、行政とつながれる機会が比較的あると考えております。生後5か月以降も引き続き定期的に行政と関わる機会を提供するために、サービスの対象期間を5か月からとさせていただきました。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。ただいま、こんにちは赤ちゃん事業のお話がありまして、こちらは4か月まで、5か月目から続いてというところではないかなと、そのように受け止めさせていただいたんですけども。乳児家庭全戸訪問事業につきまして——こんにちは赤ちゃん事業でありますけれども、こちらのほうからの事業継承といいますか、引継ぎなどをしていきますと、こちらの見守りおむつ定期便の事業のほうに、スムーズに円滑に事業が開始できるん……

〔蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす〕

○海東委員 (続)ではないかなと、そのように考えます。先ほど、長塚委員からも御質疑がありました。訪問に行かれて、チェックシートなどで情報などを得てくるということもあると思うんですけども、こんにちは赤ちゃん事業のほうで既に情報なども得ていると思いますので、そこから本事業のほうに引継ぎをしていけば、スムーズな運営が見込めるんじゃないかなと、そのように考えるんですけども。その辺りの連携であったり、引継ぎというのはなされる、その辺りの御検討というのはいかがでしょうか、お尋ねします。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 お答えさせていただきます。赤ちゃん訪問時の、虐待や家庭に課題を抱えているなどの情報は、現在も、こども相談課と保健センターでの連携が図られております。同様に、我々の事業におきましても、何か課題が発見された場合には、こども相談課や保健センターと、しかるべき部署と情報共有をさせていただくこととなっております。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。連携を図れているというところで、新しく事業が始まるということではあるんですけども、連携のほう今後進められるというところで受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

では、事業展開をしていくに当たりまして、PR、周知などを検討されているかという質疑内容であるんですけども、PR動画などを制作することによりまして、より多くの

方々に知っていただく。そして、この事業の効果なども大きく考えられるところじゃないかなと思うんですけれども、市のほうではこのような検討というのはされていますでしょうか。お尋ねします。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 お答えさせていただきます。本事業に関しましては、東京都や首都圏、関東圏でも一部の自治体でしか導入されておらず、現段階では県内初の取組となるため、政策的アピールとしての効果も高いと考えております。御提案いただいたような手法も含め、他部署と連携をしながら、またこれまで実施してきた少子化対策、子育て支援策と合わせて、こどもまんなかアクションの市を魅力として発信していけるよう、積極的な検討を行ってまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。御検討のほど、よろしくお願いを申し上げます。

では、最後でございます。先ほどの質疑と同じようなところもあるんですけれども、ただいま御答弁がありましたように、本事業は茨城県内におきまして初めての事業になるということで、報道などでもなされていました。それに関してというところではあるんですけれども、配達出発式などを開催しまして、配達される方々……

[蛭原議会事務局次長ベルを2回鳴らす]

○海東委員 (続) また事業者の方々の、また職員の皆様方の士気高揚というところで、本市のPRなど、様々な方につながるよい機会ではないかなと思うんですけれども、配達出発式のようなセレモニー的なところというのは、御検討のほうは、市ではいかがでしょうか。お尋ねします。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 御回答させていただきます。まずは御提案をしていただきまして、ありがとうございます。士気を高く持って臨んでいただきたいとの激励として受け止めさせていただきました。本事業に関しましては、こども政策課としても、全ての赤ちゃんとその保護者を対象とした重点事業として位置づけていきたいと考えております。どのような手法によって盛り上げていけるのかは、検討しつつ、この初めての取組が成功するよう、委託事業者を含めて情熱を持って事業を展開してまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。以上です。

○鈴木委員長 海東委員、あと残り38秒です。

○海東委員 分かりました。十分理解することができました。様々な方に、この事業を知っていただくために、今後もよろしくお願いをいたします。非常によい事業だと思いますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。いつもありがとうございます。以上でございます。

○鈴木委員長 以上で、民生費の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。

まず、入江委員。

○入江委員 見守りおむつ定期便事業についてなんですが、見守り支援員の人数、それと、

どんな人が——有資格者なのか。あと支援を受ける人は何名ぐらいを想定しているのか。委託事業だと思うんですけど、その辺をお尋ねします。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 こども政策課の高中です。お答えいたします。まず、見守り支援員の資格ですけれども、基本的には、子育てをしてきた女性の方を想定しておりまして、望ましいものとして有資格、例えば保育の資格ですとか、そういったものが望ましいということではさせていただいております。それから対象者数なんですけれども、9月からのスタートを予定しておりまして、大体年間、今出生者数が500人前後——450人から500人ということで、大体500人弱を想定しておりまして、そこで大体半分程度という——9月から始まりますので、半分程度というところで対象者数を見込んでおります。それから——支援員の人数ですけれども、そうしたところで、9月からスタートするというのが、例えば4月に生まれた子どもからスタートしますので、仮に4月に生まれた子どもが30人とすると、そこで9月で配送するのがその30人を、どのぐらいの人数で配送するかで積み重なっていきます。5月に30人生まれる、6月に30人生まれると。そうすると月ごとに、配送する人数がどんどんどんどん増えていくというような形になってまいりまして、こちらとしての仕様といたしましては、きちんと配送できるような体制を取っていただきたいというところの仕様がございまして、その中で事業者さん——委託する事業者さんが、どういう体制を取るかということになってくるかと思えます。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 委託する業者なんですけど、その専門的な業者って結構あるんですか、それなりの人数がそろそろ。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 専門的な事業者さんというところで、例えば、都内でやっている事業者さんは、かなりいろいろ展開されているところもあるようでございます。こちらとしましては、見守りをするができるというところと、それから条件として、見守ったということを条件として、おむつですとかそういったグッズを配送することができるというような条件を満たすことができれば、そういった事業者さんであれば、御参加いただいて、その中から決めていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 やっぱこの辺一番難しいのは、その事業者さんとの連携だと思うんですね。あと出産漏れじゃないですけど、その届出が分からなかったとかないように、その辺しっかりと——委託したからそれでいいやじゃなくて、行政側としても、しっかりと連携を取りながら進めていただきたいと思えます。以上です。

○鈴木委員長 ほかに。

長塚委員。

○長塚委員 先ほどの海東委員の、おむつ定期便事業に要する経費についての答弁の中で、最後、全ての赤ちゃんとその保護者を対象とした重点事業と位置づけているということだったんですけど、それならば、なぜ申請ベースなのかをお伺いします。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 こども政策課の高中です。お答えいたします。基本的には、生まれた方——赤ちゃんが産まれた方に、全部こちらからアプローチはしたいというふうには考えております。ただその上で、やはり、どういう御事情か分からないですけども、申請されない方もいらっしゃる可能性はあるということは考えております。そういった意味で、全ての赤ちゃんに対してアプローチをしていきたいということを考えております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 恐らく、支援が必要な世帯とかというほど、あまり申請はしないのかなというイメージではあるんですけど、その点は、どういうふうにあプローチしていくのでしょうか。

○鈴木委員長 中村補佐。

○中村こども政策課長補佐 こども政策課の中村です。お答えさせていただきます。基本的に申請というふうに形を取らせていただきましたのは、まず、いつ御自宅にお伺いしてよいのか、また、どういったものが必要なのかというのを、こちらで事前に把握する必要性がありまして、申請形式というのを取らせていただいているところではあります。また、申請ベースで皆さんに御案内を——保健センターのこんには赤ちゃん訪問等・妊婦面談等——こども相談課でやっている妊婦面談等でも御案内しているにもかかわらず、申請がなかった場合、逆にその場合は虐待が疑われるとか、何かお困りなのではないかという、逆転の発想でこちらアプローチしていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。——よろしいですか。

次、染谷委員。

○染谷委員 よろしくお願ひします。先ほど入江委員、小堤委員から質疑ございました、こども政策推進に要する経費なんですけども、こどもまんなか社会の実現に向けた司令塔として、政策的経費というのが、このホームページしか、どう探しても見当たらないんですけども、今のとここれだけなんですか。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 こども政策課の高中です。お答えいたします。こども政策推進に要する経費としては、今回、その事業の枠としてホームページ新規のまんなかサイトを計上しておりますけれども、事業区分として何々に要する経費というものが、例えば今回の見守りおむつ推進の事業につきましては、別の事業立てで身守りおむつの経費ということになってまいりまして、ある程度大きな固まりの事業になってまいりまして、また次、別の事業立てになってまいります。ですから、今回こども政策推進に要する経費で、全ての子どもに関する事業を包含しているというわけではなくて、それぞれの事業ごとになっているというところで、今回そういう形になっております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 言ってることはよく分かるんですけども、どう見ても弱く見えますよね。これ本当に、さっき入江委員からも指摘ありましたけども、本当にここに力を入れようかなと思ってるのかなというような感じがいたしますんで、その辺しっかり予算化していくと

いうことは考えなかったのでしょうか。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 お答えいたします。しっかり予算化をしていくということで、こども部として今回、この新しいサイト、それから見守りおむつ、また令和8年度から保育課では新しく駅前保育所ということもございますし、こども部としてコアとして進めていくべき事業がございます。また、ほかの部局においても、都市計画課においては、子育てという観点から、住ま入る（スマイル）支援プランにおいての子育て支援の拡充ですとか、教育委員会においても様々な展開をしていただいているところでございますので、市全体としてこどもまんなかという意識を持って、予算立てをしてきたというところがございます。

○鈴木委員長 染谷委員、よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。これで議案第17号のうち民生費について質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため14時45分まで休憩します。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。

次に、衛生費・農林水産業費・商工費を議題といたします。執行部の皆様におかれましては、発言する際に部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

質疑通告順に質疑を行います。8人の委員から通告がありました。

まず最初に、小堤委員。

○小堤委員 小堤です。どうぞよろしくお願いいたします。それではまず最初に、予防接種に要する経費についてです。予算書159ページ、説明書71ページです。3億9,185万5,000円が計上されていますが、その中でお聞きしたいのは、RSウイルスワクチン接種ということですが、この予算書では内容までは書いてないんですが、これは国でA類の疾病のことでというふうに書いてありますが、中身はどういう接種でしょうか。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 保健センター、関口です。それでは、ただいまの御質疑に御答弁させていただきます。RSウイルスは呼吸系の感染症でありまして、感染すると発熱、鼻汁、せきなどの症状が数日続き、重症化すると呼吸困難や気管支炎、肺炎などを引き起こすことがあります。特に幼児に重篤な影響を及ぼすRSウイルス感染を予防するために、RSウイルスワクチンは重要な接種となります。妊婦が接種することで、胎児に抗体を移動させ、生後すぐに感染を予防することを目的としております。RSウイルスは、1歳までに50%以上、2歳までにほぼ100%の乳幼児が感染するため、予防効果は非常に重要でございます。令和8年4月1日から定期予防接種のA類に位置づけられ、全額公費助成により普及促進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。妊婦さんにワクチンを打つと、胎児にそういうふうに伝わるとするのは、すごく素晴らしい接種かと思うんですけども、このワクチン接種のフローは、どういったものになっているのでしょうか。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。取手市に住民登録のある、妊娠28週ゼロ日から36週6日までの妊婦が対象で、妊娠ごとに1回接種することができます。市では、既に妊婦届——妊娠届を提出されている対象の方には、周知を兼ねましたチラシを送付させていただきます。その後、接種希望者には予診票を発行しますが、保健センター、またはこども相談課で申請することが可能となります。これから妊娠届を出される方には、妊婦面談の際に、こども相談課での発行と、保健センターにおいては随時発行を行ってまいります。

接種医療機関は、市内の出産を取り扱っておりますJA取手総合医療センター及び菅野産婦人科クリニック、また県内定期予防接種広域事務協力機関で実施し、予約が可能となります。なお里帰り出産など、県外での接種を希望する場合は、予防接種実施依頼書の発行手続きを行い、費用は償還払いで、接種者が指定する口座にお振り込みするような形となります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。流れについては大体分かりました。そうしますと、この予算書【「予算書」を「予算説明書」に発言訂正】の73ページにある表によりますと、見込み回数500つてありますが、この数字は子どもの数なのかなと思うんですが、この積算根拠をお願いいたします。

○鈴木委員長 予算説明書……。今何か、小堤委員。予算書っていう。

○小堤委員 説明書です。失礼いたしました。

○鈴木委員長 訂正で。——はい。

関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。見込み人数500人の積算根拠につきましては、令和6年度の母子手帳の交付実績、489人を基に試算した数字でございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そうしますと、その数で、あと全額公費負担ということかと思うんですが、これ見積り額はどのぐらいになりますか。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。RSウイルスワクチン接種を全額公費負担とする場合の見込額につきましては、予算として1,499万7,000円を計上しております。この金額は、1人当たりの接種費用2万9,994円に、接種見込み人数の500人を乗じて算出したものでございます。全額公費負担により、対象者が自己負担なしで接種を受けることが可能となっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございました。では次に、母子保健に要する経費についてです。妊婦歯科健康診査ということですが、受診券の発行予定数の積算について、お願いいたします。予算書 163 ページ、説明書 75 ページです。

○鈴木委員長 小笠原補佐。

○小笠原保健センター課長補佐 保健センターの小笠原です。小堤委員の御質疑に御答弁させていただきます。妊娠中は、つわりやホルモンの影響等で、口の中の状態が変化しやすくなります。そのため、虫歯や歯周病が起こりやすく、重度の歯周病により早産・低体重児出産の頻度が高まることが報告されています。また、虫歯は主にお母さんから赤ちゃんにうつると言われています。妊娠中から口の中の清潔を保つことを目的に、令和 8 年 4 月から母子健康手帳交付時に受診券を発行いたします。予算のほうは、250 人分の 125 万円を予定しております。母子健康手帳交付数の約半数の、第 1 子を妊娠している方の人数を積算根拠といたしました。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。分かりました。

では、この 125 万円と計上してあるのは、助成金額の全部でしょうか、それとも一部なんでしょうか。お願いします。

○鈴木委員長 小笠原補佐。

小笠原保健センター課長補佐 お答えいたします。妊婦歯科健康診査は、取手市歯科医師会と業務委託する予定ですが、財源は医療施設運営費等補助金の中の口腔保健推進事業に該当するため、助成額は全額助成をいたします。利用者の自己負担は無料となります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。では次に、生活習慣病対策検診に要する経費ということで、ここは 6,410 万 2,000 円が計上されていますが、その中で、がん患者ウィッグ等購入助成金、これが 80 万円と計上されていますが、この積算根拠についてもお願いいたします。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 保健センター、関口です。それでは、ただいまの御質疑に御答弁させていただきます。がん患者ウィッグ等購入費助成制度につきましては、患者の心理的・経済的負担を軽減し、治療に専念できる環境を提供することを目的とし、ウィッグや乳房装具の購入費用の一部を助成し、患者の社会復帰を支援することを目指しております。御質疑の積算根拠についてですが、助成金額は茨城県及び近隣市町村の助成額を参考に、1 人当たり上限を 2 万円に設定しております。また、県の制度と併用することで最大 4 万円までの助成が可能となり、より多くの患者の負担を軽減できるよう配慮してございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。では、助成対象者数は何人ぐらいになりますでし

ようか。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。助成対象者数につきましては、令和6年度の茨城県がん患者トータルサポート利用者、約30名を参考に、取手市では40名を見込んでおります。今後の利用状況に応じて、予算の追加や見直しを行うことで、柔軟に対応していきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。では、その対象になるような方は、どういうふうに申請すればよろしいのでしょうか。その方法をお願いいたします。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 御答弁させていただきます。申請方法につきましては、取手市がん患者ウィッグ等購入費助成事業実施要綱に基づき実施してまいります。具体的に申し上げますと、申請者は購入翌日から1年以内に、申請書と購入明細書、がん治療の受診証明書などの必要書類を提出していただきます。また、申請書は市の公式ホームページからダウンロードすることができ、郵送による提出も可能とし、患者のプライバシーに配慮した申請方法で運営したいと考えております。加えまして、個人情報の取扱いには細心の注意を払い、適切な管理を徹底してまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。とても大事な事業かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、水田農業構造改革対策に要する経費ということで、ここは6,952万7,000円が計上されていますが、その中で水稻病虫害防除補助金について、これは1,000万円計上されていますが、この配付する農家の数——農家数は、いかほどでしょうか。お願いします。

○鈴木委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 農政課、染谷です。お答えさせていただきます。現在、病虫害補助金の要綱を策定するため、関係課や関係機関と調整を行っており、詳細については今後若干の変更はあるかと思われませんが、基本的に配布する農家数については、取手市再生協議会に営農計画書を提出している全農家、約1,100戸を対象としています。営農規模が小さかったり、自家消費米のみの農業者が一定数おり、また営農計画書を提出されない方もいると思われしますので、約7割程度の申込みを予想しております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。この補助金というのは、主にカメムシによるものかと思われるんですが、この補助金は、どういうふうに申請すればよろしいのでしょうか。

○鈴木委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 お答えさせていただきます。営農計画書を国に提出する期限が、例年6月末となっております。この段階で、当年度の作付面積が確定しますので、補助金の申請は7月1日以降を予定しております。その際、営農計画書の写しや薬剤購入の領収書、も

しくは委託料の支払証明書を申請書に添付していただくといった形を考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。そうしますと、この薬剤を散布した後に申請ということになるかと思いますが、いかがですか。

○鈴木委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 そのとおりです。基本的にはその申請書に、薬剤をまく計画とか実施日というの盛り込んで——申請書に盛り込んだ形にしようと思っておりますので、基本的には、まいてからという形になると思います。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。そうしますと、その薬剤というの、いろいろ種類あるかと思うんですが、女性でできる薬剤の種類とかというのは、ある程度決まってくるのか、そしてまた、その申請は個人ではなくて何か団体でとか、地域によってとか、そういう申請の仕方になってくるんでしょうか。その辺いかがでしょうか。

○鈴木委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 お答えさせていただきます。使用する薬剤これは、カメムシ対策といったものについては様々なものが販売されております。また値段のほうも、一般的な薬剤については大体金額で言うと、一概には言えないんですけども2,000円台から3,000円台のものが多いようです。こういった種類が多いものなんですけども、自らまたその薬剤を散布する農業者もいれば、農業団体や大規模な農業者に委託してドローン等を使って散布する農業者もおります。農業者のおのおの方法などに対応し、広く補助金を活用していただくために、散布面積に対する補助を今検討していきたいと考えています。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。カメムシに関しては、各農家さん大変苦労していて、カメムシに吸われた跡があると、もうお米も等級外になってしまうということなので、ぜひこの辺はしっかり助成していただけたらと思います。ありがとうございました。以上で終わります。

○鈴木委員長 次に、加増委員。

○加増委員 私のほうから3点伺います。まず、観光事業に要する経費ということで、説明書93ページ、資料は8です。これまでも、私も一般質問でも繰り返し伺った内容ですが、これはこれまでの遠山議員の予算・決算の中でも質疑が繰り返されてきましたけれども、まず93ページの中で、市観光協会の補助金ということで、花火大会、たこあげどんどまつり、桜ライトアップ、それからにぎわい創出の。このようなことがあります、繰り返されて、これが続けられているんですが、観光協会補助ですから、全て観光協会がやることに補助するという事なんですけれども、ここで観光協会丸投げの観光行政でいいのか、そこについて伺います。

○鈴木委員長 岡田副参事。

○岡田産業振興課副参事 産業振興課、岡田です。加増委員の御質疑にお答えいたします。

観光協会では、花火大会をはじめとして様々なイベントを実施しており、各イベントの開催に当たっては、地元の商工業者をはじめとする観光協会の会員の協力が不可欠であると認識しております。観光協会は、日頃から会員の皆様と連携を図っており、各イベントの開催運営についても、より効率的に実施できるものと考えております。一方で、市の観光行政といたしましては、市内の歴史的スポットやアートスポット等の見どころ、グルメ、イベント等を掲載いたしました、観光雑誌るるぶ取手、こちらのほうを作成して、このるるぶ取手は産業振興課の窓口で配布したり、各地域のイベント等で配布することで、取手市の観光のPRの一助になると考えてございます。また、るるぶ取手なんですけど、今年度見直しを実施いたしまして、現在検品している段階でございます。もう間もなく、皆様のお手元にお配りできるというような状況でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 観光協会で行っている、花火が悪いとか、凧あげが悪いとか、それは大事なことだと思います——私も楽しませていただきましたから。ただ、取手市として今お話しされたように、取手市観光行政として、この取手にある歴史それから文化振興策など強化をする、例えば埋文とか本陣、利根川の自然とか、いろんところで取手の魅力あるんで、るるぶにあるだけじゃなくて、もっと表に出るような観光行政を考えてはいかがかと思うんですが。るるぶにあるのは分かりますけど、まだ皆さん、よく分からない、見てない、そういう中で、もっと前に出るようなことは考えられないかということ伺います。

○鈴木委員長 岡田副参事。

○岡田産業振興課副参事 お答えいたします。加増委員おっしゃるように、歴史とか取手のほう、いろいろとございます。ちょっと繰り返しになっちゃうんですけど、るるぶ取手のほうにも、いろいろ市内の魅力あるスポット、こちらが掲載されておまして、市外・県外はじめ、いろいろなところで、このるるぶ取手をPRして、取手に観光にお越しいただくような形で努めている次第でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 前、ひなまつりを取手でやりましたよね。これは、商工会の婦人部がやったかなと思うんですけども。大本になった、つるしびなとかつくっている方に伺ったら、本当によその地域は、市挙げて、行政挙げてやっていると。その力の入れようが違うと。だから取手市は、何年かやったら続かなくなっちゃった。だから、もったいない、もったいない、取手のよさなのに。だから、市が本気出して、観光行政をどうするかって考えていくときではないでしょうかと思います。そのようなことは考えてませんか。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。加増委員おっしゃいますように、コロナ前——数年前まで、ひな祭りということで2月に、商工会女性部の皆さんと協力させていただいて、観光協会のほうからも補助金のほうを支出させていただいていたところでございます。そこで毎年、継続して実施という形でできていただいていたんですけども、やはり女性部の皆さんの負担ですとか、そういったところ、毎年続けていくところの御負担ですとか、市のほうと協議いたしまして、一度

お休みするというような形になったものですから、ひなまつりに関しては、ちょっと今のところ休止というような状況になっているということでございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 取手っていいところなのよねって、歴史があっていいところなのよねっていう声が聞かれる反面、何もやらないねという声も聞かれるんで、そこはしっかりと取手市の行政として、この観光について取り組んでいただきたいと思います。

次に2番目なんですけど、観光協会一般補助金の使途についてなんですけど、説明書を見ますと、観光協会一般補助金493万1,000円、今年ね。令和7年度は408万5,000円です。これ増額されているんですけど、この内容はどういうものなんでしょうか。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。こちら観光協会の一般補助金ということで、観光協会の会計のほうにも一般会計という会計がございまして、この中で消費税の支払い等の事務的などところも担っているんです。そういうところで、観光協会も協賛金ですとか、そういったところで皆様から収入を得ているところもございまして、インボイス制度ということで登録をしております、その消費税の支払いの経費が、このところ増えたということで、増額ということが一番大きな要因となっております。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 資料8番なんですけども、これ資料請求したら、令和6年度の決算額として出されたんです。これ一般補助金の中身なんですけれども、その中で、この当時は238万円ですよ。その前は——令和5年は206万6,000円となっておりますが、その中で一番、一般補助金の中で内訳で多いのが、取手祭実行委員会なんです。やはり今回この493万円と一般補助金の中で、この取手祭実行委員会に占める内容というのは大きいかなと私は見てるんですけど、そこら辺はどうなってますか。

○鈴木委員長 岡田副参事。

○岡田産業振興課副参事 産業振興課、岡田です。お答えいたします。取手祭実行委員会のほうに、補助金のほう120万円という形でお出ししてるような形なんですけど。県内の中でも大きな夏祭りの一つということで、警備だとか仮設トイレのリース料、こういった経費について、補助を行っているような形でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 私も一般質問で、この祭りに対する補助金ということで、政教分離と公職選挙法に関係した一般質問を取り上げたんですけども、やはり観光協会の中の一般補助金の中で、取手祭実行委員会、これ大きなチラシが出されて、取手もバスも止めるというような大きな祭りが東口のほうからやっておりますけれども。その中で問題になったのが政教分離の原則、これをじゅうりんしているのではないかと私も伺いました。こうした公職選挙法違反の疑惑を、憲法と法律遵守で正常な発展をすべきだと考えますが、市政協力員のハンドブックを見ても、変わったのは、収支予算書・決算書の中で、政教分離の観点から神社仏閣等に関する経費については補助の対象になりませんというふうに、はっきり書

かれたんですね。それまでは書いてなかったんですけども、やっぱりこれも取手も——取手市も、こういう疑いがあるということを見ている市民もいますので、そこをきちんと、この政教の分離の原則、それから公職選挙法に抵触しない正常なお祭りをやっていただきたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えいたします。まず観光協会の一般会計からお出しさせていただいてます観光イベント補助金——観光イベント事業補助金なんですけど、こちらにつきましては交付要綱に基づきまして、地域のにぎわいの創出ですとか観光の振興、こちらを目的に交付されているということがございます。加増委員おっしゃいました取手祭り、こちらの補助金に関しましても、当該補助要綱の趣旨に沿ったものとして、祭りの開催のために取手祭実行委員会のほうに支出しているということを確認しているところがございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。

トイレについて伺います。公衆トイレ管理に要する経費なんですけれども、この西口トイレの今後の活用について伺います。

○鈴木委員長 村松補佐。

○村松環境対策課長補佐 環境対策課、村松です。加増委員の御質疑にお答えさせていただきます。取手駅西口公衆トイレの利活用については、令和7年8月に市役所各部署から意見募集を行いました。回答として、倉庫・休憩所など幾つかの御意見を頂いております。また、令和7年12月にはサウンディング型市場調査を実施いたしましたが、応募はいただけませんでした。今後も、トイレ以外の用途として利用できるよう、幅広く検討してまいります。以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 決まらなければ、ずっと100万円近い賃借料を払い続けるということなんですか。

○鈴木委員長 村松補佐。

○村松環境対策課長補佐 お答えさせていただきます。今後も、市の民間提案制度などを利用いたしまして、意見募集を行う予定となっております。

○鈴木委員長 木村次長。

○木村まちづくり振興部次長 環境対策課、木村でございます。現在の西口公衆トイレの借地している賃料、JRにお支払いするのは、跡地利用が決まっても決まらなくても、支払いは続きます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 次、東口駅前公衆トイレについてですが、防犯・安全対策などは、どのようになっていますか。

○鈴木委員長 村松補佐。

○村松環境対策課長補佐 お答えさせていただきます。公衆トイレの室内や出入口にLE

D照明を採用し、明るくする設計といたしております。そのほか、藤代駅南口の公衆用トイレで行っている緊急通報などの機械警備、こういったものと、あと新たに防犯カメラの導入を行い安全性の確保を行っていく予定でございます。以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 利用する方からも心配の声がありましたので、安全対策はしっかり取っていただきたいと思います。

次に行きます。水田農業構造改革に要する経費で、これ私も補正の質疑をしましたので内容は詳しく言いませんが、米の物価高騰で水田農作転作補助金は減額になったわけですから……

[蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす]

○加増委員 米作推進への転換は、どうなってるんでしょうか。どう考えてますか。

○鈴木委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 農政課、染谷です。お答えさせていただきます。国においての水田活用直接支払交付金、これは令和8年度までは継続していくことが決定しておりますので、市においての転作等実施補助金についても引き続き継続してまいります。なお令和9年度からは、国は水田政策を根本的に見直し、水田活用の直接支払交付金を、作物ごとの生産向上等への支援へと転換するとの方針を打ち出しております。具体的な内容についてはまだ提示されていませんが、市としましても、国の施策に沿った農業支援に向けて、動向を注視するとともに準備を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 農家の方は——生産者の方は、本当に米価が安定して売れるようになってほしいということなんで、そこは米価の保証、それから米作推進へ力を注いでいただきたいと思います。その点についての考え方は変わりませんか。

○鈴木委員長 染谷課長。

○染谷委員 お答えします。農政課の立場とすれば、農業者の支援を引き続き行っていくということで考えております。そのためには、各種補助金であったり、農業公社の利用といったもので支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 あと37秒。

○加増委員 この米作問題って、農業問題って、大きな問題だと思うんですが。農業公社と農民・農政の共同で、しっかりと取手市の明確な米増産政策、しっかり転換していただきたい、これは強く私も求めてきましたが、さらに発展させていただきたい。終わりにします。

○鈴木委員長 次に、染谷委員。

○染谷委員 よろしくお願いたします。予防接種に要する経費でございます。任意接種・定期接種、いろいろございますけれども、現在、接種状況はどのようになっているでしょうか。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 保健センターの関口です。ただいまの御質疑に御答弁させていた

だきます。令和7年度の予防接種状況につきまして、本年度の傾向で申し上げますと、インフルエンザが早期に流行した影響を受けまして、インフルエンザワクチン接種が伸びておりますが、一方でHPVワクチン接種につきましては、令和4年から令和6年度までのキャッチアップ期間の終了に伴いまして、接種回数は減少している状況でございます。また、令和7年度から開始しました带状疱疹ワクチン接種は、想定より伸びている状況でございます。接種率に関しましては、子ども向けの定期接種では高い接種率を維持しているものの、高齢者向けの任意接種では接種率が低調な傾向にあります。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。最近なんですけども、ワクチンにネガティブな情報があったり、反対する人たちが結構いたりしますが、その辺の影響というのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 ただいまの御質疑に御答弁させていただきます。確かに委員おっしゃるとおり、コロナウイルスによる影響によって、救済制度というものが確かに発生して——すみません、コロナウイルスワクチンに関する救済制度というのが上がっている状況も加味しますと、確かにそういう情報につきましては、あるというところは認識しておるところでございます。ただ、大きな影響といたしまして、それがワクチン全体の接種率に関わってくるというようなことは考えておりません。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 それでは、接種率向上に向けての打開策みたいなのは何かございますか。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。接種率の具体的な向上の施策といたしましては、公費助成で予防接種を受ける際に、必要な予診票を接種時期に合わせて該当者全員に個別に送付し、接種の勧奨を行っているところでございます。また小児予防接種におきましては、個別送付や乳幼児健診、また子育てアプリ「T o r i C o（トリコ）」で接種スケジュールを管理し周知のほうを行っております。さらに65歳以上の高齢者向けには、肺炎給付金の予診票を誕生日前月に送付し、带状疱疹の定期接種では、はがきを使って受診の勧奨を行っております。そのほかに、市の公式ウェブサイトや広報紙を通じて、予防接種の重要性を広く伝えることで、接種率の向上を目指していきたいと考えております。今後もこれらの取組を継続するとともに、今後も多様な方法を用いて、さらなる予防接種率向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。私も65歳になって带状疱疹ワクチン打ちまして、肺炎球菌ワクチン打とうかなと思ったら、何かワクチンが変わるということで、何か券を交換しなきゃいけないみたいなのがあって、どうしたらいいのかなとちょっと思ったんですけども。その辺も丁寧をお願いいたします。

次に、ごみ減量推進に要する経費についてでございます。今回の予算、キエー口の導入ということがありますが、この経過はどのようなものでしょうか。

○鈴木委員長 吉田副参事。

○吉田環境政策室長 環境対策課の吉田でございます。染谷委員の御質疑にお答えいたします。キエーロにつきましては、土の中に住む微生物、バクテリアの力を利用して、生ごみを分解・消滅させる生ごみ処理機のことを言います。令和5年3月の定例会におかれまして、齋藤久代議員から御紹介いただいたこともあり、その後、令和5年8月1日から1年間実施した家庭ごみ排出量実態調査の結果を踏まえまして、今回、生ごみの減量を推進するため、市民の選択肢を広げる目的として、今回実施させていただきます。またキエーロ、希望する市民の方に対してキエーロを無償で貸与し、モニター調査を実施しまして、生ごみの減量の効果と市民生活における実用性の検証をさせていただくこととなっております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 私も齋藤前議員に見せてもらって、「本当に、これでごみなくなるの」って、ちょっと疑惑の目を向けてしまったんですけど、なくなるようですので、私も今度やってみたいななんて思っておりますけれども、これはやはり庭がないとできない。マンション等ではできないんでしょうか。

○鈴木委員長 吉田副参事。

○吉田環境政策室長 お答えいたします。キエーロにつきましては、土の量が多いほうが、よく消えるというような特性がありますけれども、御家庭の事情もあると思いますので、今回は大きいものと小さいものを2種類用意しております。ベランダなどにも設置できるようなものも用意しております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 これどの程度の目標でやってるんでしょうか。

○鈴木委員長 吉田副参事。

○吉田環境政策室長 お答えいたします。今回は初めて実施するものでもありますので、目標の思いも込めまして、50基を目標に設定させていただいております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。それでは、次に行きたいと思います。地球温暖化対策の推進に要する経費について、太陽光発電についてです。大規模太陽光発電についてなんですが、以前、ある業者さんと話しておりますと、ほぼ取手市以外で設置はできない、取手市はまだ余地があるんだけど、というようなことを言われたんですが。この太陽光発電の——大規模太陽光発電の導入というのは、取手市はどのようになっているんでしょうか。

○鈴木委員長 吉田副参事。

○吉田環境政策室長 お答えいたします。太陽光発電設備につきましては、脱炭素化のための重要なエネルギー源となる一方で、土砂災害リスクや景観への配慮、地域住民との合意形成といった課題も挙げられております。また大規模太陽光発電の多くは、固定価格買取制度などの売電によって事業が成立しているというところもありまして、大規模太陽光発電設備への補助などは市のほうでは実施しておりません。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 補助はなくても、やろうと思えばやれる条件は整っていると考えてよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 吉田副参事。

○吉田環境政策室長 お答えいたします。太陽光発電を——大規模な太陽光発電を設置するには、まず市内に50キロワット以上の事業用太陽光発電設備を計画する場合は、FIT（フィット）制度に基づきまして、住民説明などを実施していただくことが認定の要件となっております。続きまして、茨城県の太陽光発電適正導入ガイドラインに基づきまして、市や県の関係部署と事前協議を行っていただきます。協議が終了いたしましたら、事業概要書の提出をお願いしております。市としては事業を把握しまして、地域の方からの苦情などがあつた場合は——寄せられた場合は、事業者に対応を依頼するなど対応しております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 ということは、条件を満たせばできるということでしょうか。

○鈴木委員長 吉田副参事。

○吉田環境政策室長 そのとおりでございます。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 本当に大変難しい問題だと思うんですね。今、中東のほうでエネルギーの入ってこなくなる危機がある。ここで電力までとなると大変なことになりますので、大規模がいいのか悪いのかというのは非常に難しいと思いますけども、今後も適正な運営をしていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○鈴木委員長 次に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願ひします。まず1点目、乳幼児健診に要する経費について、5歳児健診一次スクリーニング委託料が40万2,000円を計上しております。一般質問においては、巡回方式による健診を検討しているということだったんですけど、伺ったところウェブアンケート調査によるスクリーニングに至ったとのことでした。経緯についてお伺ひします。

○鈴木委員長 渡辺副参事。

○渡辺保健センター副参事 長塚委員の御質疑にお答えいたします。保健センター、渡辺です。令和8年度から実施いたします5歳児健診につきましては、これまで6回のワーキングチームの会議を開催してまいりました。その間にも5歳児健診の実施について、国から実施方法の一部改正が通知され、今年度第3回議会の際に、長塚委員より御質問を受け、答弁させていただいた内容から変更も生じておりますので、現段階において実施予定としている内容について御説明いたします。

まず、令和8年度においては、公立保育所4か所と公立幼稚園に通園している児を対象として実施します。対象児は4歳6か月児となりますので、年中クラスの児が対象となります。実施方法といたしましては2段階方式を採用し、1段階目となる一次健診は、アンケートによるスクリーニングを実施し、2段階目となる二次健診は、保健センターに来所

していただく集団健診で行います。当初は、各園を医師、保健師、心理士を含む巡回チームで巡回し、園において全員に健診を行う巡回方式での実施を検討しておりましたが、国が令和7年8月14日付けで、5歳児健康診査の実施方法について、2段階方式での実施も可能とするという通知を出しました。この背景には、適切なスクリーニングアンケートと専門職による選別があれば、全員を健診しなくても、二次健診でしっかり見るべき子を特定できるという、こども家庭科学研究所の結果に基づくものです。取手市においては、既に機能しております児童発達支援システムという強みがあり、発達に課題のあるお子さんの支援連携に、各保育園、保健センター、こども相談課、こども発達センター、教育委員会が既に当たっている現状があります。そこで、児童発達支援システムでの連携機能と質の高いスクリーニングシステムがあれば、精度の高い2段階方式による5歳児健診が実施できると考えています。そして、その適切なスクリーニング……

○鈴木委員長 すみません。もう少し簡明な答弁をお願いいたします。

○渡辺保健センター副参事 (続) すみません。そこで適切なスクリーニングを行うツールとして、弘前大学の研究結果を活用とした、「ひろこはWebスクリーニングシステム」を導入する予定で準備を進めております。そのため、5歳児……。失礼しました。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 今おっしゃっていただいた弘前大学のスクリーニングなんですけど、ちょっとどういった内容なのか詳しくお願いします。

○鈴木委員長 渡辺副参事。

○渡辺保健センター副参事 こちらですが、一次スクリーニングは、個人——保護者のスマートフォンを利用してのウェブアンケート調査になりまして、お子さんの発達の様子ですとか日頃の困り感などを、お母さんは自分のスマートフォンで回答する、そして保育所の保育士さんにも園での様子を回答していただいて、その結果を組み合わせ、発達などに課題のあるお子さんが抽出されるという仕組みになっているものでございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 精度としては、いかがなんでしょうか。

○鈴木委員長 渡辺副参事。

○渡辺保健センター副参事 お答えします。過去の実績においては、そちらのスクリーニングで、15%から20%のお子さんに課題が抽出され、その約9割が要支援があったという実績が出ております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 保護者の方も確認ができるような形なんでしょうか、アンケートを答えた後は。

○鈴木委員長 渡辺副参事。

○渡辺保健センター副参事 お答えします。保護者の方にも結果表が通知されまして、お子さんの得意・不得意の部分が目で見て分かるようなものが返されるものとなっております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 恐らく、アンケートに答えられないような保護者の方もいらっしゃると思うんですが、そのときの対応についてお願いします。

○鈴木委員長 渡辺副参事。

○渡辺保健センター副参事 お答えします。こちら、5歳児健康診査につきましては、任意の健診ではあるのですが、こちらに回答しない御家庭に関しても、未受診者対策と言いますか、なぜ健診に回答しなかったのか——アンケートに回答しなかったのかというところをお聞きする——お電話をするなどして、なぜ受けなかったかの背景に何か困り事があるかもしれませんので、その辺りは確認していくようにしていきたいと思っています。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 フォローをしっかりとお願いしたいのと、このウェブアンケートで、まず一次スクリーニングということなんですが、保健師の方が直接出向いたりして、子どもを見る機会というの組み合わせるといっているのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 渡辺副参事。

○渡辺保健センター副参事 お答えします。一次スクリーニングだけでなく、日頃からの巡回相談などの組合せによりまして、心配なお子さんというのが恐らく把握がされてくると思いますので、健診の前後に私どもも出向いて目で確認して、このお子さんにはどのような支援がいいのかという辺りを確認してまいりたいと思っています。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 とても就学前の重要な健診になりますので、しっかりよろしくをお願いします。次の質疑に移ります。母子保健に要する経費について、産婦人科・小児科オンライン相談サービスが317万9,000円計上されております。こちらの目的と効果について、お伺いします。

○鈴木委員長 渡辺副参事。

○渡辺保健センター副参事 お答えします。小児救急輪番制病院であるJAとりで総合医療センター、守谷第一病院の休日夜間救急体制が見直されたことから、令和8年度より休日夜間において診療の縮小が実施されます。病院が開いてない際に限って、お子さんが熱を出したり、けがをしたりと、今受診したいのに受診できないという心配は、子育て世帯にとって大きな負担となると考えられます。そのような中で、オンライン相談の中でも、産婦人科医・小児科医・助産師が対応を約束して、休日や夜間などにもリアルタイムに会話が可能なオンライン相談ができ、写真を1枚添付して質問を送ることができる相談や、医師・助産師による医療記事や子育てポイントなどを解説するライブ動画などの様々なコンテンツを持ったオンライン相談の存在をほかの自治体の事例から把握しましたので、部内で協議した結果、取手市に住む妊婦さん、そして子育て世代が不安を解消して安心感を感じながら子育てできる環境を整える一助とすることを目的として、このオンライン相談を導入します。

○鈴木委員長 渡辺副参事ですけれども、質疑に的確に簡明に答弁をお願いいたします。

○渡辺保健センター副参事 はい、失礼しました。そして、効果につきましては、ゆとり

を持った育児が支援されて、孤立を防いで、産後鬱や虐待リスクを軽減させる効果があると考えます。あと、オンラインだからこそ相談のハードルが下がって、支援が届きにくい層にも支援が届く可能性があります。また、このオンライン相談は費用がかかりませんので、一度相談を体験して、これはいいと思ってくださった方には、リピーターになると考えられ、これにより保護者が度々発生する課題に関して、自ら解決できるようになっていく可能性があると考えております。このオンライン相談は、単なる医療のアドバイスを超えて、子育て世代が安心していくための一助になるものと考えています。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 利用見込みのほうは、どの程度を想定していらっしゃいますでしょうか。

○鈴木委員長 渡辺副参事。

○渡辺保健センター副参事 お答えします。このオンライン相談の開始は、令和8年6月1日と考えておりますが、それまでに広報・ホームページ・母子手帳アプリT o r i C o (トリコ)のほか、妊娠届出時、赤ちゃん訪問と、保健センターが行う直接お母さんと対面する機会を通じましてPRをしていきますので、様々な有効活用につなげていけると考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 今、利用促進の方法だったかなと思うんですが、利用見込みの数としては、どの程度を想定していらっしゃいますでしょうか。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 それでは、ただいまの長塚委員の御質疑に御答弁させていただきます。保健センター、関口です。見込み人数ということの御質疑だと思います。こちらのオンライン相談につきましては、ゼロ歳から18歳までの子どもがおられる家庭の親御さんが利用できるということになりますので、そのゼロ歳から18歳までの人数につきまして、今現在ちょっと正式に数は把握してないんですが、ゼロ歳から18歳までの親御さんが利用できるというところでお伝えさせていただきます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 ほかの自治体で、導入したけれどもほとんど使われてないという自治体もあるようなので、利用促進でしたり周知のほうを引き続きよろしくお願いします。

次に、創業支援事業に要する経費についてです。創業支援事業補助金の交付先が、取手市商工会に変更となっております。その件について伺います。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。創業支援事業につきましては、平成27年2月に一般社団法人取手起業家支援ネットワークが設立されまして、取手市との連携創業支援事業者として、これまで11年間、各種創業支援事業に取り組み、創業前及び創業期の事業者の支援に努めてまいりました。この間におきましても、創業環境のほうは変化しておりまして、国が推進する特定創業支援事業等、こちらでは経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野を網羅した継続的な支援が求められており、セミナー開催にとどまらない創業後の定着・成長を支える伴走型支援の重要

性が高まってきていると考えております。こちらの事業につきましては、市議会の予算・決算審査特別委員会からも御提言をいただいているところでございますが、来年度からは、創業支援事業のソフト事業につきまして商工会で実施していく予定でございます。このため、補助金の交付先についても商工会となっております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 伴走型支援が必要になってくるということだったんですけど、今までの一般社団法人取手起業家支援ネットワークさんではなかなか厳しいので、取手市商工会ということになったという理解でよろしいですか。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えします。これまでも例えば創業スクールの実施ですとか、そういったときに取手市商工会のメニュー等をお知らせするというようなことを実施しております、商工会のほうにはおつなぎはしていたんですが、より一層、地元に着した地域の商工業者が地元集うところ——取手商工会のところで、継続的に事業を実施していくということで、商工会でのほうで来年度の事業は実施するというところでございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 では次に、補助金の額が減額になった理由についてお願いします。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えします。今年度——令和7年度なんですが、創業支援事業といたしましては、メニューとして創業スクール、ビジネスプランコンテスト、社長塾、起業セミナーといった4事業のほうを実施いたしました。創業スクール以外の3事業につきましては、創業機運醸成事業となりまして、創業無関心層に対しての起業への関心・意欲を高めるための事業ということで実施しまして、一定の効果を得たものとは考えております。来年度なんですが、創業前や創業期の事業者に対する直接的な支援に焦点を当てまして事業が行われる予定でございまして、事業数も絞られていることで、前年度と比較すると減額という形になっております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 そうすると、とは言っても、令和8年度動いていく中で、補助金が少ないとか、そういうことであれば、増額の余地もあるということよろしいですか。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 来年度の事業につきましては、もちろん商工会と事業の計画とかで調整等を行っているところではございますが——そうですね。必要であれば、そのときに補正等が発生するという可能性はないわけではないと考えております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 あと予算説明書の中で、今年度から起業家タウン取手という文言がなくなつたんですけど、それはなぜでしょうか。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えします。こちら起業家タウン取手、起業で取手の

町を元気にするというキーワードなんですけど、これ特に消したというわけでは——なくなったというわけでもないんですけども、取手起業家支援ネットワークのほうが発立したときに、一緒にそのようなキーワードを掲げて盛り上げていこうというところもあったものですから、ちょっとここで、ソフト事業が取手市商工会のほうには動くということで、特に落としたということではないんですけども、継続して創業支援のほうは続けていくという形でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 商工会の役割もまた増えるというわけなんですけど、そうなってくると、商工会事業補助金出されているものも人件費ということなので、ぜひそういったところも検討しながら、しっかり進めていっていただければと思います。以上です。

○鈴木委員長 次に、本田委員。

関口次長。

○関口健康福祉部次長 すみません、保健センターの関口です。先ほど長塚委員のほうから、どのぐらいの利用見込み人数だということの御質疑なんですけど、1月1日現在でゼロ歳から18歳までにつきましては、約1万3,000人の取手市民の方がいらっしゃいます。この事業につきましては、保健センターでも大きく期待しているところなので、より多くの方が利用していただければと考えております。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

〔長塚委員頷く〕

○鈴木委員長 次に、本田委員。

○本田委員 よろしくお願ひします。私から、まず公的病院等運営補助金についてお伺ひしたいんですけども、これ省令によって決まった金額ということで、特別交付税から補助金が出されるということなんですけども、取手市独自の上乘せ金額とかというのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 保健センター、関口です。ただいまの御質疑に御答弁させていただきます。公的病院運営補助金に係ります特別交付税措置につきましては、平成28年度までは100%でしたが、その後、減額となる制度改正がございました。そのため、現行の制度で申し上げますと、おおむね総額の6割から7割が特別交付税で措置されている試算ができますので、3割から4割は市が特別交付税以外として負担していることになるかと考えられます。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 今の御説明だと、いわゆる特別交付税が一財に1回入りますよね。その中で市財が入るのが大体3割くらいですよ、ということよろしいですかね。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 おっしゃるとおりでございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。今、医療機関って——多くの医療機関が赤字になっ

ているということです。それで特に救急医療だけ見ると、本当に赤字がかさむというふうに言われております。そういった中で、こういった補助金というのは、地域医療とか救急医療を支えるには本当に必要だなというふうに、私もその重要性というのは認識しております。ただ、茨城県で救急時の選定療養費徴収が行われていて、この影響がどういうふうになってるのかということが、ちょっと私、気になっているところであります。そのため、徴収が行われてから、県内のある地域では、徴収の対象じゃないところの医療機関を希望するとか、そういったところに搬送がされるというようなことも、ちょっと耳にしてるところもあるんですね。そういったところで、例えばJA総合とりで医療センターと医師会病院のほうにこの補助金が出ているわけですが、実際、搬送数の推移、これをお聞きしたら、ちょっと把握できていないということだったんですけども、この公的病院のこの収支、例えば——医師会のほうに搬送数が増えちゃっているとか、そういうことがあるのかどうかとか、本当は知りたいんですけども、これ把握できてないということなんで、ここはちょっと調べていただきたいなと思うのと。あとそれと、実際こういう補助金を出すことによって、公的病院の収支というのがどうなっているのか、これを把握されているのかどうか、お聞きします。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。JAとりで総合医療センター及び取手医師会病院の収支というところの御質疑だと思います。JAとりで総合医療センターにつきましては、合同というか——広域のほうで経営しておりますので、取手医師会単独での——すみません、JAとりで総合医療センターの単独での収支決算というのは公表されておりません。また、取手医師会病院につきましても、ホームページを見ますと、令和5年度までは収支決算が計上されているんですが、令和6年度につきましては掲載されておりませんので、今現状で、委員がおっしゃる黒字なのか赤字なのかというところについては把握してございません。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 やっぱり補助金出して、市財——市の財政入ってるわけですから、この辺、様々な機会を通じて実際の医療機関の現状というのを、しっかり把握していただきたいなと思います。

続きまして、農業振興に要する経費で、有害鳥獣駆除委託料についてです。予算説明書の84ページになります。イノシシがかなり増えているという状況になってると思うんですけども、令和7年度のイノシシの駆除数、これ分かりますでしょうか。

○鈴木委員長 岡田補佐。

○岡田農政課長補佐 農政課の岡田です。今、令和7年度の駆除数ということなんですけど、前の年度からちょっと参考で申し上げさせていただきますと、令和3年度は8頭。令和4年度、36頭。令和5年度、35頭。令和6年度、126頭。令和7年度が3月8日現在でございますが、67頭となっております。令和6年度、これに比べますと今年度は捕獲頭数が少ない状況となっております。以上でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 これ稲戸井調整池がすみかになっていて、調整池……。

〔「調整池」と呼ぶ者あり〕

○本田委員 調整池ですか。どっちが正しいんですか。

○鈴木委員長 調整池。

○本田委員 調整池ね。稲戸井調整池【「稲戸井調整池」を「稲戸井調整池」に発言訂正】に住んでいたと思うんですね。住んでいたということで、恐らくこれ今、稲戸井調整池【「稲戸井調整池」を「稲戸井調整池」に発言訂正】、掘削してますから、それで大分下流のほうに流れていったんじゃないかなとふうに思います。実際、ハンターの高齢化とか、あとそういった課題とか、それから本当にこれ駆除に関する費用って足りてるのかなというのは、ちょっとその辺どうなのかなというところがありまして、実際イノシシ駆除1件当たりで、どのくらいの経費がかかるのかお伺いします。

○鈴木委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 農政課、染谷です。お答えさせていただきます。有害鳥獣駆除委託料の費用内訳としましては、わなの設置・運搬・見回り・捕獲個体回収などが主な項目として挙げられます。また、イノシシの目撃情報が入った際には、その都度、担当職員とともに現地を確認して、わなが設置できる状況なのかどうか等も判断をしております。そのため、目撃情報や、わな設置箇所の増加による見回り回数や個体の回収が増えれば、必然的に委託料も増額となってくるとお考えいただけます。一概に、駆除1件にかかる費用といった算出は、ちょっと難しいかなと考えております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 予算足りているのかどうかというのが、ちょっと不安で、実際どうなんでしょう。

○鈴木委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 お答えさせていただきます。今年度——令和7年度から、取手市においては鳥獣被害防止計画を策定して、国の補助を頂きながらイノシシの駆除を行っております。この駆除については、国補対象になる物件として、わなの購入とか、それからイノシシの処分費、こういったものが対象になっていきますので、今後もそれらを活用しながら、駆除に力を入れていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 どうもありがとうございます。実はイノシシは、2015年の鬼怒川の決壊——9月、そこからやってきたと言われて——そういうふうに使われてるんですけども。当時、この定例会でイノシシに対する対応について議会で取り上げられてるんですよ。私、議事録ちょっと確認をしたんですけども。そのときに、対応をする予定がないというような答弁がされていて、ちょっと対応が後手になってるというところから、イノシシがすごく増加したという、そういった経緯があります。今、熊が大分南下してきてるんですね。例えば栃木だと、足利あたりまで来ていて、茨城でも目撃情報があると。利根川の上流だと、高崎あたりでも目撃情報があるという状況なんですね。

〔蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす〕

○**本田委員** それを考えると、熊って実はイノシシより泳ぐのが上手なんですよ。そう考えたら、今後侵入させないということも重要だと思うんですけども。熊の想定しているかどうか、お伺いします。

○**鈴木委員長** 岡田補佐。

○**岡田農政課長補佐** 農政課の岡田です。お答えさせていただきます。こちらちょっと茨城県とも確認を取ったんですけども、現在、茨城県内での直近の目撃情報なんですけれども、昨年の大子町のほうで数件あっただけで、もちろん人的被害はないという状況でございます。当然ながら、それ以外の茨城県内での目撃情報はないという現状なんです。こちらのほうで、茨城県のほうでは茨城県ツキノワグマ管理計画というのを作成しておりまして、その中で警戒監視体制の整備は、当面、県北地域という形に——ちょっと残念ながら今のところなっております、取手市の近隣地域からの熊の目撃情報等は入っていませんので、現段階では、取手市においては熊の侵入に対する対策は施していない状況でございます。ただ、こちら非常に今後注視していかなければいけないことですので、県とも連携を図り、情報共有は随時しているところでございます。以上でございます。

○**鈴木委員長** 本田委員。

○**本田委員** ありがとうございます。私、実は利根川の上流から流れてくるのが一番怖いと思うんです。大子から歩いてくるといのは多分ないと思うんで、そこら辺をやっぱり注視していただきたいなと思っております。では、これ終わりにします。

続いて、空き家店舗活用事業についてです。説明書の91ページになります。まず、令和7年度の直近での利用数・利用実績をお伺いします。

○**鈴木委員長** 岡田副参事。

○**岡田産業振興課副参事** 産業振興課、岡田です。本田委員の御質疑に答弁いたします。令和7年度の利用者数は、新規の利用者数が4件、令和6年度からの継続の利用者が4件で、合わせて8件となっております。以上です。

○**鈴木委員長** 本田委員。

○**本田委員** ありがとうございます。直近での、補助終了後の継続状況の件数とか割合とかというのは、分かりますか。

○**鈴木委員長** 岡田副参事。

○**岡田産業振興課副参事** お答えいたします。空き店舗活用補助金、こちらを利用された事業者の現在の状況についてなんですけど、平成24年度からこの補助金のほうがスタートしまして、現在までで49件の申請があり、空き店舗活用が図られているのかなという認識でございます。そのうち、継続を確認しているのは——商工会を通してになるんですけども、37事業者の継続を確認しております。そのほか7事業者については、何らかの理由で廃業という形で、あと残り5事業者につきましては、移転等で確認ができないという状況になっております。以上です。

○**鈴木委員長** 本田委員。

○**本田委員** 令和6年度の決算委員会——昨年の9月なんですけども、関川委員から、予算に対しての執行率が低いという指摘があったんですね。事業効果の検証と執行状況の分

析を丁寧に行って、実効性の高い支援につながるようにという趣旨の発言が最後にされております。これについて、8年度予算も7年度予算と同じ480万円ということなんですけども、こういった指摘を受けた上で、8年度ではどのようにこの事業を進めているのか、最後にお伺いします。

○鈴木委員長 岡田副参事。

○岡田産業振興課副参事 お答えいたします。本田委員おっしゃるとおり、令和7年度と令和8年度、予算額は同じでございます。こちらの空き店舗補助金のほうなんですけど、どうしてもこの事業者から申請があって、それに対して補助するという形で、ちょっと数字的には読めないような形になってございます。ただ一応、前々からの実績とかを踏まえながら、対応できるような体制を取って、周知に関しましては、今までどおり広報とか、あとは茨城県の宅地建物取引業協会、こちらのほうを通じて広めているような形を取ってございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 やっぱり、継続できる形ということで進めていただきたいなと。商工会のほうに入られてると、そういった支援もやりやすいということを私も認識しているんですけども、やっぱりより多くの事業者さんが続けられるような、そういった支援を実効性あるもので、しっかりやっていただきたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 次に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしく申し上げます。私、乳幼児健診に要する経費です。先ほど、長塚委員が質疑しましたので、ちょっと一部もう明らかになったこととかもあるんですが。これは、ちょっとすみません、私聞き逃しもあるのかしれませんが、新たに実施することになった、そもそもの経緯というもの、5歳児の——これをちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○鈴木委員長 渡辺副参事。

○渡辺保健センター副参事 保健センター、渡辺です。佐野委員の御質疑にお答えいたします。5歳児健診を実施するに至った経緯です。国が定めている健診は、1歳6か月、3歳児、そして就学前に実施されている健診がありますが。3歳から就学児の健診までに健診がなくて、配慮が必要なお子さんに対して、早期介入をすることがなかなかございませんでした。そのような中、国のほうで、令和10年度までに5歳児健診の100%実施を通知しておりまして、取手市においても令和8年度から段階的に実施していく予定としております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。実施方法については先ほど御答弁にありましたので、こちら健診を実施することでの市としての効果の見込み、こういった効果が生じるかということはどう見込んでいらっしゃるのか、もう一度お聞かせください。

○鈴木委員長 渡辺副参事。

○渡辺保健センター副参事 お答えいたします。支援が必要なお子さんへの早期発見と早期介入によりまして、就学前において、発達の課題だけではなく、生活リズムや食習慣・

睡眠等の課題、または生活困窮などの家庭内の課題を把握して、支援につなげられる効果があると考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。ぜひ、新規事業なので、できるだけスムーズに進んで、うまくいくことを願っております。

続きまして、妊産婦・子育て女性の健康づくり事業に要する経費です。予算説明書 76 ページです。前年度から予算減少した理由をお伺いいたします。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原健康づくり推進課長 健康づくり推進課、海老原と申します。お答えさせていただきます。今回の令和 8 年第 1 回定例議会のオンライン説明とも重複しますが、議案第 12 号、令和 7 年度一般会計補正予算（第 9 号）のオンライン説明の際に、本年度財源として見込んでいた国の補正予算【「補正予算」を「補助金」に発言訂正】が不採択となったことから、事業規模を縮小して執行を今年度行いました。それで、その補助金は再度交付を受けることができないことから、令和 8 年度につきましても、同様の理由により予算を減少し、事業内容を見直しております。——すみません。国の「補正予算」と申しましたが、国の「補助金」の誤りです。訂正のほうお願いいたします。

○鈴木委員長 訂正を認めます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 減額が物すごい金額の減額になっているので、これからの事業なんかも大分見直しが大きくかかるようなことだと思うんですけども、令和 7 年度の事業実績についてをちょっとお伺いしたいと思います。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原健康づくり推進課長 令和 7 年度の事業実績ですが、取手ウェルネスプラザにお越しいただき、対面による講座と、自宅などからオンラインによる参加の講座の 2 種類がございます。令和 7 年度は延べ人数としまして、2 月末現在で、対面教室 21 名、オンライン教室 52 名の参加実績となっております。以上となります。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 これ前回の予算からすると、多いんですか、少ないんですか、市としての受け止め方というのはどうなんでしょうか。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原健康づくり推進課長 令和 7 年度の当初予算から、国の補助金をもともと見込んでいて、その内容で事業を見込んでおりましたが、参加者の意見とか参加状況とか、その辺も踏まえた上で、補助金がなくなったことを踏まえて、新たに利用者——今までの講座に参加していた方などに同等の講座ができる内容で、新たな 8 年度事業を見直している状況でございますので、事業規模としましては、額としては少なくなっておりますが、内容的には充実させていきたいと考えております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 21 名と 52 名の数が多いと受け止めているのか、少ないと受け止めているの

かという質疑だったんですが。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原健康づくり推進課長 実際に対面で21名参加しておりますが、取手市の場合には、近くの産婦人科等の医療機関でも、そういった講座もやっていることから——うーん。今後、数は増やしたほうが——参加人数が多ければ多いほうがいいとは考えているんですが、21名の方に対してのきめ細かなサービスができたというふうに考えております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 産科とかでも同じようなことをやっているというようなことで、今あったんですけど、何でやっているの分かってて同じようなことをやったのかなと思うんですけど、何か企画的には違う企画で人を集めることはできなかったんでしょうか。

○鈴木委員長 櫻井副参事。

○櫻井健康づくり推進課副参事 健康づくり推進課の櫻井です。ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。確かに、ほかの産婦人科等でやっているというのを今お話しさせていただきましたが、本事業におきまして、今年度はZ o o mを活用したオンラインによる講座もやっている、そういったところが違いとしてあったのかなと思っております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうですね。妊産婦や子育て女性にとっては、本当にしっかりやっていただく分、これ本当いい取組だと私は受け止めてるんですけども、今後どのようなニーズを把握してマッチングさせていくか。ほかのところでやっていることと重複しないような形、オリジナリティーを高めて、ぜひやっていただきたいと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原健康づくり推進課長 健康づくり推進課、海老原です。お答えさせていただきます。参加者や関係機関等からの意見に耳を傾け、そのときに合った子育て女性の健康づくりに今後も寄与してまいりたいと考えております。また、今後同じような年齢のお子様を抱える母親のコミュニケーションの一つとしていただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上となります。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。ぜひ推進していただきたいと思います。

続きまして、商工振興審議会に要する経費についてです。仮称として、取手市商工業振興計画について、取手市商工業振興計画の策定について、メンバーや調査方法などの詳細をお伺いいたします。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。まず、現在の取手市商工振興審議会の委員、メンバーですが、取手市商工振興審議会条例に基づきまして、まず市商工業者といたしまして、市内に事業所のある大企業、また事業者、金融機関から合わせて8名。市議会の議員から1名。学識経験者といたしまして、大

学の准教授1名。合計10名の構成となっております。こちらは、今後策定に取り組んでいきます取手市商工業振興計画、こちら今は仮称なんですけど、こちらの会議におきまして、基本方針、重点事業の企画、施策の総合調整などについて御審議をいただくという予定になってございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 計画の策定とか、私的には、通常コンサルとかに事前調査を委託することが多いなというふうな認識もあるんですけども、今回、金額を見ると予算の金額がかなり少額ということになってます。これすごく気になるところで、逆に心配な面もあるんですけども、この予算内で今後どのように進めていくかをお伺いいたします。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えいたします。作業の基本的なところは、担当の職員のほうで調査——アンケート調査なんかは、今年度実施したところなんですけども、そういうところから、さらにアンケートや計画策定に必要な計画素案の検討などを進めていくんですが、今年度中の策定に関しましては、コンサル等への委託は考えてはおりません。予定してはおりません。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 コンサルとかは考えていないというよりは、この金額だとちょっとコンサルにお願いできない金額なのかなというふうに逆に思います。予算が決まっている以上は、その中で策定していかなきゃいけないと思いますので、どうかこの金額内で潤滑に策定のほうを進めていただきたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 続いて、岡口委員。

○岡口委員 私からは、空き店舗活用事業に要する経費について質疑させていただきます。本田委員のほうで、ほぼ同じような質疑をされて、大体のことは理解できました。幾つか確認——確認というか質疑させていただこうと思います。まず1点目なんですけれども、補助対象額の上限月5万円、補助期間を1年間というふうに、これは全く昨年度と同様になっております。私、この場で昨年度同じ質問をさせていただいております。その効果の見直しとか、そのようなことをされてこの限度額なんですか。お願いします。

○鈴木委員長 岡田副参事。

○岡田産業振興課副参事 産業振興課、岡田です。岡口委員の御質疑にお答えさせていただきます。取手市内の家賃の相場というのが大体10万円程度ということで、過去の実績とかから見込んでございます。それで、あとは近隣自治体の受付というか、申請の要件等も確認させてもらって、取手が10万円程度の家賃のところが多いというところもございまして、10万円の上限2分の1で、上限5万円という形で設定のほうはさせてもらっております。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 分かりました。ありがとうございます。本田委員のときに4件、令和6年と7年度、4件、4件という実績があったということなんですけれども、この効果はあったと考えていらっしゃるのでしょうか。この目的に、空き店舗の有効利用と、まちのにぎわ

いづくりの促進ということを挙げられていらっしゃると思いますが、4件——2年連続で4件ということなんですが、これ効果があったとお考えでしょうか。

○鈴木委員長 岡田副参事。

○岡田産業振興課副参事 産業振興課、岡田です。お答えいたします。令和6年度・令和7年度と、申請のほうは4件ずつという形で、効果があったかということなんですけど。この事業、平成——先ほど本田委員からも御質疑あったときに、平成24年度から事業を実施いたしておりまして、これまででは49件の空き店舗に対して、申請して補助が交付されたという形で。こちらについては、空き店舗の49件ということで、一助につながったのかなというふうに認識はしているところでございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 分かりました。3番については、御答弁いただいた内容にありましたので、割愛させていただきます。

4番です。制度の効果を踏まえた補助額及び補助期間の見直しの考えを伺います。経済状況も変わってまいりました。いろいろな状況が変わってくる中での、この補助制度についてお伺いいたします。

○鈴木委員長 岡田副参事。

○岡田産業振興課副参事 お答えいたします。本補助制度における現在の補助金額や補助期間については、より多くの事業者に対して補助制度を利用していただくとともに、一時的な補助だけではなく、継続的な支援を行うように設定されているものと認識しております。時代の流れとともに、地域の実情や物価等についても変化が生じてきているものと考えてございます。また、補助期間については、1年間から複数年間に延長することにより、事業者をより継続的に支援することが可能になるというふうなことは考えてございます。

一方で、これまで市内の事業所を続けてこられた事業者の方とのバランスなども考慮する必要があると考えてございます。この点につきましては、先ほどもお話ししましたが、近隣自治体の状況等も踏まえながら検討を進めてまいりたいと思います。また、9月の予算・決算審査特別委員会において御提言いただきましたが、現在、市内の空き店舗の数やその他所在の把握、さらなる利用の促進を図るために、その手法や抽出する項目等について、茨城県宅地建物取引業協会様のほうと調整を図りながら把握に努めようとしているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。平成24年から続いているということで、一番最初はお店の改修とかも頂いていたと思います。それがもうなくなった状況で、5万円の1年間ということですので、さらに空き店舗の有効利用、そしてまちのにぎわいづくり促進のために、この制度が運用されていかれることを願って、終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○鈴木委員長 最後に、海東委員。

○海東委員 委員の海東と申します。よろしくお願いたします。予算書163ページ、説明書74ページ、母子保健に要する経費につきまして、質疑をさせていただきます。そ

の中でも、新生児聴覚検査についてでございます。予算説明書にもありますように、助成額の単価を増額することが見込まれています。まず、助成単価増額の経緯や目的、また増額することにより見込まれています効果などにつきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 小笠原補佐。

○小笠原保健センター課長補佐 保健センターの小笠原です。海東委員の御質疑に御答弁させていただきます。初めに、新生児聴覚検査の助成額を増額した経緯について、御説明させていただきます。新生児聴覚検査の助成額については、茨城県内で統一された単価になりますが、聴覚障がい早期発見・早期対応の重要性が広く認識されており、これにより適切な支援を早期に提供することが、子どもの言語発達や社会的発達に大きな影響を与えることが明らかになっております。これを背景に、県は新生児聴覚検査の受診率を向上させるため、助成額を増額することといたしました。

次に、増額の目的は、助成額を増やすことで検査にかかる自己負担をさらに減少させ、受診者の経済的負担の軽減を積極的に図っていきます。

最後に、期待される効果としましては、受診率の向上と、それに伴う早期発見率の向上が挙げられます。早期に聴覚障害が発見されることで、適切な療育支援を遅くとも6か月までに迅速に開始でき、子どもの発達を促進することが可能になります。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。十分理解できました。

次に、その増額になります金額、単価につきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 小笠原補佐。

○小笠原保健センター課長補佐 お答えいたします。新生児聴覚検査の助成額を増額に関する具体的な単価についてですが、増額後の助成単価としては、新生児1人当たり3,000円から2,000円増額し、5,000円となります。予算額は対象人数――出生数480人に5,000円を掛けた240万円を計上しております。この増額により、検査費用の自己負担が大幅に軽減され、より多くの家庭が安心して検査を受けることができるようになると思います。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解できました。手厚くなるというところで、受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

では、こちらの検査、また助成額を増加する、そういった周知などをどのように進められるのか。また、検討などはあるのか。その点につきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 小笠原補佐。

○小笠原保健センター課長補佐 お答えいたします。新生児聴覚検査は、おおむね生後3日以内に実施しております。新生児聴覚検査の受診促進と助成額増額の周知につきましては、母子健康手帳の交付時に新生児聴覚検査受診券を配付し、検査の重要性と助成額について周知しております。また、茨城県により、県内の病院や産婦人科クリニックにポスター掲示やリーフレットなどが配布される予定です。また、乳児全戸訪問時には、母子手帳で受診状況や結果を確認し、検査を受けていない児がいた場合は、保護者に受診勧奨も行

っております。市としては、市の公式ウェブサイトやSNS、さらに子育てアプリT o r i C o（トリコ）を活用し、助成額の増額に関する最新情報を定期的に発信することで、市民が常に最新の情報にアクセスできるようにしてまいりたいと考えます。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。十分理解することができました。いつもありがとうございます。引き続きまして、よろしくお願い申し上げます。

では、次に移ります。予算書194ページ、説明書90ページ、創業支援等事業に要する経費につきまして、私も質疑させていただきたいと思っております。先ほどの質疑応答より、本事業につきましては内容が新たに改定されるということでありました。私から、3つの事業につきまして、お尋ねします。まず、創業スクール事業についてでございます。予算額が減額になります要因、またその内容のほうも変わるのか、そちらのほうにつきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。創業スクール事業につきましては、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に含まれる事業でございますので、国からの認定を受けた特定創業支援等事業といたしまして、令和7年度と同様に、カリキュラムを策定して事業を実施するというような予定でございます。また、この創業スクールの予算の減額につきましては、商工会で事業を実施することを予定しておりますので、例えば事務経費にかかる人件費、そういったところが通常の商工会業務内で行われるような形にもなりますので、そういうところで支出の抑制に寄与しているものと考えております。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。十分理解することができました。ありがとうございます。そういったところで経費の削減、そういったところも考えられているというところで、理解することができました。ありがとうございます。

では次に、創業者個別相談会事業についてでございます。こちらはこれまでになかった事業ではないかと思っております。具体的には、どのような形式で進められるのか、また想定しているのか、こちらの点につきましてお尋ねします。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えいたします。この個別相談会事業でございますが、創業初期段階における事業者に対しまして、専門家による継続的な支援を実施することで、事業計画の実効性及び収益性の向上、財務、労務管理などの適正化を図り、事業の持続的発展に寄与することを目的に実施する事業でございます。形式につきましては、各回ごとにテーマを定めまして、テーマに沿った——例えば中小企業診断士の方ですとか、税理士の方ですとか、そういった専門家の方を招聘して、個別相談を通じて、各事業者の状況に即した地域の補完及び経営課題の解決を図りまして、創業後の円滑な事業運営・経営基盤の強化に資するというのを目的としております。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。これから創業を予定されている方、創業間もない方におきましては、とても心強いと考えますけれども。時には、ミーティング形式といいますか、ほかの方の、例えば情報交換だったりですとか意見交換、そのようなミーティング形式での相談会ということも有効ではないかと考えます。ほかの方がどういうふうにされているのか、そういったことを知りたいという方もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、そのような検討、想定というのは、市のほうから何か提言などができるのかどうか、その辺りにつきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えいたします。なかなか予算上では見えづらいというところもあるんですけども、様々な事業を通じて、こちらの創業者に限らず、異業種交流会ですとか、そういったところを通じて、企業・事業者の皆さんが横につながっていくというところも、非常に重要視されている企業の方もいらっしゃいますので、そういった調整とかというところはやっていきたいと考えております。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解することができました。よろしく願いいたします。

では、最後でございます。これまでもセミナーなどは開催されていたと思いますけれども、令和8年度は集客アップセミナーが見込まれています。集客というところに当てましたセミナーと考えますけれども、こちらを検討された経緯など、また事業費の積算などにつきましてお尋ねします。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えいたします。まず、事業実施の経緯といたしましては、こちらの集客アップセミナー、こちらについてホームページ開設、またSNSの運用等は、事業認知の拡大や採用活動、こちらのほうに広く活用が可能でありまして、創業期の事業者にとりましては、多面的に事業成長へ貢献するツールとなるものと考えております。そこで、導入方法ですとか導入後の利用について、複雑な点も多いために、広く集客や情報発信に関する知識を専門家から取得するセミナーを実施するという事業になってございます。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解することができました。なかなか集客が難しいという課題なども、創業される方からは聞いたりも、よく聞かれるところではないかなと思うんですけども。その辺りも対応されていくということで、さらなる充実が図られていると、そのように受け止めさせていただきました。事業のほうも、改めまして一層の創業支援等に期待されるところでございます。いつもありがとうございます。引き続きまして、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○鈴木委員長 先ほど、本田委員の質疑の中で「稲戸井調整池」という発言がありました。が……

○本田委員 正しくは調節池です。

〔「正しいほう言えばいいんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 今、事務局のほう確認しましたら、稲戸井調節池——池（いけ）と書いてるんですが、池（ち）と読みます。

○本田委員 国交省では、池（いけ）と読んでます。

○鈴木委員長 今、事務局のほうで確認しているのでは、稲戸井調節池。池（いけ）と書いて池（ち）と読みます。そのように訂正してよろしいですか。

○本田委員 はい。

○鈴木委員長 委員長は訂正を認めます。

以上で、衛生費、農林水産業費、商工費の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から、疑義ある委員はおりますか。加増委員。

○加増委員 空気読めない。すみません。1点だけです。説明書で73ページにある乳幼児健診に要する経費の中で、5歳児健診という話が2人の方から出されましたけれど、確かに5歳児健診は大事なところだと思うんですが、この説明書で、令和8年度から新たに公立保育所の5歳児を対象にと具体的に出てるんですが、その理由が分からないんですよ。公立保育所の子ども。それについて、どうなんだろうかと思いました。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 保健センター、関口です。ただいまの御質疑に御答弁させていただきます。公立保育所ということで予算説明書のほうには記載がございますが、令和8年度につきましては、公立保育所並びに公立幼稚園の5か所ですかね——で実施をさせていただいて、令和10年度に向けて段階的に拡充していくというようなことになりますので、令和8年度は試行的に公立保育所並びに公立幼稚園というところで記載のほうをさせていただきました。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 幼稚園とか保育園の子どもたちが対象だというのは、それは悪いわけではないんだけど、公立保育所とか幼稚園は1年に1回は健康診断やってると思うんです。それから専門的な保育士さんとの接触の中で、5歳児の発達というのはきちんと押さえていると思うんですが、一番心配なのは、どこにも行っていない5歳児がどういう状況なのか。そのまま学校行っていいのかどうかって心配。そこなんだと思うんですが、そこも含めて今後検討していくということでいいんですか。

○鈴木委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 ただいまの御質疑に御答弁させていただきます。令和8年度につきましては、公立というところで限定させていただきましたが、令和9年度には、この民間の保育所、幼稚園等が入ってございます。さらに、幼稚園、保育所等に行っていない5歳児のお子様も当然いらっしゃいますので、その方には保健センターのほうから個別に通知のほうを出させていただいて、集団健診という形で会場のほうでやっていただくと、このようなことで漏れのないように実施していきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。加増委員。

○加増委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

○山野井議長 御指名ですか。1個だけいいですか。三、四分で終わるので。

○鈴木委員長 山野井議長。

○山野井議長 2人の委員から創業支援についてお尋ねがありました。多分、前年度の予算委員会でその事業の効果検証で、委員会で結構厳しく指摘されていたところだったと思うんですよ。予算が半分ぐらいになっていて、その中で一般社団法人取手起業家支援ネットワークさんに直接下ろしてた事業だと思うんですけど、今回一切、予算書も説明書もその支援事業者の名前が出てきてないんですけど、いわゆる予算措置がなくなっているの、今後の付き合い方とかってどうなるのかなと思って。一応300万円ごそっとなくなっちゃっていて、ビジコン——コンテストとか社長塾とかがなくなっちゃって、300万円ぴったりそれがなくなっているの、それをいわゆる商工会のほうでも同じメニューができるというような内容でいいんですかね。

○鈴木委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。これまで一般社団のほうのMatch（マッチ）と言われる取手起業家支援ネットワークのほうに補助金のほう出ささせていただいたソフト事業をやらせていただいたんですけども、社団法人、一社のMatch（マッチ）のほうに関しましては、インキュベーションオフィスの運営ですね、こちらのほうは引き続き担っていくような形になります。

また、市と商工会の関係ということでございますが、こちらのほうとしては連携創業支援事業者として、創業支援と事業計画に取手市ですけども、計画のほうに三者で連携して創業支援を担っていくというような形で予定してございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。これで議案第17号のうち、衛生費、農林水産業費、商工費について質疑を打ち切ります。

次に、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、一時借入金、歳出予算の流用を議題といたします。

災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、一時借入金、歳出予算の流用への質疑通告はありませんでした。これで、質疑を打ち切ります。

これで、本日予定された審査は終了いたしました。

委員長から全員に申し上げます。本日の委員会記録は、本日中午にサイドボックスへ議会事務局が掲載いたしますので、御一読いただき、明日行います副委員長総括質疑のための委員間討議に備えるように希望いたします。

これで、一般会計予算・決算審査常任委員会を散会します。

午後 時 分散会

【ここまで校正済み】

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

一般会計予算・決算審査常任委員会委員長 _____

一般会計予算・決算審査常任委員会副委員長 _____

速報版 ● 未校正